

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)		根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)		
	区分	分野										団体名	支障事例			
4	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童発達支援センターにおける外部搬入について	児童発達支援事業等には當利企業や特定非営利活動法人が多く参入しているが、地域の中核的な児童福祉施設である児童発達支援センターの必要性は市町村においても高まっています。厚生労働省においては人口1万人規模に於ける外部搬入を認めても良いとしています。	児童発達支援事業等には當利企業や特定非営利活動法人が多く参入しているが、地域の中核的な児童福祉施設である児童発達支援センターの必要性は市町村においても高まっています。厚生労働省においては人口1万人規模に於ける外部搬入を認めても良いとしています。	児童発達支援センターにおける外部搬入については、5年以上前から特区等の活用によって取り組まれてきています。児童発達支援センターへの給食の外部搬入を認めたとしても食の安全性等の観点から特段の影響は想定されない。なお、これを認めるに当たっては、食の安全性や食育の観点に配慮することや、障害特性に応じた食形態に配慮すること、他の教育機関等への搬入実績のある業者であること等を搬入業者の要件としています。従うべき基準を見直しても担保することが可能と考えられます。	児童発達支援センターにおける外部搬入については、5年以上前から特区等の活用によって取り組まれてきています。児童発達支援センターへの給食の外部搬入を認めたとしても食の安全性等の観点から特段の影響は想定されない。なお、これを認めるに当たっては、食の安全性や食育の観点に配慮することや、障害特性に応じた食形態に配慮すること、他の教育機関等への搬入実績のある業者であること等を搬入業者の要件としています。従うべき基準を見直しても担保することが可能と考えられます。	厚生労働省	神奈川県	北海道、静岡県、大阪府、岡山県、宮崎県	○本自治体内における児童発達センターで、構造改革特区を活用した給食の外部搬入を導入しているセンターは複数あるが、調理施設は基準上必要とされているため、センター内には設置している状況である。給食の外部搬入は、機器に支障をきたしていないことから可能であり、児童発達支援センターの設備促進方策としても有効と考えられる。ただし、給食設備を有することを前提として運用されている設備基準の要件緩和については、特区活用施設の実態を検証して判断すべきである。	○第1期障害児福祉計画では、児童発達支援センターを各市町若しくは圏域で1箇所設置することとされているが、自園調理のハーベルが高く、新たに設置することが難しい状況である。保育所等と同様の要件を附した上で外部搬入を認めてよいと考える。	○児童福祉法改正に伴う障害児いん福計画に係る基本指針において、国では、地域の中核的な位置づけで児童発達支援センターを各市町村ごなくとも1箇所以上設置することを基本とする。とされているが、道内(政令市を除く)14箇所で178市町村中市2町の設置となっている。整備が進まない理由のひとつとして、建物の構造や整備費用等の関係から調理室を設けることが困難であることが挙げられている。	○実際に、保育所等訪問支援及び障害児相談支援の指定も受け、地域支援を行っている児童発達支援事業所もあるが、センターの施設基準に必要な調理室の確保が問題となり、児童発達支援センターの指定を受けられていない。		
27	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等における保育士の配置基準の緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について、児童の年齢別配置基準については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定められており、また、児童の年齢基準日は、国の通知(特定教育・保育等に関する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について)(平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第27号・雇児発0823第1号)により、従うべき基準として、保育所等における児童の人数及び年齢に応じて定められる保育士配置基準について、年度初日の前日となる児童の年齢別配置基準に基づき保育士を配置しなければならず、保育士確保が困難な現状及び出産後の早期就労などによる就労家庭の増加の中、年齢以上の保育士配置数が必要となり、年度途中の保育所途中入所になつていても、0歳児の年齢別配置基準に基づき保育士を配置しなければならず、保育士確保が困難な現状及び年齢に応じることも可能となるよう緩和を求める。	保育所における保育士の児童の年齢別配置基準については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和22年12月29日厚生省令第63号)により、従うべき基準として、保育所等における児童の年齢別配置基準に基づき保育士を配置しなければならず、保育士確保が困難な現状及び年齢に応じて定められる保育士配置基準について、年度初日の前日となる児童の年齢別配置基準に基づき保育士を配置しなければならず、保育士確保が困難な現状及び出産後の早期就労などによる就労家庭の増加の中、年齢以上の保育士配置数が必要となり、年度途中の保育所途中入所になつていても、0歳児の年齢別配置基準に基づき保育士を配置しなければならず、保育士確保が困難な現状となつていても、0歳児の年齢別配置基準に基づき保育士を配置しなければならず、保育士確保が困難な現状及び年齢に応じることも可能となるよう緩和を求める。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	内閣府、厚生労働省	長洲町	福島県、茨城県、知多市、津市、新宮町、大村市	○本市において、年度途中の保育所入所が非常に厳しい状況となっているため、保護者は本来1歳まで取得できる育児休業を2月末で終了させた後に児童を入所させ復職をしている事例や、4月の入所予定を変更する事例がある。保育士の継続により、年度途中で入所の可能性が広がり、保護者がゆとりある育児休業期間の確保ができる。	○0歳児の保育ニーズにおいては子満1歳迎え育児休業から復帰する時期に合わせ、年度途中より段階的に増加するため、満年齢に応じた職員配置をすることが可能であれば、待機児童の解消につながる。	○留意事項通知に基づき最低基準上必要とされる保育士の必要数については、入所児童に変動が無くても児童年齢の増加により変動することとなるが、公定価格は年度を通して同一の単価が適用されることに鑑み、年度当初における児童年齢に応じた保育士数を配置するよう民間保育所に指示しているため、その必要が無くなれば施設改修や保育士の増員なく、定員を増やすことも可能となる。	○本市では保育士確保は困難な現状である。満年齢での配置基準運用は、保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、強力な運用ができるのが望ましい。	○待機児童解消のため、近年施設整備を進め利用定員増加につながったが、H29.4.1現在で低年齢では待機児童が発生し、5歳児では待機児童が発生しない状況となった。今後、適切な候補地等も見つからないことから施設整備を行予定が立たない状況にある。配置基準を緩和することで児童の満年齢に応じた適切な保育の提供を実施できるとともに、保護者の育児休暇の取得期間の確保、待機児童の解消に繋がるものである。	○本市も同様の支障事例があり、待機児童の解消の観点から緩和の必要性がある。	
38	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	待機児童発生時における保育室等の居室面積基準の緩和	第一次地方分権一括法等により、保育所への入所基準が緩和され保育所における保育室等の居室面積基準の緩和を、都市部だけではなく、待機児童が発生している。また、児童の恐れのある地方都市においても一時的に適用できるよう省令の改正を求める。	子ども子育て新制度の施行により、保育所への入所基準が緩和され保育所への入所が容易になってことや共働き世帯の増加により、3歳未満児の受け入れが増加している。	一時的な需要の高まりに対する備えのために過剰な設備投資ができないような自治体において、子どもの受け入れを諦めることなく、待機児童対策に積極的に取り組むことができるることにより、国の待機児童解消加速化プラン及び一億総活躍の実現に資する。	○児童福祉法第45条第2項	内閣府、厚生労働省	須坂市	ひたちなか市、宇美町、新宮町	○近年増加傾向にある0、1歳児の入園希望者の受入対応にあたり、建築年次の古い園舗においては、保育室数の不足に起因する乳幼児の面積不足が支障となっている。	○本市でも待機児童が年度途中から発生しており、またこれ以上の施設の増改築は困難な状況である。保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、強力な運用ができるのが望ましい。	○待機児童解消のため、近年施設整備を進め利用定員増加につながったが、H29.4.1現在で低年齢では待機児童が発生し、5歳児では待機児童が発生しない状況となった。今後、適切な候補地等も見つからないことから施設整備を行予定が立たない状況にある。面積基準を緩和することでより多くの児童に保育の提供を実施できることとともに、保護者の家庭と仕事の両立、待機児童の解消に繋がるものである。	○保育士の確保は出来ているが面積基準によって希望の保育園に入園できなかった児童が多い。		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
258	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育室等の居室面積基準の緩和	第一次地方分権一括法等により、標準となっている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけではなく待機児童が発生している新興住宅地等も適用できるよう見直しを求める。	保育室等の面積基準については、すでに第一次地方分権一括法及び関係政省令等により一部地域で「従うべき基準」から「標準」に緩和されているが、要件が厳しく(前々年の待機児童数100人以上から前々年の住宅地の公示価格の平均額が3大都市圏の平均を超える)、大阪府においては要件を満たす大阪市、豊中市及び吹田市以外でも20市町村で待機児童が発生しているところである(H28年4月現在)。	居室面積基準の緩和によって一人でも多くの児童を受け入れることにより、待機児童の解消につながり、一億総活躍社会の実現に資する	・児童福祉法第46条第2項 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(平成23年法第37号) ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律の一部の指定に関する厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平成23年9月14日政令第289号) ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(平成23年9月21日厚生労働省告示第314号)	内閣府、厚生労働省 大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市	高槻市、宇美町	○面積基準の関係で、兄弟同施設利用ができない、利用を断念されるケースもあることから、一定の緩和によって、一人でも多くの子どもを受け入れ、待機児童・利用保留児童を解消することが必要である。			
223	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所・認定こども園における代替職員の特例配置	保育所・認定こども園において、突然の正規職員等の退職や長期休業等により緊急の保育士・保育教諭の確保に苦慮する職員等の退職や長期休業等により緊急の保育士・保育教諭の確保に努めたものの、緊急的な保育士・保育教諭の確保ができない場合に、職員不足により待機児童が発生するケースや、公定価格の減算対象となるケースに限り、保育士・保育教諭を確保するまでの間、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭として代替配置することを可能とする。	年度当初の時点で職員配置に余裕がない施設においては、年度途中に正規職員等の退職や長期休業等により緊急の保育士・保育教諭の確保に苦慮するケースや、年度途中から入所希望者を受け入れできないケースが発生している。	年度途中での保育士・保育教諭の確保が困難な場合に、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭の代替職員として配置可能とすることで、年度途中の保育希望者の受け入れや、保育士・保育教諭の急な長期休業・退職等に柔軟に対応することが可能となる。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条 ○保育士確保が困難な状況下で、年度途中退職や長期休業などがみられ、各保育所が相当苦慮していることから、制度改正が必要であると考える。 ○現状で、保育士配置に余裕がなく、年度途中においても確保に苦慮する状況がある。保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、彈力的な運用ができるのが望ましい。	内閣府、文部科学省、厚生労働省 宇治市	ひたちなか市				
259	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等の設置に係る採光基準の緩和	建築基準法施行令(昭和25年5月24日法律第201号)により、保育所等の採光基準が施設に義務付けられ、保育所等の設置が困難となっていることから、当該基準の改正を求める。	高層マンションの建設ラッシュ等により都市部を中心とする新設の必要性が高まっている。しかし、都市部においては新設するための用地を確保することができるが困難であるため、賃貸物件を活用して保育所等の整備を進めているが、物件でもあっても、建築基準法施行令の採光基準を満たさないため、整備を断念せざるを得ない場合があり、待機児童の解消が困難となっている。	保育所等の設置促進が図られ、待機児童の解消につながり、一億総活躍社会の実現に資する。	・建築基準法第28条 ・建築基準法施行令第19条	内閣府、厚生労働省、国土交通省 大阪府、京都府、和歌山県、大阪市	高槻市、大村市	○保育所等の立地については、利便性の高い地域が特に求められるところ、都市部においては、用地や物件の確保が困難な状況であり、採光基準の緩和により、物件の選択の幅が増えることで整備の促進につながる。 ○現在、本市に支障事例はないが、今後、本市もそのようなケースが考えられる。			
257	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等の人員配置基準の緩和	保育士不足による待機児童の解消を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和25年12月29日厚生省令第63号)第33条第2項に定められている保育士の数の算定について、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有する認定ものを保育士の数として算定できるよう同基準第95条及び第96条の改正を求める。	国の「待機児童解消加速化プラン」により、府内でも保育の受け皿及び保育士確保を進めているところであるが、府の調査(平成26年1月)によれば、約8割の保育園が5年前と比較して保育士の確保が困難と回答しているところである。全国的な待機児童の解消を図るために、平成28年4月から保育士配置要件の弾力化が図られているが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第97条で定める「各時間帯において必要な保育士」を配置できたとしても、保育士の数として算定できなければ、児童の受け入れができないケースが発生する。	第95条、第96条が定める「園全体として配置しなければならない職員」として、大阪府が育成を検討している「保育支援員」を位置づけることにより、要件弾力化の効果が發揮されて児童の受け入れが図られ、ひいては待機児童の解消につながる。 なお、提案が実現された場合は、保育の質を確保するために、本緩和措置と情報公開(「保育の質」「保育士の処遇改善」「見える化」)に取り組むこととする。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条及び96条認定こども園法	内閣府、厚生労働省 大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市	高槻市、新宮町	○事業者からも保育士確保が非常に困難である旨相談を受けているところであり、実際に利用調整において、弾力利用の部分で保育士不足を理由に利用受け入れができないケースが発生している。			

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	規制法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
7	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	後期高齢者医療保険料の年金特別徴収の要更希望制度導入	後期高齢者医療保険料の徴収において、「介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額」が「年金受給額」の2分の1を超える者は、後期高齢者医療保険料の特別徴収の対象外とされている。 ここでいう「年金受給額」は、「年金受取者や年金種別により定められた優先順位が第1位の年金の受給額」であり、「優先順位が第2位以下の年金の受給額」の方が高額であっても考慮されない。 このような制度であることから、半年ごとに特別徴収と普通徴収の切り替えを繰り替える事例もあり、特別徴収を希望する被保険者からの苦情が相次いでいるほか、納付し忘れによる滞納が発生している。	被保険者の利便性向上に資するとともに行政事務の簡素化及び後期高齢者医療保険料の確実な徴収につながる。	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第23条第1号 介護保険法施行令第42条	厚生労働省	小都市	潘田市、いわき市、いたちなか市、文京区、川崎市、小松市、福井市、長野市、多治見市、焼津市、伊豆の国市、豊橋市、津島市、大津市、京都府、大阪市、松原市、田原本町、松江市、広島市、光市、山陽小野田市、德島市、今治市、東温市、福岡市、飯塚市、田川市、五島市、熊本市、宮崎市、鹿児島市	○当市でも保険料の支払いが、例年年金からの特別徴収への変更が生じても、引き続き特別徴収であると認識して滞納となる被保険者が発生している。本人が年金からの特別徴収を希望するのであれば、被保険者の利便性の向上、また確実な保険料の徴収のためとも普通徴収から年金特別徴収へ変更が可能となるよう求めれる。 ○当区においても、同様に年々ごとに特別徴収と普通徴収の切り替えを繰り返す事例が相当数ある。そのため、特別徴収を希望する被保険者からの苦情もあるほか、普通徴収に切り替わったことをご理解いただけない方の納付漏れや滞納がかなり発生している。なお、苦情等の正確な件数は把握していないが、直接連絡があった方以外にも不満等をお持ちの方は多いといったらしく推察される。 ○毎年、特別徴収の対象外となるため(保険料の合計額が年金支給額の2分の1を超えたため)、納付方法が普通徴収に変更となる被保険者が発生している。納付方法を変更時に保険料の未納が発生することが多いため、本市では、該当者に対して普通徴収に変更になった旨と口座振替勤続の通知を行っているが、被保険者によつては、特別徴収の继续を希望される方がいる。 ○優先順位第1位の年金以外に多額の所得がある被保険者は保険料が高額となり、特別徴収の対象外となる場合が多いので、本人の希望により特別徴収へ変更できるとよぶ。 ○長年、納付方法が特別徴収であったにもかかわらず、保険料改定や年額の収入増により2分の1判定でやむなく普通徴収へ切り替わるケースがあるが、突然、納付方法が切り替わることは被保険者によつても分かりにくい上、未納が発生する可能性がある。継続して特別徴収を行うことは被保険者によつても望ましいことであり、安定した徴収にもつながると考える。 ○普通徴収の被保険者には、体が不自由で銀行等へ納付に行なうことが困難である人がいる。また、口座振替の場合で、残高不足による滞納が発生することによりトラブルとなっている。 ○そのため、特別徴収に切り替えてほしいという要望が年々増加している。 ○この変更により、納付忘れや被保険者とのトラブルが解消される。 ○当市においても提携市と同様の支障事例が発生している。年金からの支払い能力があるにも関わらず年金特別徴収に変更出来ないのは、行政側の都合でしかない、被保険者の利便性を損なっている。このことから、特別徴収から普通徴収に切り替わる場合に納付書が送付されても気が付かない、あるいは、納め忘れにより滞納となり、苦情となるケースがある。 ○このことから、提案のよき後期高齢者医療保険料の徴収について、被保険者の希望により、普通徴収から年金特別徴収へ変更できるようにする方法、または、年金種別等により定められた優先順位1位の年金受給額ではなく受給する全ての年金で判定を行い特別徴収可能な場合は特別徴収を行なうこととし、被保険者が口座振替を希望する場合には変更を認めることとした方が、被保険者の利便性向上につながり、行政事務の簡素化及び後期高齢者医療保険料の確実な徴収につながる。 ○本市においても、同様の支障事例があります。介護保険料は原則特別徴収であるのに、なぜ後期保険料はできないのか、金融機関へ支払いに出向くのは高齢者には大変だなどの苦情はあります。また、普通徴収では納付が滞りがちな滞納者であっても、特別徴収に変わると納付が進む現状にあります。保険料の収納率向上のためにも制度改正の必要性を認めるものです。	回答欄(各府省)		

管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	
	区分	分野								支障事例			
										団体名	支障事例		
13	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童支援員の要件の緩和	・児童福祉事業又は放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した経験があり、放課後児童支援員となる場合に、高等学校卒業者等の要件の範囲を中学校卒業者まで拡大する。 ・中学校卒業者について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とする。	○放課後児童健全育成事業においては、放課後児童支援員の配置が必要とされており、放課後児童支援員になるには、保育士等の基礎資格の保有者であり、かつ放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了しなければならない。 ○現行では、放課後児童支援員認定資格者研修を受講するための基礎資格を持たない無資格者は、①高等学校卒業者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの、②高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適切と認めたもの以外放課後児童認定資格研修の受講が認められていない。 ○本市には、約10年間放課後児童クラブで勤務している者で中卒の者(男性、30代)がおり、その者の勤務日に子どもたちが放課後児童クラブに行きたいというほど、子供から慕われていて、リーダー的な業務も行っている。 ○家庭の事情等で、高校を中途退しており、素行が悪いわけではない。 ○高等学校の卒業資格を得るにも、放課後児童クラブの勤務がほぼ毎日あるため難しく、支援員としての資格がないため、長期間放課後児童クラブで勤いたキラニアがあるのに、勤務を継続するモチベーションが下がっている。 ○保育士資格の場合、5年以上の実務経験があれば、中卒者であっても、保育士試験の受講資格を認められるため、同様に既存の2年間の実務経験に上乗せする等により、中学校卒業者にも支援員研修の受講資格を認められないか。	○中学校卒業者が放課後児童クラブでキャリアを積むことができるることにより、放課後児童支援員の確保に資する。  ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	厚生労働省	豊川市	秋田県、福島県、ひたちなか市、川越市、逗子市、豊田市、名古屋市、豊橋市、京都市、龜岡市、出雲市、倉敷市、淡路市、庄原市、徳島県、熊本県	○本県においても、次のとおり支障事例がある。最終学歴が中学校卒業である放課後児童クラブ従事経験者から放課後児童支援員認定資格の取得について相談を受けたが、取得には高等学校卒業者等の要件があるため、経験が豊富であるにかかわらず、資格の取得が認められなかった。 ○クラブ創設当初(約15年前)から当該クラブで勤務しているが、中卒のため、放課後児童支援員となることができない者いる。年齢で上級卒業認定試験や保育士試験を受験するには、資格が大きい、クラブで主任支援員を務める者から中卒だが認定資格研修を受講可能か問合せがあった。支援員にはなれないが補助員として勤務可能と回答すると、人材確保が困難ななか、補助員ではなく主任支援員を配置する必要があるアシント編成で支障を来すことであった。 ○本市には、約10年間放課後児童クラブで勤務している者で、外國の中學と高校を卒業している者がいる。各団の高校卒業者にも支援員研修の受講資格を認めたり、実務経験等で受講資格を認めることができない。 ○本市にも中卒者のため、補助員となっている者がおり、中卒者にも支援員研修の受講資格を認めることにより、放課後児童支援員の確保に資する。 ○放課後児童健全育成事業においては、放課後児童支援員の配置が必要とされおり、放課後児童支援員認定資格の保有者であり、かつ放課後児童支援員認定資格研修の受講を修了しなければならない。 ○本市にも、約3年間放課後児童クラブで勤務している者で、中卒の者(女性、50代)がおり、その者は行動力を待ち合わせて施設内に於ける主任の役割を果たしている。その者は健康的な事情から、高校をめぐなく中退したもののため。高等学校の卒業資格を得るにも、年齢のなものや放課後児童クラブの勤務がほぼ毎日あることなど難しい状況にある。その者は、毎年実施される支援員資格取得研修に受講したい旨の意思表示をしているところがあるが、中卒者であるとか受講要件を満たさず受講できない状況にある。保育士資格の場合、5年以上の実務経験があれば、中卒者であっても、保育士試験の受講資格を認められるため、同様に既存の2年間の実務経験に上乗せする等により、中学校卒業者にも支援員研修の受講資格を認められるよう要綱の緩和をお願いしたい。 ○クラブの代表している支援員がおり、認定資格研修を受ける意欲は十分にあるのだが、中卒者といっただけで受講資格が認められず、本人的にはショックを受けている様子。現行では、平成32年3月31日までに支援の単位ごとに最低1人は放課後児童クラブを配置しなければならないとされている。放課後児童支援員を確保するためにも、中卒者にも一定期間の実務経験を必要とさせ、認定資格研修を受けることができるよう受講資格を認めさせてほしい。 ○本市においても、10年以上放課後児童クラブで勤務している者で中卒の者がおり、長期間放課後児童クラブで子どもたちの支援経験と十分なキャリアがあるものの放課後児童支援員としての資格要件を満たさないため、高校卒業資格を取るために、勤務を制限しないが、学校に通っている者いる。今後、中卒者であっても、放課後児童支援員として十分な知識と実務経験がある場合に放課後児童支援員の認定資格研修の受講が可能となりは、支援員雇用の確保方策につながる。 ○本市では、学校教育法による高等学校と認定されない学校を卒業した補助員について、研修の受講ができない事例がある。補助員のスキルアップという面からも研修受講は必須と考えているが、単に学歴要件を緩和するのではなく、職員の要件を定めた規定に次の1号を追加する。(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適切と認めたもの ○放課後支援員の要件を中学校卒業者まで拡大することにより、人員不足の解消の手立ての1つとなり得るが、具体的な事例等はない。 ○5年放課後児童クラブ指導員として勤務し、十分な知識や技能を持つ者であっても、高校卒業資格がないため、放課後児童支援員になれないケースもある。 ○放課後児童支援員の人材及び資格の確保は不可欠であるため、放課後児童健全育成事業の運営基準の中で実務経験を求めて質の確保が図れるのであれば、参画したい。 ○本市の放課後児童クラブにおいて中学校卒業者任用の実績がある。 ○本県においても、平成28年度に、実際に中学校卒業者の方が2名、放課後児童支援員認定資格研修の受講申込を行ってきた。 ○本市においても、放課後児童クラブに中卒者(高校中退)が勤務しており、どれだけ現場で経験を積んだとしても、放課後児童支援員認定資格者研修を受講するための基礎資格を認められない実態があります。 提案者が述べているように、勤務に対するモチベーションの維持・向上や保育士試験の受講資格との整合を図る観点から、中学校卒業者にも支援員研修の受講資格を認める必要性を感じます。 ○本市においても、民設民営にて放課後児童クラブが数多く運営されており、最終学歴は中学校卒業程度であるが、放課後児童健全育成事業における実務経験が豊富な指導員が複数見受けられる。しかし、現在は、放課後児童支援員の配置が省令により定められていることから、從事経験が豊富な指導員であっても、補助員としてしか働けない現状があり、各クラブでは、別途、有資格者の確保の必要性に迫られている状況にある。このことから、本件について緩和措置を行うことができれば、有資格者の確保について、有効な手段となるものと考えられる。 ○積極的な支障事例ではないが、本市においても当該事業の拡充を図るためにあり、特に放課後児童支援員の確保に苦慮している状況の中、補助員として一定の実務経験があり、資質的にも支援員となる適性があると考へる補助員がいるが、高等学校中退という学歴のため、支援員として任用ができるない事例がある。提案にあるように保育士資格と同様に取り扱い、実務経験に上乗せて支援員研修の受講を可とすることは、根拠的にも妥当性があると考えられ、人材確保の可能性を広げるという観点からも有効であると考える。	回答欄(各府省)		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
185	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童健全育成事業における職員の資格制限に関する規定の緩和	中学校卒業者について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とする	中学校卒業者が放課後児童クラブとして放課後児童クラブでキャリアを積むことができ、放課後児童支援員の確保に資する。	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	厚生労働省	半田市	秋田県、福島県、ひたちなか市、静岡市、豊橋市、愛知県、岐阜市、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、神戸市、兵庫県、奈良県、和歌山県、沖縄県、熊本県	○本県においても、次のとおり支障事例がある。最終学年が中学校卒業である放課後児童クラブ従事経験者から放課後児童支援員認定資格の取得について相談を受けたが、取得には高等学校卒業者等の要件があるため、経験が豊富であるにもかかわらず、資格の取得が認められない。 ○本市にも中卒者のため、補助員となっている者がおり、中卒者にも支援員研修の受講資格を認めることにより、放課後児童支援員の確保に資する。 ○クラブの代表をしている支援員がおり、認定資格研修を受ける意欲は十分にあるのだが、中卒者といううえで受講資格が認められていなかったり、本人的にはシヨウクを受けていたりする様子。 ○32年3月31までに支障の単位ごとに最低1人は放課後児童支援員を配置しなければならないとされている。放課後児童支援員を確保するためにも、中卒者にも一定期間の実務経験を必要とさせ、認定資格研修を受けたことによって受講資格を認めてほしい。 ○本市においても、10年以上放課後児童クラブで勤務している者で中卒の者がおり、長期間放課後児童支援員であるにもかかわらず、補助員としてしか勤務できなくなるという相談があった。若者の中卒者であれば、高卒認定試験を受ければ良いが、昔から現場で勤務している経験豊富な支援員が、新制度に合わせるために、これから高卒認定試験を受けなければならないのは負担が大きい。 長年放課後児童クラブに従事している経験豊富な職員が、しっかりとした処遇や地位に就き、活躍できるようにすることは、放課後児童支援員の質の向上や量の確保を行いながら、放課後児童クラブを運営するために必要な向上や量の確保であります。 放課後児童の場合は、中卒の場合には、その倍である4年間勤いた場合には受講資格を認めることができるのはないが、中卒の場合は、放課後児童クラブが制度化される前に小学校の保護者会を中心に設立した経緯があり、全てのクラブが民営である。15年以上放課後児童クラブで勤務している者(女性、50代)が中卒であり、民間経営者から市に、当該者が支援員になることが「できず」、実績がある支援員であるにもかかわらず、補助員としてしか勤務できなくなるという相談があった。若者の中卒者であれば、高卒認定試験を受けなければ良いが、昔から現場で勤務している経験豊富な支援員が、新制度に合わせるために、これから高卒認定試験を受けなければならないのは負担が大きい。 長年放課後児童クラブに従事している経験豊富な職員が、しっかりとした処遇や地位に就き、活躍できるようにすることは、放課後児童支援員の質の向上や量の確保を行いながら、放課後児童クラブを運営するために必要な向上や量の確保であります。 放課後児童の場合は、中卒の場合には、その倍である4年間勤いた場合には受講資格を認めることができるのはないが、中卒の場合は、放課後児童クラブが制度化される前に小学校の保護者会を中心に設立した経緯があり、全てのクラブが民営である。15年以上放課後児童クラブで勤務している者(女性、50代)が中卒であり、民間経営者から市に、当該者が支援員になることが「できず」、実績がある支援員であるにもかかわらず、補助員としてしか勤務できなくなるとい	○本県においても、次の一とおり支障事例がある。最終学年が中学校卒業である放課後児童クラブ従事経験者から放課後児童支援員認定資格の取得について相談を受けたが、取得には高等学校卒業者等の要件があるため、経験が豊富であるにもかかわらず、資格の取得が認められない。 ○本市にも中卒者のため、補助員となっている者がおり、中卒者にも支援員研修の受講資格を認めることにより、放課後児童支援員の確保に資する。 ○クラブの代表をしている支援員がおり、認定資格研修を受ける意欲は十分にあるのだが、中卒者といううえで受講資格が認められていなかったり、本人的にはシヨウクを受けていたりする様子。 ○32年3月31までに支障の単位ごとに最低1人は放課後児童支援員を配置しなければならないとされている。放課後児童支援員を確保するためにも、中卒者にも一定期間の実務経験を必要とさせ、認定資格研修を受けたことによって受講資格を認めてほしい。 ○本市においても、10年以上放課後児童クラブで勤務している者で中卒の者がおり、長期間放課後児童支援員であるにもかかわらず、補助員としてしか勤務できなくなるとい	回答欄(各府省)	
302	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	中学校卒業者について放課後児童支援員認定資格研修を受講可能とすること	中学校卒業者について放課後児童支援員として勤務できるよう見直し	中学校卒業者が放課後児童クラブでキャリアを積むことができることにより、放課後児童支援員の確保に資する。	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	厚生労働省	出雲市	秋田県、福島県、ひたちなか市、静岡市、豊橋市、愛知県、岐阜市、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、神戸市、兵庫県、奈良県、和歌山県、沖縄県、熊本県	○クラブ創設当初(約15年前)から当該クラブで勤務しているが、中卒のため、放課後児童支援員に就くことができない者がいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験するには負担が大きい。クラブでの主任支援員を務める者から中卒だが認定資格研修を受講可能な問合せがあった。支援員にはなれないが補助員として勤務可能と回答すると、人材確保が困難ななか、補助員ではなく、支援員を配置する必要があるアント編成で支障を来すことであった。 ○放課後児童支援員認定資格研修の受講は高等学校卒業者等の要件があるため、高等学校中退などにより中学校卒業者などしている者も、長年、放課後児童健全育成事業に従事してきた者は放課後児童支援員にならうと活躍できるようになります。放課後児童支援員として十分な知識と実務経験がある場合に放課後児童支援員の認定資格研修の受講が可能となれば、支援員雇用の確保方策にもつながる。 ○本県においても、当該事業の拡充を図るために、特に放課後児童支援員の確保に苦慮している状況の中、補助員として一定の実務経験があり、資質的にも支援員となる適性があると考える補助員がいるが、高等学校中退という学歴のため、支援員として任用ができない事例がある。管理番号13の提言にあるように保育士資格と同様に取り扱い、実務経験に上乗せして支援員研修の受講を可とすることは、根拠的にも妥当性があると考えられ、人材確保の可能性を広げるとい	○クラブ創設当初(約15年前)から当該クラブで勤務しているが、中卒のため、放課後児童支援員に就くことができない者がいる。年齢を考えると高卒認定試験や保育士試験を受験するには負担が大きい。クラブでの主任支援員を務める者から中卒だが認定資格研修を受講可能な問合せがあった。支援員にはなれないが補助員として勤務可能と回答すると、人材確保が困難ななか、補助員ではなく、支援員を配置する必要があるアント編成で支障を来すことであった。 ○放課後児童支援員認定資格研修の受講は高等学校卒業者等の要件があるため、高等学校中退などにより中学校卒業者などしている者も、長年、放課後児童健全育成事業に従事してきた者は放課後児童支援員にならうと活躍できるようになります。放課後児童支援員として十分な知識と実務経験がある場合に放課後児童支援員の認定資格研修の受講が可能となれば、支援員雇用の確保方策にもつながる。 ○本県においても、当該事業の拡充を図るために、特に放課後児童支援員の確保に苦慮している状況の中、補助員として一定の実務経験があり、資質的にも支援員となる適性があると考える補助員がいるが、高等学校中退という学歴のため、支援員として任用ができない事例がある。管理番号13の提言にあるように保育士資格と同様に取り扱い、実務経験に上乗せして支援員研修の受講を可とすることは、根拠的にも妥当性があると考えられ、人材確保の可能性を広げるとい	回答欄(各府省)	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	
	区分	分野									団体名	支障事例		
104	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童支援員の配置数の緩和	中山間地域において、放課後児童支援員1人で実施可能とする。	○本市には、特定農山村法、山村振興法、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公的施設の総合整備のための特別措置法等に関する法律が適用される。 ○中山間地域には、全校児童数が非常に少数の小学校があり、数年前から放課後児童クラブの開設を実現するに至り、待機学童の解消に貢献する。 ○中山間地域には、全校児童数が非常に少人数の小学校があり、数年前から放課後児童クラブの開設を実現するに至り、待機学童の解消に貢献する。 ○中山間地域には、全校児童数が非常に少人数の小学校があり、数年前から放課後児童クラブの開設を実現するに至り、待機学童の解消に貢献する。 ○中山間地域には、全校児童数が非常に少人数の小学校があり、数年前から放課後児童クラブの開設を実現するに至り、待機学童の解消に貢献する。 ○中山間地域は豪雪地域で、冬場別の地域に移動して放課後児童クラブを利用することにより放課後児童クラブを利用できる。平成28年度に、小学校の宿泊教室を利用して開設した。 現在在籍児童の名簿は、保護者が就職しているため、毎日毎日放課後児童クラブを利用している。 ○中山間地域は島嶼県であり、沖縄本島以外にも離島が多くある。 ○離島地域においては、児童数の少ない小学校が存在し、放課後児童クラブのニーズはあるものの、職員の配置基準から実際が困難となっている実情がある。中山間地域に加え、離島地域などにおいて、放課後児童支援員の配置基準を緩和することで、放課後児童クラブの実施が可能となり、よりきめ細かい福祉サービスの提供が可能となる。	中山間地域をはじめとして、少子化が進行している地域において、小規模な放課後児童クラブの実施が可能となり、地域の表情を詠んだ利用ニーズにきめ細かく対応することにより、待機学童の解消に貢献する。	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	厚生労働省	岐阜県、本巣市	庄原市、沖縄県	○現行制度では児童1人が利用した場合にも支援員を2人配置しなければならない。本市では、地域柄土曜日の利用者数は平日に比べて極端に少なく1日の利用者数が10人を回る施設が多いことがある。支援員の確保が難しい状況で土曜に午前と午後で4人の支援員を配置することは支援員にかなりの負担を強いいる状況にある。 ○本市にも中山間地域に少人数の児童が利用する児童クラブがあり、支援員2名の配置に苦慮している。 ○本県は島嶼県であり、沖縄本島以外にも離島が多くある。 ○離島地域においては、児童数の少ない小学校が存在し、放課後児童クラブのニーズはあるものの、職員の配置基準から実際が困難となっている実情がある。中山間地域に加え、離島地域などにおいて、放課後児童支援員の配置基準を緩和することで、放課後児童クラブの実施が可能となり、よりきめ細かい福祉サービスの提供が可能となる。			
105	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童クラブの職員配置要件の緩和	併設する学校職員等との連携	本市は、合併により、南北に長く、市内でも地域によって子育ての環境が異なる。人口が少なくなく放課後児童クラブの利用者が少ない地域がある一方で、利用希望者が多く、新設が必要な地域もある。 放課後子どもも含む総合プランでは、平成31年度末までに約30万人分の放課後児童クラブを新たに設置し、そのうち約80%を小学校内で実施することとしているが、利用ニーズの少ない地区では、勤務手数が少なく新設が必要な地域では、保育士不足の現在、支援員として勤務する基礎資格(保育士、社会福祉士、学校教員等)の保有者を確保は非常に厳しい状況である。 現行では、放課後児童クラブ1単位に対し、2名以上の放課後児童支援員の配置が必要とされており、省令10条5項で、利用者が20名未満の際に、放課後児童支援員1名を除き、同一敷地内の業務を兼務可能とされているが、利用者が少ない場合には、放課後児童支援員1名であっても放課後児童クラブを実施できると考える。 また、利用者が一定数いる場合においても、学校等近接した施設との連携により、放課後児童支援員1名であっても放課後児童クラブを実施できると考える。 なお、当市では、学校内や市の出先機関付近に放課後児童クラブを設置している地域が多い。	少子化が進行している過疎地域においても、小規模な放課後児童クラブの運営継続や放課後児童クラブの増設をすることができる。 放課後児童クラブの実施にきめ細かく対応することにより、待機学童の解消に貢献する。	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	厚生労働省	岐阜県、中津川市	-	-			
303	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和	児童厚生員に対する放課後児童支援員の資格要件の緩和	放課後児童クラブには、1単位につき、子どもの健康管理や遊びの提供を行う放課後児童支援員を原則2名配置しなければならない。 放課後児童支援員は、平成27年4月から放課後児童支援員認定資格研修の受講が義務付けられているが、市内では1クラスあたり平均17人しか受講できておらず(平成29年4月30日現在)、放課後児童クラブの需要が年々増えて、増設しており、長時間開所を求める多くの現状を鑑みると、平成31年度末までの経過措置期間中に、放課後児童支援員を必要数配置することが難しい状況にある。 児童厚生員資格は民間の資格であるが、放課後児童支援員認定資格研修の創設以前は、国からの委託を受けて実施されており、全国に資格保有者が万4134人いる。当市においても、より適切な放課後児童クラブ運営に資するため児童厚生員資格取得を推奨した経緯があり、児童厚生員資格を取得した放課後児童支援員が放課後児童クラブで勤務している。 児童厚生員資格は、児童の遊びを指導する者として、児童クラブや放課後児童クラブで勤務する者に対し、その目的や専門性を明確にするものであるため、子どもの発達の理解、子どもの遊び、保護者との連絡や安全対策など、放課後児童クラブで放課後児童支援員として従事するために必要な知識をカバーしている。 「放課後児童健全育成事業に係るQ&A等について」(平成29年3月31日付事務連絡)の「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン」に係るQ&Aにおいて、認定資格研修を受講しようとする者が認定資格研修の科目と問答以上的内容を放課後児童支援員等資質向上研修等において受講した場合には、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の受講を受けられ、放課後児童支援員として従事するに必要な知識を獲得していることから、放課後児童支援員認定資格研修の受講を免除することができるよう考へる。 児童厚生員の資格保有者を放課後児童支援員との資格を認める等、資格要件の緩和を行うことで、働き方改革実行計画に定められている「5つの壁」打破に向けた放課後児童クラブの受け皿に貢献する。	放課後児童支援員が不足している地域で、既存の有資格者を活用した放課後児童クラブの実施が可能となり、放課後児童クラブの受け皿の確保及び待機学童の解消に貢献する。	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年四月三十日厚生労働省令第六十三号) ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」	厚生労働省	出雲市	ひたちなか市、豊橋市、高松市、九州州市、宮崎市	○児童厚生員の放課後児童支援員認定研修については、貴市ご指摘のとおり、必要な知識を網羅していると考えられ、免除を検討すべきと考える。 ○「放課後児童支援員の認定資格研修の受講が義務付けられ、平成31年度末の経過措置が終了するまでの間に当該研修を受講しなれば、放課後児童支援員として勤務することができないため、本市も平成27年度より、受講者に5年間で計画的に支援員に受講させるよう呼びかけている。しかしながら、県が年に2回研修を開催し、県全体で実施されるため、本市の受講枠も限度枠が設定されていて、なかなか計画的に進んでいない受講者も見受けられる状況である。平成31年度から認定資格研修を受講した「放課後児童支援員」を基準どおり配置し、運営できるのが課題である。 ○本市でも放課後児童支援員の確保には苦慮しており、放課後児童支援員の資格要件の緩和を要望する。			

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)		
	区分	分野								団体名	支障事例			
25	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童クラブと放課後子供教室を一休実施する際の職員配置基準の緩和	放課後児童クラブと放課後子供教室を一休実施する際の職員配置基準の緩和	本町では、保護者の就労状況に問わらず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できるよう、定期的に放課後児童クラブと放課後子供教室を一休的に実施する職員である放課後児童支援員は、保育士よりも待遇が低く、確保が困難な状況である。また、放課後子供教室のある学習アドバイザーは、教職を目指す大学生や地域で活躍している様々な分野の方で、ボランティアのようなものであり、毎回人材の確保に苦慮している。現在は月1回程度一休型として実施しているが、両事業の人の確保が困難であることを背景として、限られた人員による事業運営を行っていることから、一休的に実施する回数を増やすことができない。厚生労働省は放課後子どもも総合プランにおいて、放課後児童クラブと放課後子供教室の一休型を全国約1万か所以上で実施することとしているが、平成28年3月末時点での調査を行ったところ、一休型として実施しているのは、354か所であり、一休的な取組みを進めるまでの課題として、人材の確保が困難（都道府県：83.0%、市町村62.1%）であることが最も多く挙げられていることからも、一休的に実施する際の人員配置基準を見直すことで、放課後児童クラブと放課後子供教室の一休的な実施を推進することができると考える。現行では、放課後子供教室の職員配置人数については、地域の実情や活動内容により実施主体が判断するものとされているが、放課後児童クラブの職員配置人数は、原則2人。放課後児童支援員を配置することとされており、利用者20人未満の場合のみ、1人の放課後児童支援員を除き、同一敷地内にある他の事業所等の業務と兼務できることとされている。	放課後児童クラブと放課後子供教室の一休的な実施を促進し、保護者の就労状況に問わらず、子どもが放課後の遊びや活動に参加できる環境を整備できる。	○児童福祉法 ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第63号） ○放課後子ども教室推進事業等実施要綱	文部科学省、厚生労働省	長洲町	-	-			

管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)						
	区分	分野									団体名	支障事例							
16	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る「従うべき基準」の廃止又は参照化	放課後児童健全育成事業に從事する者の資格及びその員数について、「従うべき基準」とされているものを、廃止又は参照すべき基準に見直すこと。	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、全国的な利用需要の高まりを受けて、政府は、平成28年6月に開設決定された「ニッポン一億総子育て」の実現に向けた追加的な受け皿整備を進め、育児改善を進めることとしている。また、平成29年4月に発表された働き改革実行計画においては、「子育てと仕事の両立ができる環境を整備・充実させ、質と量の双方の確保を目指して放課後児童クラブを展開していく方向性」は、国の施策にも沿うものである。	放課後児童クラブの受け皿整備を加速化させ、待機児童の解消に資するとともに、児童にとって安全な放課後の居場所を確保することで、児童の健全育成と働く意欲のある保護者の社会進出を促進する。	児童福祉法第34条の8の2第2項、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第63号)、放課後児童支援員等修業実施要綱	厚生労働省	全国知事会、全国市長会、全国町村会	旭川市、秋田県、ひたちなか市、静岡県、伊豆の国市、豊橋市、島根県、福井県、市、北九州市、熊本県、宮崎市	○本県においても、次のとおり支障事例がある。最終学年が中学校卒業である放課後児童クラブ従事経験者から放課後児童支援員認定資格の取得について相談を受けたが、取得には高等学校卒業者等の要件があるため、経験が豊富であるにもかかわらず、資格の取得が認められなかった。	○平成32年度以降、「放課後児童支援員認定資格研修」を未受講の新規採用職員や保育園等からの異動職員は、放課後児童支援員として育成室・放課後児童クラブに配属することができなくなる。本区では、これまで独自の研修等により高い保育の質を維持しており、一律での義務付けを避けるべきである。	○クラフ創設当初約15年前から当該クラブで勤務しているが、中卒のため、放課後児童支援員になることがない旨がいる。牛乳販賣者認定試験や保育士試験を受験する人は補助員ではないが、クラブで主任支援員を務める者から中卒だが認定資格研修を受ける可能性がある。補助員では他に支援員を配置する必要がありリント編集に支障を来すとのことであった。	○放課後子ども総合プランのモディケースとして紹介された市町村で、教委委員会との連携は十分強化されているが過疎地域であり潜在的労働力がそもそもないため、基準を満たせず、放課後児童健全育成事業を実施することができなくなってしまったケースがある。	○利用児童の多い時間帯に多くの職員を配置して支援を手厚くしたいが、常時2人以上を限られた財源と人材の中で配置するため、児童40人の時間帯も同じ2人での運営となっている。	○少子化に伴う学校の統廃合や6年生までの受け皿拡大に伴い、大規模クラブとして運営している地域では、支援の単位を概ね40名に分けて運営するためのクラブ室は確保できても、支援員等の確保が困難となっており、大規模クラブとして運営せざるを得ない状況がある。	○年長放課後児童クラブの指導員として勤務し、十分な知識や技能を持つ者であっても、高校卒業資格がないため、放課後児童支援員になれないケースが見受けられる。また、平成32年度以降、放課後児童支援員が急に退職した場合、仮に実務経験2年以上又は保育士等の有資格者が確保できても、研修受講後でなければ支援員になることができず、せっかく貴重な人材が確保できても、放課後児童支援員常時1名の体制が保てないため、放課後児童健全育成事業が実施できないことが懸念されている。	○市町においても、支援員の確保には苦慮しているところであるが、支援員の資格については平成32年度末までにクラブ2名以上の受講を計画的に勧めているところであり、現在支障事例はない。しかし、支援員は、嘱託職員または有償によるボランティアであるため、資格を持つ支援員が急に辞めることがなければ、委員を満たすことができるくなる可能性も出てくる。責任は放課後児童クラブを運営する上で必要ではあるが、地域の実情を踏まえた上で、「従うべき基準」の緩和には賛同する。	○本県の放課後児童クラブにおいては、複数のボランティアが交代により従事し、運営しているクラブも多い。このため、クラブによっては、現従事者が受講要件(従事時間、高校卒業者等)を満たしていない場合があり、支援員認定資格研修の受講ができない状況がみられる。特に、中山間地等の人材確保が困難な地域においては、児童クラブの存続が危ぶまれるところもある。
16	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	通所介護のサービスと通所型サービスAを同一事業所において実施する場合における定員の基準の緩和	通所介護を実施する事業所が介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の通所型サービスAを実施する場合における定員の要件を緩和する。 ※総合事業の現行の通所介護相当のサービスと通所型サービスAを同一事業所で実施する場合についても同様に定員の基準を緩和する。	通所介護を実施する場合、通所介護の利用定員と通所型サービスAの利用定員は別に定めることとされている。そのため、それらのサービス利用者の状態が変化したことを受け、もう一方のサービスに変更をせざるを得ない場合、事業所の利用者数の増加によっては通所型サービスAの普及及び事業所の安定的な運営に悪影響を与えることとなる。そこで、事業所においては、定員に対する利用者数に余裕をもつて受け入れを行っているところもある。	通所介護等と通所型サービスAの定員数を合算して定められるようになると、利用者の状態変化による定員超過の恐れがなくなり、利用者が事業所の変更をせざるを得ない状況が改善されるとともに、事業所の利用者数の増加にもつながる。そのため、事業所における定員の要件を緩和する。	「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A[平成27年8月19日版]問12	厚生労働省	柏江市	ひたちなか市、市、谷田区、各務原市	○介護人材の不足、多様な住民ニーズに応えるため、従来の介護予防通所介護に加え、多様なサービス展開が必要と考える。 住民どもおの支えあいによるサービスの拡充を図ることは重要だが、自主的な活動のため、住民の周知・理解が必要で、時間も要する。 そのため、現状では、今まで要支援者にサービス提供を行っていた介護事業者が引き続きサービスの担い手となっている。 一方、介護人材の不足、総合事業の上限枠の設定の中では、従来の介護予防通所介護に加え、通所型サービスAに介護事業者が参入しやすい環境が必要と考える。 本提案はその一つと考えられ、本提案を含め、通所型サービスAに介護事業者が参入しやすい基準の緩和が必要と考える。 ○今後、高齢者の自己支援を促す取組を行う上で、通所型サービスAを実施する事業所は必要不可欠であり、より事業者が参入しやすく、また、安定的な運営を確保できる基準に改正する必要があると考えられる。 ○通所介護と通所型サービスAを一体的に実施する場合、別に定員を定め、その定員に対し人員配置をしなければならない。	別に定員を定める際、面積要件も満たさなければならないため、小規模事業所の場合、通所介護の定員に対する面積を除いた残り面積がわずかで、通所型サービスAの定員が少人数となるをえない。少人数に対し、別に介護職員を配置しなければならないため、事業所の負担感が強く、通所型サービスAの実施が進まない状況がある。通所介護等と通所型サービスAの利用者を合算できるものとして定員を定めることができれば、通所型サービスAの実施が容易となり、状況変化により通所型サービスAの対象者となった利用者が、事業所を変更しなければならない事態とならず、継続的な支援が行える。							
22	B 地方に対する規制緩和	その他	水道法に基づく給水区域の縮小に係る許可基準の明確化	水道法において、区域内から給水申請の申し込みがあり、現行の水道法では拒否することができないため、給水に使用する井戸の掘削に1,000万円程度の建設費が掛かる。更に近年、水質異常の兆候が見られるため水質浄化の簡易装置3,000万円(ランニングコストは別途)を新設する計画である。	山間部にある事業所から給水申請の申し込みがあり、現行の水道法では拒否することができないため、給水に使用する井戸の掘削に1,000万円程度の建設費のすべてが個人負担となり、企業会計を圧迫する山間部の水道建設費の削減が図れる。今後の水道事業経営は、アセットマネジメントを行い健全経営を目指す中で、人の居ない地域を給水区域から外し、縮小することで健全経営が図れる。今後の人口縮小で、コババトな街が求められている中で社会資本がまとまり行政において利点がある。	水道法	厚生労働省	豊田市	北海道、徳島県	○水道法第15条第1項の給水義務との関係で、なかなか難しい問題であるが、水道経営の基盤強化の問題も関係することから、水道法に基づく給水区域縮小に係る許可基準の明確化が必要である。 ○本団体では、給水区域が広大で水道管延長が長いことから、水道施設の建設費や維持管理費が他の都道府県と比べ割高となっている。給水区域縮小に係る許可基準の明確化が図られることは、全国に比べ、過疎化が進み、地域の人口が大きく減少することが予想される中、これまでの事業計画や給水区域の見直しを容易にし、水道事業の基盤強化を促進するものと認識している。									

管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
31	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の子どもの預かり場所の見直し	【支障事例】 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は原則会員の自宅で預かりを行うものであり、センターが借り上げた施設で子どもの預かりを行う場合は対象外とされています。 そのため、施設においても預かりを可能とするなどして、子どもたちが預かり場所について、子どもの預かりの制度の隙間で困っている保護者や、セントラルが借り上げた施設で子どもの預かりを行う場合は対象外とされています。 【制度改正の必要性】 放課後子ども教室など複数の子どもを預かる他のサービスの場合、多動性の発達障害のある子どもは不穏状態になりやすいため、1:1でサービスを提供するファミリー・サポート・センター事業で預かりを行う必要があります。また、当該自治体には他の受け入れ可能な預かり制度がない。預かりの時間の柔軟性といった観点からも、自宅でのサービスを利用できるようとする必要があります。 会員からは、自宅での預かりに抵抗や不安があるという声があり、地域に開かれた施設での預かりを可能とすることで、子どもの状態にあった場所で預かりを実施することができるとともに、会員の場所の確保の負担が減ることから、ファミリー・サポート・センター事業による預かりを利用・提供しやすくなる。	【支障事例】 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は原則会員の自宅で預かりを行うものであり、セントラルが借り上げた施設で子どもの預かりを行う場合は対象外とされています。 そのため、施設においても預かりを可能とするなどして、子どもたちが預かり場所について、子どもの預かりの制度の隙間で困っている保護者や、セントラルが借り上げた施設で子どもの預かりを行う場合は対象外とされています。 【制度改正の必要性】 放課後子ども教室など複数の子どもを預かる他のサービスの場合、多動性の発達障害のある子どもは不穏状態になりやすいため、1:1でサービスを提供するファミリー・サポート・センター事業で預かりを行う必要があります。また、当該自治体には他の受け入れ可能な預かり制度がない。預かりの時間の柔軟性といった観点からも、自宅でのサービスを利用できるようとする必要があります。 会員からは、自宅での預かりに抵抗や不安があるという声があり、地域に開かれた施設での預かりを可能とすることで、子どもの状態にあった場所で預かりを実施することができるとともに、会員の場所の確保の負担が減ることから、ファミリー・サポート・センター事業による預かりを利用・提供しやすくなる。	児童福祉法第6条の3第14項、児童福祉法施行規則第1条の32の4、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱	厚生労働省	高知県	愛媛市、ひたちなか市、大坂町、加茂市、宇美町、新宮町、城市	○援用会員が少なく、遠方から支援せざるを得ない地域があり、遠方の援助会員の自宅に連れ帰るのは現実的ではなく、依頼会員の自宅での預かりには抵抗感があるため、当該地域で借り上げた施設での預かりが可能となること、利用が促進される。 ○ファミリー・サポート・センター事業は、提供会員の自宅での預かりが原則となっているが、利用会員の中には、自宅での預かりによる安心や抵抗があり、利用に繋がらないケースもある。 ○提供会員においても、自宅を提供するが困難な場合があり、公共交通機関での預かりを希望する者もおり、それに対応できる体制づくりが必要であり、ファミリー・サポート・センター事業においても、自宅での預かりによる柔軟性、公共交通機関での預かりを希望する者もいる。 ○本市の放課後子ども教室における支障事例においては、セントラルが借り上げた施設で子どもの預かりを行うことが困難であるため、自宅での預かりが原則とされています。セントラルが借り上げた施設での実施を不可とした場合、減少傾向にある提供会員がさらに減るおそれがある。 ○本市においては、援助を行なう会員の数が、援助を受ける会員の数の2割に満たない状況であり、援助を行なう会員の確保が課題となっている。援助活動に理解及び熱意がある者であっても、会員からの広さや安全性、物品の破損等のトラブル等に不安を覚えて、援助を行なう会員となることに躊躇する者が少なくないと認識しているところであり、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設が当該会員の確保に資するとの考え方である。また、本市においては、援助を行なう会員から希望する地域で援助を受けられない「子どもを預かる場所が原則として大きな役割を果たしている。センターで借り上げた施設での実施を不可とした場合、減少傾向にある提供会員がさらに減るおそれがある」(子どもを預かる場所が原則として大きな役割を果たしている。センターで借り上げた施設での実施を不可とした場合、減少傾向にある提供会員がさらに減るおそれがある) ○現在のこと、本市では自宅での預かりを原則としている。今後、利用の拡大へ向けて施設を利用した預かりについて検討する必要があると考えていることから、自宅以外での預りについて柔軟に対応して欲しい。 ○当市でも同様に、依頼会員、協力会員ともに、会員宅での預かりに不安や抵抗を訴える声が多くあります。子どもが会員宅の物品を壊したら迷惑がかかると利用を諦められることがあります。また、子育て家庭の援助活動をしたいと考えておられる方が自宅預かりでの不安から登録を止められることもあり、会員の確保や活動に支障が発生している現状です。現状で会員のニーズを踏まえ、ファミリー・サポート・センター事業による預かり場所の見直しの本提案に賛同します。 ○平成27年度より事業を開始したが、自宅での預かりに限られた制度のため、預かりを希望する会員は増加傾向であるが、預かる側の会員数が伸び悩んでいる状況にある。伸び悩んでいる要因としては、会員の希望による要請が負担になることに加え、預かる場所も原則会員自宅となり、支援事業のどより柔軟性の児童であれば、自宅預かりに難色を呈す会員も予想できる。また、地域における児童の預かり活動の目的に対するもの考え方がある。 ○自宅での預かりに対する不安な保護者への対応として、自宅での預かりを認めることは必要な事業者の今後の判断材料となる。借り上げ場所の制限についても制約が必要。 ○多動性の発達障害があるケースについて、被指導事故及び被説教事故等のリスクが高く、援助会員の受け入れが難しい。また利用会員もそのことを自ら利用料を過度にしてしまう。 ○だいたいが強、環境の変化に対応が難しい発達障がいを持つケースについて、場所や人に慣れるまでの期間がかかる手続きが多い場合があり、近所への通勤等から自宅での預かりが難しいケースが発生している。 ○提供会員も依頼会員も異なる場所が提供会員の自宅ということに抵抗があり、なかなか活動が広がらない現状がある。そこで、子育て支援センターなど開かれた場所で預かるこにより、会員同士安心して利用・提供ができるよう、また、1、2歳子育て支援センター等で預かることで、提供会員が子どもの特性を理解でき、子どもの信頼関係ができるため、提供会員の自宅での利用へ繋がっていくことが期待できる。			
89	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の登録人件数の見直し	【支障事例】 地方の実情に応じ、会員数50人未満の小規模な子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)が最も運営が可能な制度であること 【結果】 市町村単独で会員数50人の要件を満たせない場合、近隣の市町村と合同で事業の運営をすることができるところに、見渡す限りの小さな自治体においても、センターを設置しやすくなり、地域の実情に応じて、子育て世帯の多様なニーズに柔軟に対応できるようになることが期待される。	【支障事例】 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センターの運営については、50人以上の会員が必要となるが、ニーズがあるにも関わらず、事業開始時に50人の会員を募ること難しくなるとともに、地域での支え合いが広がることを期待される事業である。会員要件を緩和することで、見渡す限りの小さな自治体においても、センターを設置しやすくなり、地域の実情に応じて、子育て世帯の多様なニーズに柔軟に対応できるようになることが期待される。	児童福祉法第6条の3第14項、児童福祉法施行規則第1条の32の4、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施要綱	厚生労働省	高知県	福島県、鳥取県、徳島県、佐賀県、宮崎県、沖縄県	○本県は平成27年11月、国の基準である会員数50名以上を満たすセンターの整備が県下全般で完了したが、近隣の市町村における合同実施など、県下24市町村に対して13センターで力を発揮している。規模での実施が可能になれば、多様なニーズによりきめ細かく対応できるようになると考える。 ○利用会員50人未満では国庫の補助が受けられないが、広域で実施すると移動距離や移動時間の面から、利用者の負担が増すという支障が生じる。 ○会員数を要するよりも、国庫補助の対象となるものの、市単独の事業としてファミリー・サポート・センターと同内容の事業を実施している自治体があることから、自治体の規模等地域の事情に応じて運営には調整する。 ○現在は解消されているが、当県において過去に会員が集まらず、補助を受けられない自治体があった。 ○本県においても、3町において会員数が50人未満であり、単町費等で事業を実施しているケースがある。 ○本県においても、50人未満の事業を対象とした独自事業を開拓しているが、財源の確保に苦慮しており、要件の緩和が望まれる。 ○要件が緩和されることにより、近隣市町村との合同実施が困難な離島市町村においても、地域のニーズに応じた事業の実施が可能となり、子育て支援の充実を図ることができます。 ○本県内市町村では類似の活動を行っている民間団体があるが、会員数が支障となり、制度実施に至っていない、地域の子育て援助活動の確実な支援のために会員数の規制緩和は重要である。			
33	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童発達支援事業と放課後等デイサービスの合同実施	児童発達支援事業及び放課後等デイサービスにおける人員配置基準及び設備基準について、定員数が少人数である場合等には、専門業の指導員又は保育士の業務及び同一の施設での実施を認めていたいたたいた。 児童発達支援事業及び放課後等デイサービスの基準を同時に実施する場合、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスの同時実施が可能となる。その結果、より長い時間、児童、児童を受け入れることができ、障害児支援の充実が図られる。	既存の人員、設備でも、基準を満たすことができるようになり、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスにおける人員配置基準に基づく設備基準等の同時実施が可能となる。そのため、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスの実施は、児童発達支援事業を実施する間は、児童発達支援事業を実施できない。	児童福祉法第21条の5の18第3項 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第5条(従業者の員数) 第10条(設備基準)	厚生労働省	雲南省	港区	○現在事例はないが、港区でも両事業者とも増加傾向である。共働き世帯の増加から児童発達支援の実施時間については、夕方の療育が必要見込まれるため、放課後等デイサービスとの共同実施は、今後ニーズが高まると考える。			
34	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	サテライト事業所における兼務可能な職員等の明示、必要な制度の見直し	人員等の資源が限られる中山間地域においても児童発達支援事業を実施できるよう、サテライト事業所における兼務可能な職員等の明示、必要な制度の見直しを求める。	市内の事業者は奥出雲町、飯南町に本体事業所のサテライト事業所を設置していたが中止することとなり、雲南省付近の奥出雲町、飯南町には、児童発達支援事業、放課後等デイサービスのサービス事業所がなくなってしまった。児童発達支援の利用児童数が全国的に増加傾向にある中、当該地域においては、「身近な教育の場」とした児童発達支援事業が行われていなかったため、十分な障害児発達支援が行われていない現状。 その主な要因としては、本体とサテライトの定員配置等の考え方方が地域の実態に適合していないかったことから、事業者において効率的な運営ができなかつたと聞いています。 具体的には、いかなるサテライト事業所においても、本体による支援を前提としたサテライトのサービス水準や効率的な運営のガイドラインが示されておらず、結果として本体事業所と同様の人員配置をせざるを得ず、人材を確保することが困難であった。 また、児童発達支援事業の定員算定については、本体事業所の定員とサテライト事業所の定員の合計によることとされており、上記のように本体事業所と同様の人員配置などとして、本体事業所とサテライト事業所はそれぞれの施設で児童発達支援事業を実施している状態であったことから、規模の利益を得かず、事業者にとっては厳しい算定となっていました。 以上を踏まえ、奥出雲町、飯南町のような人材等の資源が限られる中山間地域においても児童発達支援事業を実施できるよう、 ○ 本体事業所の定員と合計によることとされており、上記のように本体事業所と同様の人員配置などとして、本体事業所とサテライト事業所はそれぞれの施設で児童発達支援事業を実施している状態であったことから、規模の利益を得かず、事業者によっては厳しい算定となっていました。 または、 ○ 本体事業所とサテライト事業所の定員を合算することは不合理であるので、必要な制度の見直しを求める。	児童発達支援事業が実施されていない地域で、サテライト事業所の開設が可能となり、地域の実態に応じたサービスの提供が可能となる。	児童福祉法第21条の5の18第3項 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第5条(従業者の員数)	厚生労働省	雲南省	-	-		

管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
36	A 権限移譲	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲	幼保連携型認定こども園の認定事務は中核市の権限となっているが、それ以外の認定こども園の事業者、自治体の双方にとってメリットがあるという提案を行った。	本市は平成26年度の提案募集で、認定こども園の全類型は、市町村による施設給付の対象であるため、確認に関する事務は市町村が行っており、認定事務の権限の中核市へ移譲とされたい。	窓口が一本化されることで、事業者の手続等に係る負担が減少するほか、認定こども園の供給体制確保をはじめとした各自治体策定の「子ども・子育て支援事業計画」に計画的に取り組むことができる。事務処理特例制度は、あくまで「特例」であり、本来の権限は都道府県にあるが、法定移譲されることにより、真の地方分権に繋がるほか、全国的な基準とすることで、中核市間で差が無く、一律に業務に取り組むことができる。これにより、窓口が一本化されたことから、事業者の負担が減少したほか、本市によっても、地域の実情に応じた効率的、効果的な供給体制の確保等につながった。一方で、事務処理特例による移譲は、市町村が移譲を求める場合、県の合意を得る必要があり、その協議時には県側が優位に立ちやすいことから、県の考え方によっては、市の考え方方が事務に反映されるとは限らないため、法令によって明らかに中核市の固有の事務と位置付けられることで、より適切に反映できるようになることから、権限移譲を求める。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条等、第7条、第8条、第29条、第30条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	松山市	青森市、盛岡市、福島県、八王子市、富山市、長野市、豊田市、豊橋市、姫路市、奈良市、倉敷市、久留米市、沖縄県	○幼保連携型以外の認定こども園の認可権限を中核市に移行することにより、地域の実情を反映した認可事務を行うことができる。 ○本市も、同様の経過があり、愛知県より事務処理特例として平成28年度から権限移譲を受けている。 ○本市では子ども・子育て家庭が、多様な保育ニーズに応じて教育・保育施設を選択し、適切な集団規模の中でも教育・保育を受けることができるよう、「奈良市幼稚園再編基本計画・実施計画」に基づき、すべての市立幼稚園と市立保育園をあわゆる手法・施設の統廃合や民間移管等)を用いて再編し、「幼保連携型認定こども園」に移行することを計画的に進めている。 こうしたなか、私立幼稚園に対して、現在認定こども園の移行について積極的な支援を実施しているところである。しかしながら、現在取組を行っている案件において私立幼稚園が認定こども園化を促す行政の立場として、幼保連携型以外の認定こども園の運営を有していない現行における説明がスムーズにいかないことに加え、幼保連携型以外の認定こども園移行を希望する私立幼稚園は県との双方に事務手続きを踏まなくてはならず、煩雑であるとともに園内に支障を引きずる恐れがあり、対応に苦慮している。 ○市においても貢献と同様に幼保連携型認定こども園の認可状況等の把握に苦慮している。 ○認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した場合、中核市に対する認可の事前協議及び認可申請書類の提出、県に対する認定事前協議及び認定申請書類の作成が同時に必要となる。事業者にとっての事務的な負担が大きい。 ○市と県の事前協議における提供体制の確保に対する考え方が違う場合、認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した際に、中核市における保育所認定は得られないが、県による認定こども園の認定が神經がないというケースが生じ、現に認可外保育施設を利用する号認可申請の児童が当該認可を利用できなくなる可能性がある。 ○特定認可外保育施設型認定こども園の申請があつた場合、市において認定の可否を判断することはできないが、事業計画上、提供体制に不足が生じている場合、申請を拒否することもできない。 ○現在、認可外施設から地方裁量型認定こども園への移行を検討している施設があり、認定前に市での実情に合わせて指針を行ってある程度改善した上で認定申請をしてほしいと考えている。 しかし、認定が遅延となり、認定が先になってしまったことから、市からの指導が認定には担当なくなってしまい、県にも市の考え方を伝えているが、条例に照らし合わせれば事前協議で明確に不可との判断もできない。認定はすぐれたために、窓口を一元化してほしい。 ○施設の認可者と認定こども園の認定権者が異なるため、事業者が双方の窓口と協議を行つたり、ほぼ同様の書類の提出を求められるなど、県、中核市とともに負担が大きくなっている。認定こども園(類型別)への移行を目指す事業者にとって、一義的な相談窓口が不明確であり、責任を持った対応が難しくなっている。認定こども園の認可者と特定教育・保育施設の確認委員会が異なり、各々指導事項の握り合せ等の事務が必要となっている。 ○本市では、具体的な申請事例はないが、提案のとおり、中核市においては認定こども園の類型によって認可、認定権限が分散していることから、制度改正が必要と考える。 ○幼保連携型とほぼ同様の認定基準となっている。また、幼保連携型以外の認定は既存の保育所(幼稚園)からの移行が多いため、既存園の実情を把握している中核市において、認定する方が合理性があると思われる。		
253	A 権限移譲	医療・福祉	幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲	幼保連携型認定こども園の認定権限が一貫しておらず、市として認定こども園にかかる事務を一括的に進めにくい。 ・幼保連携型認定こども園の認可権限:知事、政令市、中核市 ・幼保連携型認定こども園以外の認定権限:知事、政令市(H30年4月~)	中核市については、幼保連携型認定こども園の認可権限と幼保連携型以外の認定こども園の認定権限が一致しておらず、市として認定こども園にかかる事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。	幼保連携型認定こども園の認可等の権限も移譲することで、認定こども園にかかる事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条、第4条、第7条、第8条、第29条、第30条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、関西広域連合	旭川市、青森市、福島県、八王子市、長野市、豊橋市、豊田市、奈良市、姫路市、鳥取県、沖縄県	○施設類型によって権限を有する自治体が違うため、書類の様式や認可・認定スケジュール、書類の提出先等が異なり、事業者にとっては手続きが煩雑となるとともに、市としては認定こども園を運営する認可事務を一括的に行なうことができる。 ○本市では子ども・子育て家庭が、多様な保育ニーズに応じて教育・保育施設を選択し、適切な集団規模の中でも教育・保育を受けることができるよう、「奈良市幼稚園再編基本計画・実施計画」に基づき、すべての市立幼稚園と市立保育園をあわゆる手法・施設の統廃合や民間移管等)を用いて再編し、「幼保連携型認定こども園」に移行することを計画的に進めている。 こうしたなか、私立幼稚園に対して、現在認定こども園への意向を希望した際に、中核市における保育所認定は得られないが、県による認定こども園の認定が神經がないといふケースが生じ、現に認可外保育施設を利用する号認可申請の児童が当該認可を利用できなくなる可能性がある。 ○特定認可外保育施設型認定こども園の申請があつた場合、市において認定の可否を判断することはできないが、事業計画上、提供体制に不足が生じている場合、申請を拒否することもできない。 ○施設の認可者と認定こども園の認定権者が異なるため、事業者が双方の窓口と協議を行つたり、ほぼ同様の書類の提出を求められるなど、県、中核市とともに負担が大きくなっている。認定こども園(類型別)への移行を目指す事業者にとって、一義的な相談窓口が不明確であり、責任を持った対応が難しくなっている。認定こども園の認可者と特定教育・保育施設の確認委員会が異なり、各々指導事項の握り合せ等の事務が必要となっている。 ○現在、認可外施設から地方裁量型認定こども園への移行を検討している施設があり、認定前に市での実情に合わせて指針を行ってある程度改善した上で認定申請をしてほしいと考えている。 しかし、認定が遅延となり、認定が先になってしまったことから、市からの指導が認定には担当なくなってしまい、県にも市の考え方を伝えているが、条例に照らし合わせれば事前協議で明確に不可との判断もできない。認定はすぐれたために、窓口を一元化してほしい。 ○施設の認可者と認定こども園の認定権者が異なるため、事業者が双方の窓口と協議を行つたり、ほぼ同様の書類の提出求められるなど、県、中核市とともに負担が大きくなっている。認定こども園の認可者と特定教育・保育施設の確認委員会が異なり、各々指導事項の握り合せ等の事務が必要となっている。 ○認定こども園の認定権限について、「認定権限」とは、指定のとおり事務効率化につながるため、財政的・組織等の指揮がなされ、もとの移譲は効率的であると考えるが、「認定基準」の策定期分を含む旨の書類について、私立学校審議会との調整等課題がある。 ○認可外保育施設の運営事業者が保育所認定権と認定権限への移行を希望した場合、中核市に対する認可の事前協議及び認可申請書類の提出、県に対する認定事前協議及び認定申請書類の作成が同時に必要となり、事業者にとっての事務的な負担が大きい。 ○市と県の事前協議における提供体制の確保に対する考え方が違う場合、認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への認定こども園に係る認定権限を有しているが、現行においては、私立幼稚園への移行における説明がスムーズにいかないことに加え、幼保連携型以外の認定こども園の認定が得られないといふケースが生じ、現に認可外保育施設を利用する号認可申請の児童が当該認可を利用できなくなる可能性がある。 ○特定認可外保育施設型認定こども園の申請があつた場合、市において認定の可否を判断することはできないが、事業計画上、提供体制に不足が生じている場合、申請を拒否することもできない。 ○施設の認可者と認定こども園の認定権者が異なるため、事業者が双方の窓口と協議を行つたり、ほぼ同様の書類の提出求められるなど、県、中核市とともに負担が大きくなっている。認定こども園の認定権者と特定教育・保育施設の認定権者が異なり、各々指導監査権限を有しているため、事業者にとっての負担感があり、行政庁でも監査の着眼点や指導事項の握り合せ等の事務が必要となっている。 ○保育の実施主体である町村が認可事務を行うべきであるとから、意見に同調する。 ○指定都市と同様に中核市に対してでも認定事務を移譲し、類型によらず認定こども園に関する事務を市で完結することにより、事業者にとっての負担軽減に繋がるものと考える。 ○幼保連携型とほぼ同様の認定基準となっている。また、既存園の実情を把握している中核市において、認定する方が合理性があると思われる。		
41	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	公費負担医療の高額療養費における自己負担限度額についての算定式の廃止	公費負担医療の高額療養費における自己負担限度額についての算定式の廃止	公費支出を抑制することができ、それにより生じた財源で他の施策を充てることができる。	「公費負担医療が行なわれる高額療養費に係る高額療養費の支払いについて」についての算定式の廃止	厚生労働省	別府市	長崎県提案分 ※各県の年間更新件数 福岡 3,800件 佐賀 800件 大分 1,000件 鹿児島 1,200件 沖縄 500件 山口 800件	ひたちなか市、鹿児島市、豊橋市、田代市、出雲市、飯塚市	○公費負担医療の高額療養費に係る自己負担限度額については、通知に基づき、所得に開けられた一律の限度額(80,100円+「医療費-267,000円」×1%)が適用されている。しかし、年末度に、該当者の所得区分を確認して、高額療養費の自己負担限度額を適用し再計算した結果で歳入更正等を行っているため、「制度改正による効果」欄にある効果はない。ただし、今回の制度改正による歳入更正等を行つてあることにより、年末度の歳入更正などの事務処理が不要となり、事務負担が軽減されることの効果は大きい。 ○福祉医療分のうち社会保険分を支払基金に委託する場合には、同様の支障が生じることから問題となっていた。 ○提案により公費負担医療の高額療養費に係る自己負担限度額については、通知に基づき、所得に開けられた一律の限度額(80,100円+「医療費-267,000円」×1%)が適用されている。しかし、年末度に、該当者の所得区分を確認して、高額療養費の自己負担限度額を適用し再計算した結果で歳入更正等を行つてあることにより、年末度の歳入更正などの事務処理が不要となり、事務負担が軽減されることの効果は大きい。 ○国民健康保険者の負担が増えると被保険者の保険料負担が増えることになるため、国民健康保険者の立場からは本提案に反対である。本提案を基に改正されるのであれば国民健康保険者の負担増となる影響額について財政支援措置を講じるよう要望する。また、事務量について、現時点では方法論及び対象者が予定ではあるが、所得照査に対する回答や限度額適用認定証の発行件数の増加が予想され、被保険者数が30万超の本市では事務量の増加が見込まれる。		

番 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野								団体名	支障事例	
47	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定の有効期間は「1年以内」とされ、該当受給者のほとんどが更新手続きを行っている状況にあることから、認定の有効期間を延長することを求める。	【支障事例】 肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定については、医師が治療を継続する必要があると認めた場合に更新の申請を行うことができる。また、長崎県においては年間約1,200件程度の更新申請を受け付けており、職員の事務負担の削減も図られる。  【効果】 肝炎治療特別促進事業における核酸アナログ製剤治療の認定の有効期間が延長された場合、受給者の更新手続きに係る負担を大幅に軽減することができます。そのため、該当受給者のほとんどが毎年更新手続きを行わなければならず、受給者にとって負担となっている。	肝炎治療特別促進事業実施要綱(平成20年3月31日 健疾発第0331003号) 厚生労働省 長崎県提案分 ※各県の年間更新件数 福岡 3,800件 佐賀 800件 大分 1,000件 鹿児島 1,200件 沖縄 500件 山口 800件 北海道、埼玉県、静岡県、川崎市、相模原市、新潟市、豊田市、鳥取県、島根県、倉敷市、愛媛県、五島市 ○本県の年間更新件数 1,104件 ○本市における核酸アナログ製剤治療の申請は、新規が年間40~60件、更新は年々増加し、平成28年度には324件となり、平成23年度と比較し倍増している。 受給者のほとんどは毎年更新手続きが必要であり、受給者の負担となっている。 ○効率的な事務につながることや職員においても利便性が向上するため制度改正の必要がある。(H28年度申請件数 175件) ○提案趣旨に賛同する。なお、複数年の有効期間の認定に当たり、財源の担保が必要である。肝炎治療特別促進事業は、法律に基づく事業ではなく国費等に基づき実施する事業であるため、事業の法制化により、財源の確保と事業実施の安定化を図ることが同時に必要と考える。 ○年間更新件数が多く、有効期間が延長された場合、受給者の更新手続きに係る負担及び職員の事務負担の軽減が図られる。※H28年度更新件数 約7,000件 ○本県においても、年間約2,500件の更新申請があり、相応の事務量となっている。 国においては、平成28年4月から、更新申請の簡素化が図られたところはあるが、当県の肝炎治療認定協議会においては、医学的立場からも、毎年の検査結果や治療内容の確認は基本的には不要ではあるとの意見を得ている。しかしながら、治療経過中に悪化により、薬剤変更をする例も見られたため、更新期間の設定については、審議が必要との意見も併せて出されている。 階層認定については、階層が上がる場合、数年間変更が保留される可能性が高くなるが、件数としては極端な例はないため、大きな影響はないと考えられる。 ○本市においても、毎年200件以上の方を対象に更新申請を受理し県へ進達している。 更新手続きにあたる患者様の負担となるは、 ①更新手続きに伴う、窓口への来訪、必要書類の取得に係る時間的制約 ②診断書作成者と住民登録証明書等必要書類の取得に係る金銭的負担 があり、昨年度より川県では、必須項目の記載された採血結果、お薬手帳の写しの添付を行うことで継続的に治療が必要と判断され服用を続けていることが分かれ、診断書の提出が不要となり②について患者様の負担の軽減が図られている。 年に一度の更新手続きが必要となっている背景には自己負担限度額の設定があるとも思われ、(患者ご患者の所属する世帯全員の市町村民税の所得割の合算で、1万円又は2万円)、相模原市では新規、更新含めた申請者のうちほぼほとんどの判定となっている事実がある。そこで、有効期間の延長と併せて自己負担額の一本化(一律1万円)も提案する必要があると思われる。 ○本市においては、年間250件前後の更新事務手続きを行っており、有効期間が延長されれば受給者の負担軽減と共に、職員の負担も軽減できるため、本提案に賛同する。 ○患者負担の軽減及び県事務負担の軽減に繋がるものと考える。 ○本県 H28年度更新件数: 1,024件 ○当県においても年間700件程度の更新申請があり、有効期間の延長により受給者の負担軽減につながる。	九州地方知事会	厚生労働省 長崎県提案分 ※各県の年間更新件数 福岡 3,800件 佐賀 800件 大分 1,000件 鹿児島 1,200件 沖縄 500件 山口 800件 北海道、埼玉県、静岡県、川崎市、相模原市、新潟市、豊田市、鳥取県、島根県、倉敷市、愛媛県、五島市 ○本県の年間更新件数 1,104件 ○本市における核酸アナログ製剤治療の申請は、新規が年間40~60件、更新は年々増加し、平成28年度には324件となり、平成23年度と比較し倍増している。 受給者のほとんどは毎年更新手続きが必要であり、受給者の負担となっている。 ○効率的な事務につながることや職員においても利便性が向上するため制度改正の必要がある。(H28年度申請件数 175件) ○提案趣旨に賛同する。なお、複数年の有効期間の認定に当たり、財源の担保が必要である。肝炎治療特別促進事業は、法律に基づく事業ではなく国費等に基づき実施する事業であるため、事業の法制化により、財源の確保と事業実施の安定化を図ることが同時に必要と考える。 ○年間更新件数が多く、有効期間が延長された場合、受給者の更新手続きに係る負担及び職員の事務負担の軽減が図られる。※H28年度更新件数 約7,000件 ○本県においても、年間約2,500件の更新申請があり、相応の事務量となっている。 国においては、平成28年4月から、更新申請の簡素化が図られたところはあるが、当県の肝炎治療認定協議会においては、医学的立場からも、毎年の検査結果や治療内容の確認は基本的には不要ではあるとの意見を得ている。しかしながら、治療経過中に悪化により、薬剤変更をする例も見られたため、更新期間の設定については、審議が必要との意見も併せて出されている。 階層認定については、階層が上がる場合、数年間変更が保留される可能性が高くなるが、件数としては極端な例はないため、大きな影響はないと考えられる。 ○本市においても、毎年200件以上の方を対象に更新申請を受理し県へ進達している。 更新手続きにあたる患者様の負担となるは、 ①更新手続きに伴う、窓口への来訪、必要書類の取得に係る時間的制約 ②診断書作成者と住民登録証明書等必要書類の取得に係る金銭的負担 があり、昨年度より川県では、必須項目の記載された採血結果、お薬手帳の写しの添付を行うことで継続的に治療が必要と判断され服用を続けていることが分かれ、診断書の提出が不要となり②について患者様の負担の軽減が図られている。 年に一度の更新手続きが必要となっている背景には自己負担限度額の設定があるとも思われ、(患者ご患者の所属する世帯全員の市町村民税の所得割の合算で、1万円又は2万円)、相模原市では新規、更新含めた申請者のうちほぼほとんどの判定となっている事実がある。そこで、有効期間の延長と併せて自己負担額の一本化(一律1万円)も提案する必要があると思われる。 ○本市においては、年間250件前後の更新事務手続きを行っており、有効期間が延長されれば受給者の負担軽減と共に、職員の負担も軽減できるため、本提案に賛同する。 ○患者負担の軽減及び県事務負担の軽減に繋がるものと考える。 ○本県 H28年度更新件数: 1,024件 ○当県においても年間700件程度の更新申請があり、有効期間の延長により受給者の負担軽減につながる。	回答欄(各府省)				
48	A 権限移譲	医療・福祉	原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)登録等の事務の移譲	原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)登録等の事務の移譲を国から都道府県に移譲することを求める。	【現状】 都道府県から地方厚生局への進達や地方厚生局から都道府県への登録票の郵送等がなくなることで、事務処理期間の短縮が図られ、原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業者の利便性を高めることができる。  【効果】 都道府県から地方厚生局への進達や地方厚生局から都道府県への登録票の郵送等がなくなることで、事務処理期間の短縮が図られ、原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業者の利便性を高めることができる。  【支障事例】 原生労働大臣が行う事務については、都道府県と地方厚生局間の郵送等に時間を要するため、都道府県知事が行う事務と比べて1ヶ月程度多くの時間がかかっている。 原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業者からは、地方厚生局での登録票発行を急いでほしい旨の要請が寄せられている。 なお、これまでに各申請に対する処分(登録可否等)について、福岡県の副申内容が地方厚生局の審査が異なる結果となり、協議を行った事例等はこれまで生じていない。したがって、国が行う事務を都道府県で処理することは可能と考える。	毒物及び劇物取締法 第4条第1項から第3号まで、第7条第3項、第8項、第10条第1項、第17条第1項、第19条第1項から第4項まで、第21条第1項及び第23条の3 同法施行令第36条の7 毒物及び劇物取締法 第4条第1項、第2項、第7条第1項、第9条、第10条第1項、第17条第1項、第19条第1項から第4項まで、第21条第1項及び第23条の3 同法施行令第36条の7 毒物及び劇物取締法 第4条第1項、第2項、第7条第1項、第9条、第10条第1項、第17条第1項、第19条第1項から第4項まで、第21条第1項及び第23条の3 同法施行令第36条の7	厚生労働省 福岡県提案分 ※各県の副申内容と地方厚生局の審査が異なるなど、協議を行った事例等がないのも都道府県と同じ状況であり、事業者の利便性の観点から都道府県において処理できるのが望ましいと考える。 ○当県においても、原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業者からは、地方厚生局での登録票発行を急いでほしい旨、要請があつたケースがあった(特に、登録変更申請について)。 ・なお、これまでに各申請に対する処分(登録可否等)について、当県の副申内容と地方厚生局の審査が異なる結果となり、協議を行った事例等はこれまで生じたことはなく、国が行う事務を都道府県で処理することは可能と考える。	九州地方知事会 福岡県提案分 福島県、茨城県、千葉県、福岡県 ○当県では、地方厚生局登録業者が多数を占めており、これらの業者からの相談・申請が多く、急を要する毒劇物の追加製造・輸入の申請があつた場合、早急な対応が困難であり、業者の利益及び利便性を損ねない。 ○都道府県の製物取締法及び同施行令に基づく、毒物・劇物の製造業や輸入業に係る登録、登録更新、各種要件及び届出等の事務のうち、原生労働大臣が所管する事務に要する期間分多くの時間を要している。 これまでに各申請に対する登録可否等について、本県の副申内容と地方厚生局の審査が異なるなど、協議を行った事例等がないのも都道府県と同じ状況であり、事業者の利便性の観点から都道府県において処理できるのが望ましいと考える。 ○当県においても、原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業者からは、地方厚生局での登録票発行を急いでほしい旨、要請があつたケースがあった(特に、登録変更申請について)。 ・なお、これまでに各申請に対する処分(登録可否等)について、当県の副申内容と地方厚生局の審査が異なる結果となり、協議を行った事例等はこれまで生じたことはなく、国が行う事務を都道府県で処理することは可能と考える。	回答欄(各府省)			
49	A 権限移譲	医療・福祉	原体製造業者及び原体輸入業者の登録等に係る事務権限の移譲	毒物及び劇物取締法及び同施行令に基づく、毒物・劇物の製造業や輸入業に係る登録、登録更新、登録変更及び変更届出等の事務手続きが厚生労働大臣又は都道府県知事に区分されている。	都道府県から地方厚生局への副申、進達や、地方厚生局から都道府県への登録票の郵送等が不要となり事務処理期間が短縮されることで、原体の製造を行う製造業者及び原体の輸入を行う輸入業者の利便性を高めることができる。	毒物及び劇物取締法 第4条第1項、第2項、第7条第1項、第9条、第10条第1項、第17条第1項、第19条第1項から第4項まで、第21条第1項及び第23条の3 同法施行令第36条の7 毒物及び劇物取締法 第4条第1項、第2項、第7条第1項、第9条、第10条第1項、第17条第1項、第19条第1項から第4項まで、第21条第1項及び第23条の3 同法施行令第36条の7 毒物及び劇物取締法 第4条第1項、第2項、第7条第1項、第9条、第10条第1項、第17条第1項、第19条第1項から第4項まで、第21条第1項及び第23条の3 同法施行令第36条の7	厚生労働省 栃木県 福島県、茨城県、千葉県、福岡県 ○当県では、地方厚生局登録業者が多数を占めており、これらの業者からの相談・申請が多く、急を要する毒劇物の追加製造・輸入の申請があつた場合、早急な対応が困難であり、業者の利益及び利便性を損ねない。 ○都道府県の製物取締法及び同施行令に基づく、毒物・劇物の製造業や輸入業に係る登録、登録更新、各種要件及び届出等の事務のうち、厚生労働大臣が所管している事務については、提案県と同様に、県知事が所管する事務と比べ副申等の手続に要する期間分多くの時間を要している。 これまでに各申請に対する登録可否等について、本県の副申内容と地方厚生局の審査が異なるなど、協議を行った事例等がないのも都道府県と同じ状況であり、事業者の利便性の観点から都道府県において処理できるのが望ましいと考える。 ○当県においても、原体を製造(輸入)する毒物劇物製造(輸入)業者からは、地方厚生局での登録票発行を急いでほしい旨、要請があつたケースがあった(特に、登録変更申請について)。 ・なお、これまでに各申請に対する処分(登録可否等)について、当県の副申内容と地方厚生局の審査が異なる結果となり、協議を行った事例等はこれまで生じたことはなく、国が行う事務を都道府県で処理することは可能と考える。	回答欄(各府省)				
50	A 権限移譲	医療・福祉	特別児童扶養手当に関する監査権限の道府県から指定都市への移譲	特別児童扶養手当に関する監査権限を道府県から指定都市へ移譲することを求める。	【支障事例】 区役所での認定事務に係る監査を市役所本課が実施することで、行政の効率化が図られ、地域の自立性が高められる。 【懸念の解消策】 指定都市が行う認定事務については、国の監査指導の対象であるため、国による実施状況の把握が可能である。 また、道府県の場合、実際に認定業務を行う県の出先機関等に対し、道府県本庁が内部監査を行った上で、厚生労働省の指導監査を受ける取扱いであることとされおり、二重指導が懸念されている。 また、道府県の場合、実際に認定業務を行う県の出先機関等に対し、道府県本庁が内部監査を行った上で、厚生労働省の指導監査を受ける取扱いであることから、同様に、指定都市においても、区役所に対し指定都市本庁が内部監査を行う方が監査手続としての整合性が図られる。	特別児童扶養手当認定事務等に係る指定期間に、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課手当係事務連絡 厚生労働省 熊本県提案分 北海道、新潟県、静岡県 ○市町村(政令市を含む)への指導監査は、県、県で行っている。本県政令市は認定事務を区役所に委託していないため、現在支障となる事例はないが、今後市役所本課から区役所に認定事務を委託した場合は効率性の観点から市役所本課が監査を実施することが望ましい。 ○区役所の負担軽減と行政の効率化が図られる。	九州地方知事会 熊本県提案分 北海道、新潟県、静岡県 ○市町村(政令市を含む)への指導監査は、県、県で行っている。本県政令市は認定事務を区役所に委託していないため、現在支障となる事例はないが、今後市役所本課から区役所に認定事務を委託した場合は効率性の観点から市役所本課が監査を実施することが望ましい。 ○区役所の負担軽減と行政の効率化が図られる。	回答欄(各府省)				

番 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加同様提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
	51	A 権限移譲	医療・福祉	特別児童扶養手当に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市への移譲	【支障事例】 特別児童扶養手当が認定事務については、平成27年4月1日に指定都市に権限が移譲されたが、指定都市が行う処分に対する審査請求は事務連絡において道府県が行うこととなっている。 【懸念の解消策】 審理員制度や第三者機関の設置により公平性は担保される。	【効果】 認定申請と審査請求の窓口を一本化することにより、住民の煩雑さ、分かりにくさが解消され、指定都市の受給者の利便性が高まるとともに、行政の効率化や事務処理期間の短縮が図られる。	厚生労働省	九州地方知事会	熊本県提案分	北海道、静岡県、大阪府	○現在、政令市の処分による審査請求の実績はないが、審査にかかる資料の収集や手続きの煩雑さの観点から処分である政令市が審査請求先となることが望ましい。		
186	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童扶養手当受給者が公的年金給付額を超過して受給し、公的年金給付額が児童扶養手当額と公的年金給付の重複期間に重複する場合	○公的年金給付を電話及て受給する場合、児童扶養手当の返還額が数十円～百円となる場合があり、本市では5世帯、手当返還額約300万円が未納のままとなっている。また、公的年金給付が児童扶養手当よりも多くなる場合は、児童扶養手当受給者によっても手当返還額と公的年金給付額と支給額とを清算した上で公的年金給付金を支給することによって、手当返還額の納入手続きの負担を軽減することができる。  ○定期的な児童扶養手当受給者の開き取り、年金関係機関への照会等により児童扶養手当返還額の未納への防止に努めているが、手当受給者全體の人数が多いことから、毎年数名程度の未納があるため、公的年金給付の支給額から児童扶養手当返還額を差し引いた額を受給者へ支給できるよう心配されている。  ○児童扶養手当受給者のうち精神疾患による障害年金受給者が増加傾向にあり、児童扶養手当の返還の発生そのものが受給者の心理的負担となっている。  ○年金受給を理由に児童扶養手当が支給停止となることへのクレームも多く寄せられている。	児童扶養手当法第3条及び第13条の2児童扶養手当法施行令第6条の3及び4	厚生労働省	奥州市	福島県、郡山市、群馬県、川崎市、平塚市、厚木市、海老名市、新潟市、大垣市、多治見市、静岡県、沼津市、磐田市、豊橋市、春日井市、城陽市、箕面市、伊丹市、出雲市、山陰小野田市、徳島県、高松市、坂出市、香川県、宮崎市、延岡市、鹿児島県	○障害年金受給にかかる返還金発生は、当市においても多数事例があるが、債務承認書をとり、納付書を送付しても全く納付してくれない者や、催告をしても逆に、返納が発生したのは行政怠慢と言われることがある。整備を行ってもらえば、返納のとりこぼしなく、財政負担軽減につながる。 ○本県においても、次回の支障事例がある。公的年金給付の過払支給による児童扶養手当の返還金は31件、13,987千円(上り)(平成28年度)。公的年金給付が選択される性質上、スル児童扶養手当返還額を差し引いた額を受給者へ支給できるようであれば、返還金債権発生の大幅抑制が期待できるとともに、債権者、債務者双方にとっての心的・事務的負担軽減となる。 ○児童扶養手当受給者が公的年金給付が選択されるよう確認でききる時点に、その後の児童扶養手当過払が発生しないよう初めての年金支給時に合わせせんやに児童扶養手当が返還されるよう指導を依頼するなど、債権者を未然に防ぐための事務負担増になつた事例は、当県においてもある。 ○【支障事例】 障害年金については、定期的な確認では受給権の有無の確認が困難であり、さらに遅延して障害年金の受給権が該当することもあり、手当の返還額が高額になる。年金受給開始後に受給権が発覚した場合は、返還額が高額の一括での返還が困難になるケースもある。 【制度改正の必要性】 公的年金給付額から児童扶養手当額を差引きことで児童扶養手当受給者の負担が軽減できる。当市でも、精神疾患による障害年金が、選択で決定されたことにより、返還金が発生し、同様に返還金の発生を心配でいるが、手当の返還額が高額の一括での返還が困難になる場合もある。 ○本市においても同様の支障事例は発生している。この提案は遅延期間の公的年金が一括して給付される際に、児童扶養手当の返還額を差し引く確認ができるところであると捉えているが、年金の支給額に受給者の生活状況や他の債権の存在など個々の状況を精査した上で、提案事項のうち選択肢があることは有効な点である。 ○本市で公的年金を過払いで受給することにより過払いが発生し現在返納している件数が9件、債権残額が1,998,120円となっている。受給者が公的年金の申請をしたことについて返納が有った場合でも、過払いで受給が決算となるため発生してしまう。遅延して公的年金の返納が決定した場合、手当の過払い金額と高額となる完納まで長期間かかってしまう。未納が継続督促をしてもらえないことがある。また、日中仕事をしているため、給付書等で銀行に届け出ると遅延が進む。銀行に届け出ると遅延が進む事例がある。 ○本市においても同様の支障事例は発生している。この提案は遅延期間の公的年金が一括して給付される際に、児童扶養手当の返還額を差し引く確認ができる話であると捉えているが、年金の支給額に受給者の生活状況や他の債権の存在など個々の状況を精査した上で、提案事項のうち選択肢があることは有効な点である。 ○本市においても児童扶養手当受給者が障害年金を年分超過して受給したケースがあった。年金が振り込まれる前に、返還について同意を得ることができないので、審査にはならなかったが、受給者は児童扶養手当が生活費の収入として、年金を受給しても問題がないため、生活ができないという立場で、返還について最後まで納得されていなかった。債権回収が円滑に完了するかは、返還する本人の意識による部分が影響するため、本人の同意・関係なく、公的年金給付の支給額から児童扶養手当返還額を差し引いた額を受給者へ支給できるようにしたい。 ○本市においても、公的年金を過払いで受給したことによる返還金約550万円が未納になつている。 ○当市では、同様の案件による未納額は7世帯、5,827,580円となっており、債権回収の懸案事項となっている。 ○児童扶養手当の公的年金の支給額を認められていなかったため、それそれを調整を図って支給すべきであり、児童扶養手当の受給の際には、年金関係機関へ年金支給額を確認して支給していく。どちらも、年金受給の際には児童扶養手当の返還額を確認してから支給されなければならない。 ○児童扶養手当を差し引いた分について、自治体に支給するか、年金額を減額するかについては法整備等により対応している。 ○公的年金給付額を超過して受給したことで、児童扶養手当債権が発生した事例は最近でも件あり、1件あたりが数十万～百万円と高額であること、障害年金受給者が増加傾向にあり、児童扶養手当の債権の発生そのものの受給者の心理的負担となっている。 ○公的年金の支給に係る事務の処理期間が短縮されれば、誤支給の防止につながると考えられます。また、年金サイドで年金サイドに対する支給調整の制度を導入するなどして継続的に取り組まれる必要があると考えます。 ○周知をしていてもこのようなケースが発生することは懸念されるところである。当事者の的には遅延の返還は納得のいくものではなく、すんなりと返してもらえない事もある。年金から調整されれば返還の負担が軽減されると思われる。 ○年金を超過して受給したことにより、児童扶養手当の返還金が高額となり、一括での返還も困難なため、長期間にわたる返還計画を結ぶ事例がある。提案内容のように制度を変更することでより、受給者も自己も負担が減らる事が期待できる。 ○公的年金を過払して受給する場合、当市においても児童扶養手当返還額が一人当たり数十万から数百万円になる場合があり、現在も未納のままである。また、公的年金給付が支給されても浪費等により児童扶養手当の返還に応えることができないケースも見受けられ、分割納付により返還完了まで数年に及ぶ場合がある。 ○定期的な児童扶養手当受給者の返還額を防ぐために、年金関係機関への照会等により児童扶養手当返還額の未納の防止に努めているが、手当受給者全體の人数が多いことから、毎年数名程度の未納者が発生している。 ○児童扶養手当受給者のうち精神疾患による障害年金受給者が増加傾向にあり、児童扶養手当の返還の発生そのものの受給者の心理的負担となっている。 ○本市においても同様の状況である。平成28年にかけて件中5件、約300万円の滞納があり、なかには、公的年金給付が5年を超過して受給し、児童扶養手当の返還額が27万円にもなるケースもある。分割納付により返還完了まで数年に及ぶ場合が多い。 ○公的年金給付額を超過して受給する受給者の把握を難しく、年金関係機関や、市民課、生活福祉課等からの情報提供等、早期把握の検討している。 ○年金が過払されると、一方で児童手当での自分の返還することになるに理解が得られないケースが多くみられ、滞納に繋がっている。 ○本市においても同様の事例があり、関係機関への照会等から債権発生の防止や発生後の未納防止に努めている。 ・しかし、毎年数名程度の未納者が出てることから、年金給付額から手当返還額を調整し、調整分を給付期間から自治体へ返還することにより、受給者負担(債権発生に伴う心理的・物理的負担や納入手続き負担)を軽減することができる。 ○本市では現期(一世帯、手当返還額約300万円が未納のまま)となっている。年金事務所等への照会等により、早期発見及び納付に努めているが、債権としては毎年数件発生している。 ○公的年金給付額を過払して受給する場合、児童扶養手当の返還額が数万円～百万円となる場合があり、本市では10世帯、手当返還額約560万円が未納のままとなっている。また、公的年金給付が支給されても生活が苦しい等により児童扶養手当の返還に応えることができないケースも見受けられ、分割納付により返還完了まで数年に及ぶ。または支払能力がないことにより不納済となる場合がある。 ○定期的な児童扶養手当受給者の返還額の防止に努めているが、手当受給者全體の人数が多いことから、毎年数名程度の未納者が発生している。 ○公的年金給付は過払する場合等により児童扶養手当の返還に応えることができないケースも見受けられ、分割納付により返還完了まで数年に及ぶ。または支払能力がないことにより不納済となる場合がある。				

管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
17	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童扶養手当が同時に資格喪失となる場合の規制緩和	児童扶養手当受給者が転出とともに資格喪失届を提出せずに神奈川県茅ヶ崎市に転入し、転入同時に事実婚関係が生じたため、神奈川県茅ヶ崎市では児童扶養手当の資格喪失手続きができるようになります。	児童扶養手当転出時に資格喪失となる場合の資格喪失手続きを住民の利便性を考慮した方法として、支障事例のように資格喪失届が住所変更前の市町村のどちらにおいても未提出となり、児童扶養手当の再認定ができないような事態を未然に防ぐことができ、適切な住民サービスの提供及び行政事務の効率化に繋がる。	児童扶養手当法第4条、 児童扶養手当法施行規則第11条 「児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する疑義について」、厚生省児童家庭局企画課長通知昭和49年児企第28号	厚生労働省	茅ヶ崎市	ひたちなか市、那珂市、川崎市、平塚市、豊橋市、豊川市、新宮市、宮崎市	○当市においても転入した時に男性と同居が発覚したということが過去の事例であり、その際には前自治体への連絡を取っている。前自治体との相談をもって喪失手段をどうするか話し合っているところであるが、制度で整備してもらえば話は早くつくと考える。 ○児童扶養手当申請を行ったが、資格喪失届を提出せずに転入したが、その後、転入先市町村において、児童扶養手当の手続きをされていない方がいる。 ○そのため、転出認定の状況が確認出来たら、資格喪失手続ができるようにされた。 ○当市の取扱いとして、当市から他市町村に転出した場合、転出先で資格喪失事由で該当する事が確認された場合は、当市において資格喪失をおこなっている。提案には賛同するが、児童扶養手当と同様に転出した時点で資格喪失をする仕組みに統一することがよりのぞまい。 ○当市でも同様の事例があり、苦慮化を望む。 ○当県でも同様の事例があり、児童扶養手当受給者が転入同時に資格喪失となる場合の資格喪失手続きを、住民の利便性を考慮した方法として、支障事例のように資格喪失届が住所変更前の市町村のどちらにおいても未提出となり、児童扶養手当の再認定ができないような事態を未然に防ぐことができ、適切な住民サービスの提供及び行政事務の効率化に繋がると思われる。 ○当町においても転出による当該事例は増加傾向にある。記載事例による事務処理も増加すると見込まれるが、基準を明確することで受給者の不利益並びに事務の効率化を図ることができると思われる。	○当市においても転入した時に男性と同居が発覚したということが過去の事例であり、その際には前自治体への連絡を取っている。前自治体との相談をもって喪失手段をどうするか話し合っているところであるが、制度で整備してもらえば話は早くつくと考える。 ○児童扶養手当申請を行ったが、資格喪失届を提出せずに転入したが、その後、転入先市町村において、児童扶養手当の手続きをされていない方がいる。 ○そのため、転出認定の状況が確認出来たら、資格喪失手続ができるようにされた。 ○当市の取扱いとして、当市から他市町村に転出した場合、転出先で資格喪失事由で該当する事が確認された場合は、当市において資格喪失をおこなっている。提案には賛同するが、児童扶養手当と同様に転出した時点で資格喪失をする仕組みに統一することがよりのぞまい。 ○当市でも同様の事例があり、苦慮化を望む。 ○当県でも同様の事例があり、児童扶養手当受給者が転入同時に資格喪失となる場合の資格喪失手続きを、住民の利便性を考慮した方法として、支障事例のように資格喪失届が住所変更前の市町村のどちらにおいても未提出となり、児童扶養手当の再認定ができないような事態を未然に防ぐことができ、適切な住民サービスの提供及び行政事務の効率化に繋がると思われる。 ○当町においても転出による当該事例は増加傾向にある。記載事例による事務処理も増加すると見込まれるが、基準を明確することで受給者の不利益並びに事務の効率化を図ることができると見込まれるが、基準を明確することで受給者の不利益並びに事務の効率化を図ることができると見込まれる。	回答欄(各府省)	
52	A 権限移譲	医療・福祉	生活保護の決定及び実施に関する審査請求による裁決権限を道府県から指定都市への移譲	【支障事例】道府県内の審査室は1か所(知事)であり、審査に必要な資料の収集等、審査請求の事務処理に時間を要している。(生活保護法第65条に定める裁決すべき期間内での処理が困難な状況) また、指定都市の処分に対する審査室が道府県にあることは、指定都市の受給者によって分かりにくい。(熊本には、生活保護に関する審査請求提出先の確認が年間数件寄せられていることである。)	【効果】指定都市設置福祉事務所に係る審査請求を指定都市が担当することにより、県のみで対応していた審査請求の期間短縮が図られる。(熊本県の場合、審査請求の半分が指定都市分であることから、事務処理時間は概ね半分に短縮されることが想定される。) また、処分に対する審査室が指定都市となることにより、指定都市の受給者にとっての分かりにくさが解消される。	生活保護法第64条、 65条	総務省、厚生労働省	九州地方知事会	北海道、宮城県、京都府、大阪府、熊本市	○指定都市が処分部となる審査請求が多数を占めており(平成28年度においては、審査請求総数15件のうち10件が指定都市の事案)、法定期限内の裁決に当たり大きな支障となっている。 ○審査請求も半数以上が政令市に係るものであり、裁決権限を委譲し分散することにより、今後請求があつた場合の審査処理の加速化が図られるものと思われる。 また、指定都市の市民にとっても、区役所の次の段階が市役所本庁ではないというはわかりにくいと思われる。 なお、現状において、審査に当たっての資料の収集や弁明書の作成、照会に対する回答などは、審査室と処分部(区役所)が直接連絡を取り合うことはなく、一度市役所本庁で集約し、各区役所に割り振りしている実態にある。 ○域内の審査室が1か所(知事)であり、審査請求件数も多く、審査に必要な資料の収集等、審査請求の事務処理に時間を要していることから、生活保護法第65条に定める裁決すべき期間内の処理が困難な状況である。			
190	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護法第7条に規定する保護申請者の追加。	成年後見人(精神上の障害により事務を弁護する能力を欠く常況にある者)は、十分な判断能力がなく、自身の生活困窮状態を自覚していないから、保護申請の意思表示を行うことができない場合がある。 成年後見人は、成年後見人に代わって財産行為をし、その生活状況を最も把握しているにもかかわらず、現状、成年被後見人について保護申請をすることがない。 民法における単純な代理による申請とは異なるのであって、成年後見人の権限・職責を考慮するならば、成年後見人が保護申請をすることができるとしても、本人の意思に基づいて申請を原則とする生活保護制度の趣旨に反するものでもない。 また、生活保護法第81条において、生活保護者に対し成年後見制度の活用を図るよう義務付けがあるならば、保護申請についても成年後見人ができるとすべきである。 なお、上述の支障については、生活保護法第25条の規定により職権をもって保護を開始できる場合もあるが、「急迫した状況にある」とは認められない場合が多く、上記の支障は解消しきれない。	成年後見人による申請を認めることで、はじめて申請の意思表示ができない成年被後見人の申請権は確保され、急迫した状況でない場合であっても必要な保護を受けることが可能となる。 また実施機関においても生活状況の把握、財産調査等の保護の決定に必要な事務を迅速かつ正確に行うことが可能となる。	生活保護法第7条、生活保護法別冊問答集問題9-2	法務省、厚生労働省	岐阜市	日立市、ひたちなか市、多治見市、島田市、豊田市、豊橋市、京都市、大阪府、岡山市、北九州市、糸島市、熊本市、大分県	○精神障がいたまたは知的障がい等により要保護状態となっている者が、成年後見人を同伴して生活保護申請を行うケースがあるが、その場合も、生活保護法に代理申請の規定がない、国は代理人による保護申請ははじまないと解していることから、実施機関としては当該保護者の意思能力の範囲内で申請意思を確認し、本人からの申請として受理している場合がある。 なお、生活保護法第81条において、被保護者が未成年者又は成年被後見人である場合において、親権者及び後見人がないときは、保護の実施機関は速やかに後見人の選任を家裁に請求しなければならないと規定されており、成年被後見人に対する保護の実効性を担保していることから、保護の申請においても成年後見人による代理申請を可とする規程が必要と考える。 ○保護は、申請に基づいて開始することが原則である。また、その申請は本人の意思に基づくことが大原則であり、仮に要保護状態にあったとしても生活保護の申請をする。しないとの判断を行うのはあくまで本人であり、現行運用上、代理人が判断するべきものではないとされている。しかし、本人に、十分な判断能力がない場合や、保護申請の意思表示を行うことができない場合についても、代理人による保護申請の検討も必要と考える。 成年後見制度では、認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が欠けている者について本人の権利を守るために、家庭裁判所が成年後見人を選任することになっているが、その成年後見人は、本人の生活状況を把握し、本人に代わって財産に関するすべての法律行為を行なうことができるといったことを鑑みれば、成年後見人に代理申請を認めたとしても、本人について不利益な取扱いがなされるることは想定しにくく、このことから、生活保護について、成年後見人による代理申請を可能とする制度改正が必要と考える。 ○成年後見人からの申請について、当市の場合は急迫した状況にない事例だけではあるが今までに数件ある。その際には扶養義務者に申請してもらうよう説明しており、現在のところ扶養義務者がいなかった事例はない。但し、急迫した状況になら、生活保護について、成年後見人に代理申請を可能とする制度改正が必要と考える。			
306	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人への支給手続きにおける収集可能な情報の充実	入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人への支給手続きにおいて、入国後間もなく生活保護の申請を行った外国人については、該当外国人が在留資格の取得の際に地方入国管理局に提出した立証資料の提供を、地方公共団体が地方入国管理局に要請することができ、また、地方公共団体からの情報提供の要請に対し、地方入国管理局が情報提供することを義務付ける制度を求める。	地方公共団体が行う外国人への生活保護の支給手続きにおいて、入国後間もなく生活保護の申請があつた場合に、適切な支給手続きを行なうことができる。	外国人からの生活保護の申請に関する取扱いについて(平成23年8月17日 法務省、厚生労働省、千葉市)	法務省、厚生労働省	千葉市	長野県、多治見市、島田市、豊田市、京都市	一			

管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	(提案の実現による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
291	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活困窮者就労準備支援事業の利用期間の延長	生活困窮者就労準備支援事業の対象者は、「社会との関わりに不安がある」「他人とのコミュニケーションがうまく取れないなど、直ちに就労が困難な人」であるため、支援期間が一年で終わらない場合がある。就労準備支援事業が一年以上使いない場合には、自立相談支援事業による就労支援に引き継がれるようになっている。司業第2号を契機に「前回に該当する者に準する者として都道府県等が当該事業による支援が必要と認めた者である」とを加えることで、利用期間の延長できる場合を認めてほしい。	生活困窮者就労準備支援事業の利用期間は、生活困窮者自立支援法施行規則第5条について、利用者にとって最も効果的な支援を選択することができ、生活困窮状態からより抜け出しやすくなる。	生活困窮者自立支援法施行規則第5条	厚生労働省	船橋市	北海道、旭川市、ひたちなか市、千葉県、柏市、八王子市、名古屋市、京都府、京都市、大阪府、鳥取市、広島市、福岡市、鹿児島県、沖縄県	O 本市も同様の事例があり、昨年度の生活困窮者自立支援制度ブロック会議等でも直接厚生労働省に改善すべき旨を望んでいる。 O 生活困窮者が就労準備支援について、対象者の支援期間は検証中の状況。船橋市の提案同様、支援を必要とする対象者は「社会との関わりに不安がある」「他人とのコミュニケーションがうまく取れない等で、支援に一定の期間を要する状況であり、就労実現に向けた実習体験を実施して就労を維持するためのサポート、そこから一般就業までのサポートには慎重な対応が必要である。実際につい一般就業につながらないバースが多く、必ずしも1年という期間の制度が効果につながるとは判断し難く、利用期間の延長を追加することは効率的であるのはと想慮する。 O 同内他の自治体においても、同様に就労準備支援事業の利用期間の延長を求める意見がある。本來、就労準備支援事業と自立相談支援事業における就労支援とは、対象となる相談者の状態や、支援メニューに違いがあるべきであり、利用期間であって1年間が終了したので自立相談支援事業の就労支援に移行するといふのでは、相談者の状態に応じた支援ができないと考える。そのため、利用期間の延長ができる規定を設けることは支援の幅を広げることにもつながる。 O 就労準備支援事業は、長期未就労者や、他人とのコミュニケーションがうまくとれない、昼夜逆転で生活リズムが乱れているなど、そのままでは就労が難しい者を対象としているため、当初の想定どおりいかず、利用者数は事務所に来なくなったり、精神疾患等の傷病が悪化したことなど、そのままでは利用期間の1年を経過してしまう事例が少なからず起きている状況にある。このため本市では、その場合にはいたん就労準備支援事業を中断し利用期間を減らさないようにするなどして対応し、自立相談支援の中で就労準備支援事業の参加意欲の喚起や病状把握等を行いながら、就労準備支援事業の再開始のタイミングを計つてはいるところである。しかし、再開始した場合においても、支援を初めてからやり直す必要があり、一方で支援の残りの期間は既に1年未満となってしまっていることから、就労支援への移行がより困難な状況となっている。利用期間の延長が可能であれば、利用者の状況に合わせて柔軟な支援が可能であり、就労支援への移行の可能性が増大するものと考える。なお、当市では制度開始後2年間(平成27年4月日～平成28年3月31日)の就労準備支援事業利用者数は62名、うち一般就労16名、障害福祉サービスの就労移行支援8名、期間満了で未就労が4名、生活保護受給が2名、そして残り39名が就労準備支援事業中断中である。 O 就労準備支援事業の利用が1年を経過し、引き続き一般就労に向けた支援が必要なものについては、自立相談支援事業による就労支援等のメニューにおいて対応せざるを得ない状況である。しかしながら、就労準備支援事業にある就労体験等のプログラムの利用ができないことから、利用者の状態像に応じたきめ細やかな支援を行うことができず、支援の支障となっている事例が数例あり、今後も同様の事例が増えしていくと考えている。	回答欄(各府省)		
18	B 地方に対する規制緩和	その他	国民健康保険事務における申請・届出等へのマイナンバーの記入の見直し	平成27年9月29日付で改正された国民健康保険法施行規則において、マイナンバーの記入することが求められた申請・届出等には、マイナンバーの利活用が想定されないものが含まれている。情報連携によるマイナンバーの利活用が見込まれる申請・届出等以外はマイナンバーの記入を義務付ける部分を削除するよう求めることで、市民の待ち時間が増える窓口が混雑するようになってしまった。当市の国民健康保険窓口では月500件以上の高額療養費の支給申請を受付しているため、50分の業務時間増である。 申請者がマイナンバーカードを持参していないなどの理由で記載できない場合(は同意を得て住民基本台帳等により職員が確認・記入することも認められているが、その説明にも時間がかかる上、住民基本台帳システムの画面からマイナンバーを自認確認して手書きで記入するという余分な事務が発生)。公平な負担と給付の実現および手続きの簡素化等のためマイナンバーの活用は有効なものであるが、対象となる業務は国民健康保険の各種の給付や資格の申請・届出のみならず、被保険者証の再発行など従来の手続でも記入が必要とされており、住民に対し必要性を説明できない。 結果としてマイナンバー導入の目的である「行政の効率化」「国民の利便性の向上」を損なっている。 また記入済み申請書の保存にも十分な管理体制が求められるため、必要な空間や設備の確保に苦慮している。	【支障事例】 窓口業務の簡素化による事務負担の軽減。 申請書等記載にかかる住民の負担の軽減と、受付時間の減少によるサービス向上 マイナンバーが記載された申請書等が減ることによる情報管理の安全性の向上	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 国民健康保険法施行規則	内閣府、厚生労働省	今治市	いわき市、常磐市、ひたちなか市、秋父市、日高市、文京区、横浜市、厚木市、小松市、北方町、伊豆の国市、豊田市、京都市、大阪市、高槻市、出雲市、伊豆の国市、山陽小野田市、鹿児島市、宇和島市、西予市、東温市、熊谷市、田川市、五島市、宮崎市、鹿児島市	O 被保険者証及び高額療養費支給申請書に個人番号の記入欄があるが、再交付に当たっては、他団体との情報連携は不要であるため、個人番号を記入する必要はない。 O 国保加入時に個人番号を記入する必要はないため、個人番号を記入する必要はない。 O 本府では、資格取得後の被保険者における資格・賦課・給付・収納について、被保険者証番号と個人識別番号を同一として統一的な電子計算システムで管理を行っている。資格取得時にマイナンバーを取得した際に、申請時に本人確認を行なうことにより、なりますように不正受給等を防止しているが、50分の業務時間増である。 O 現行では申請書へのマイナンバー記載について、窓口での説明や補記に時間がかかり、結果としては現場の効率化に結びついていない。 O また、マイナンバー記載済申請書については通常の申請書よりも保存に厳格な管理が求められるため、自認確認の手續は、最小限にとどめることでマイナンバーの漏えいを防ぐ意味でも有効である。 O マイナンバーの取得は、最も限にとどめることでマイナンバーの漏えいを防ぐ意味でも有効である。 O マイナンバーの取得を最小限にとどめるため、資格の得喪以外の申請書類については、マイナンバーの記載を不要とするよう、国民健康保険法施行規則を改正していただきたい。 O マイナンバーの記入が義務付けられたことにより、受付や事務処理に時間がかかるようになってしまった。当市においても高額療養費の支給申請は大量であり、マイナンバー記入についての説明や厳密な本人確認が、窓口混雑の一因となっている。住民の負担の軽減のためにも、マイナンバーの利活用が見込まれない申請・届出については、マイナンバーの記入を義務付けないように見直しを求める。 O 提案団体の今治市と同様の支障事例が生じており、提案内容と同様の措置を求めるものである。 (1)受付事務の簡素化と市民の待ち時間増について 例示の高額療養費支給申請書については、平成28年度34,800件の提出があり、2,900件／月であった。今治市と同様に1件1分の増と仮定すると、高額療養費支給申請書のみで、本市(国民健康保険課、区民課等)全体で2,900分／月(=48時間20分)の増である。 なお、個人番号の記入が必要な届出書類等では、平成28年度で約10万件であり、8,333分／月(=139時間)の増である。 (2)軽微なものでの個人番号の収集について 例示の被保険者証再交付申請であるが、証等の再交付そのものについては、申請時点の情報が再交付すればよく、証記載事項に変更の必要があるような場合は、その内容に応じた別の届出等がなされるべきであり、個人番号の収集の必要性を住民に説明することが困難である。 (3)個人番号記入届届書等の保管について 従前の事務の保管とは区別して、セキュリティが確保された保管場所を確保する必要がある。O 支障事例にも述べられているおり、被保険者証の再発行については必要性を被保険者に説明することを望しい。 窓口における事務処理が増えていることは事実であり、個人情報保護の意味からもマイナンバーの記載を含める申請書について再度精査をする必要があると考える。 O 当市では高額療養費の支給申請時、2回目以降の申請のためマイナンバーが取得済みである時には、再度マイナンバーを取得することはしていないが、申請・届出書類のマイナンバーの記載、説明に係る時間が大きく、マイナンバーの記載された申請・届出書類の管理方法も含め、対応に苦慮している。 被保険者の申請手続きにかかる負担軽減及び行政の事務の効率化のため、マイナンバーの記入を義務付ける申請・届出の見直しを求める。 O マイナンバーを記載する申請・届出の受理の場合はマイナンバーカード等によりマイナンバー及び申請者本人のマイナンバーである確認を行っているため、マイナンバーの利活用が想定されない申請・届出は被保険者証の再発行申請等については不要な事務作業にならっている。 また、平成27年10月22日付厚労省通知(個人番号の利用開始に当たっての国民健康保険に関する事務に係る留意点等について)の第3点を根拠とし、申請者が自己や家族の個人番号がわからない(本人確認書類不十分や記載拒否を含む)場合等は無記載のまま受理し、職員が事後に補記を行っているため、これについても当該申請・届出においては不要な作業となっている。 O マイナンバー制度が導入され、確認作業等に時間を使い事務作業が煩雑になり、待ち時間の増大等、住民サービスの低下に繋がっている。 また、番号等を確認できない場合でも申請を受けるようになっているため、申請に必要なもの説明をする際に大変苦慮している。 情報連携によるマイナンバーの利活用が見込まれる申請・届出以外は申請及び受付業務の負担軽減を図るよう所要の措置を講じるよう求めれる。 O 申請書へのマイナンバーの記入や本人確認書類の提示を求めるることは、本市においても窓口処理が煩雑となる要因となっています。また、その必要性に対して住民に納得のできる説明ができますに、トラブルを招くこともあります。 O 今治市の提案ならば、情報連携による添付書類の省略が可能となり、本人の利便性が上がるところ、マイナンバーの提供について積極的に提案できます。その上で、マイナンバーの提供を拒否した場合は、これまでどおり添付書類を提出していただくよう案内できれば、申請者に選択権を与えることができる、トラブルを回避できます。	回答欄(各府省)		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)				
	区分	分野									支障事例						
											団体名	支障事例					
19	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	予防接種法における特定個人情報を保護するための措置	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理されている。市町村民税に関する情報のみではなく、生活保護関係情報や中国残留邦人等支援給付等関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。	予防接種法第28条では実費徴収が可能ではあるが、実費を徴収するか否か、さらに経済的理由によりその費用を負担が出来ないと認める要件も市町村の裁量にまかされている。しかししながら、経済的理由により負担できない者(実費徴収しない者)については、市町村民税に関する情報のみではなく、生活保護関係情報や中国残留邦人等支援給付等関係情報を読みながら、判断している事例が多いと考える。そのため、経済的理由により実費負担ができない者の資格確認ができないと、生活困窮者と考えられる者へさらに予防接種費用を負担させることになるため、接種率の低下が起こり、ひいては感染症の発生及び蔓延防止の効果が軽減すると考えられる。	・経済的理由により実費負担ができない者の資格確認が、情報連携により実施できるようになれば、予防接種を受けやすい環境が容易に整えられ、ひいては予防接種の本来の目的である、感染症の発生及び蔓延の防止につながる。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条	内閣府、総務省、厚生労働省	豊田市	矢巾町、ひたちなか市、崎崎市、島田市、大治町、伊丹市、加古川市、岡崎市、福井県、那珂川町、志免町、須恵町、須恵町、新宮町、芦屋町、水港町、岡崎町、遠賀町、遠賀町、小竹町、鞍谷町、桂川町、筑前町、大刀洗町、佐賀市、佐賀市、みやき町、玄海町、由田町、江北町、江北町、長崎県、長与町、東彼杵町、波佐見町、小値賀町、佐々木町、熊本県、熊本市、玉東町、南陽町、和水町、菊陽町、南阿蘇村、水川町、津奈木町、大分県、大分県、諸窓村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇綱村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、国頭村、今帰仁村、恩納村、中城村、西原町、座間味村、南大東村、北大東村、伊是名村、八重瀬町、竹富町、与那国町、大宜味村、鹿児島市、伊平屋村、九州地方知事会	○予防接種に係る実費徴収の際に、生活保護を受給されている方等については負担を免除しているが、現在は生活保護を受給している方に生活保護受給証明書の提出を求めている。住民の方の負担を軽減するためにも、生活保護関係情報を情報連携の項目に追加することが必要である。昨年度は、当町においては101人の方の負担を免除しており、効果は大きいと考える。	○予防接種に係る実費徴収事務において生活保護関係情報等が必要であり、行政の事務の効率化及び住民の方の利便性の向上のためにも提案団体の要望どおり情報連携の項目への追加が必要である。	○当市では経済的理由により費用負担ができない者を生活保護世帯の者としている。当該事例においては関係所管課への照会や被接種者本人からの受給者証等の証明書類の提示を求めることで対応しているが、本件について規制が緩和された場合は、事務処理の円滑化が期待できる。	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条第2号イで規定されている「予防接種を受けた者若しくは当該者の保護者」に「当該者と同一の世帯に属する者」を加えてほしい。当市では、予防接種法第28条ただし書きに基づく実費の徴収を行わない者として、予防接種を受けた者の世帯全員の市町村民税課税状況を確認している。しかし、現行の情報連携では、予防接種を受けた者又は当該者の保護者以外の税情報が確認できない。同条のい「経済的理由により、その費用を負担することができない」者を決定するに当たり、本人や保護者のみの課税状況で判断することは公平性に欠け適切ではないと解する。他の法律に基づく事務においては「当該者と同一の世帯に属する者」の情報連携が認められているものも多数あることから、当該事務についても同様の措置を望むものである。	○生活保護に関する事務の権限は県にあるため、本人からの申請の際に照会の同意を得てから確認しているので、事務の複雑さがある。情報連携により迅速な対応が期待できる。	○当市では高齢者肺炎球菌及びインフルエンザワクチンの接種について、生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付対象者は費用の免除を受けることができる。他の税情報の利用が可能となることになることにより、利便性の向上に寄与すると考える。	○生活保護受給証明書の提出は求めていがないが、保健センターと1キロほど離れた本庁舎の担当課に受給資格の有無を文書で照会しているため、事務処理に時間を要することもあり負担となっている。



管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
53	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し。(母子保健法第二十条による養育医療の給付)	母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	【支障事例】 母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定しているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条、第21条の4 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各县市村	大分県提案分	盛岡市、秋田市、常総市、ひたちなか市、平塚市、海老名市、豊橋市、田原市、高槻市、伊丹市、徳島市、北九州市、大牟田市、霧島市、熊本市、延岡市	○当該団体では養育医療の給付の申請において必要な所得税額証明書として、①確定申告の控(1面)又はそのコピー又は②源泉徴収票又はそのコピーを提出することを原則としている。 徴収基準額の基礎が所得税から市町村民税所得割額へ変更することになれば、①～②の書類が必要となる。住民の負担が減少する。 ○所得税での確認のため、保護者の源泉徴収票や税務署発行の納税証明書等の提出が必要になり、保護者の手続き負担が大きく、書類が複数わざ給付決定に時間がかかる場合がある。他の医療費助成の制度と同等に市町村民税での徴収基準額の認定にすると、迅速で確実な決定が出来る。情報連携についても提案団体と同様の意見である。 ○本市においても同様の事例が発生しており、番号制による他市町村との情報連携が開始されても、徴収基準月額が市民税額ではなく所得税額で決定される現行においては、必要な情報を取得することができない。	
54	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し。(児童福祉法第二十条による療育の給付)	児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。	【支障事例】 児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることとされている。 当該事務は、番号法別表第二に規定しているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条、第56条 ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	海老名市、豊橋市、北九州市、熊本市	○当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上や情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認のためにも提案に同意する。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
55	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費)	(1)児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとしている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を利用することで特定個人情報を入手でき、添付書類の削減に繋がらない。	【支障事例】児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとしている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を利用することで特定個人情報を入手でき、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主旨命令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条、第56条 ・児童福祉法による児童入所施設措置費等に関する命令について(平成11年4月30日厚生省発児業第2号厚生省次官通知) ・障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発課第1218002号厚生労働事務次官通知)	内閣府・総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	豊橋市	-	
56	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十一条の六によるやむを得ない事由による措置)	(1)児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとしている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を利用することで特定個人情報を入手でき、添付書類の削減に繋がらない。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとしている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を利用することで特定個人情報を入手でき、添付書類の削減に繋がらない。 ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【効果】当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主旨命令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6、第56条 ・やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについて(平成24年6月25日障障第0025第1号厚生労働省障害福祉課長通知) ・やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成18年11月17日障障第1117002号厚生労働省障害福祉課長通知)	内閣府・総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各县の全市町村	大分県提案分	ひたちなか市、秩父市、豊田市、伊丹市、高砂市、宇美町	○やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税の所得割とし、マイナンバーの情報連携の対象とすることは、当市における効率的な事務につながることや認定を受ける者にとっても添付書類の削減により利便性が向上するため制度改正の必要性を感じる。	
57	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(身体障害者福祉法によるやむを得ない事由による措置)	(1)身体障害者福祉法第十八条第一項及び知的障害者福祉法第二十七条による身体障害者福祉法第三十八条第一項若しくは第十九条の二によるやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとしている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、地方税関係情報については別表第二の第四欄に規定がないため情報照会ができない。また、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を利用することで特定個人情報を入手でき、添付書類の削減に繋がらない。 ①番号法別表第二の二十及び五十九の項の第四欄に地方税関係情報の規定を新たに規定する。 ②地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ③必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十四条及び第十七条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【支障事例】身体障害者福祉法第十八条第一項及び知的障害者福祉法第二十七条による身体障害者福祉法第三十八条第一項若しくは第十九条の二によるやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとしている。当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、地方税関係情報については別表第二の第四欄に規定がないため情報照会ができない。また、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を利用することで特定個人情報を入手でき、添付書類の削減に繋がらない。 ①番号法別表第二の二十及び五十九の項の第四欄に地方税関係情報の規定を新たに規定する。 ②地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。 ③必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十四条及び第十七条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。	【効果】当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主旨命令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第14条、第22条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条、第38条 ・知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4、第16条、第27条 ・やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成18年11月17日障障第1117002号厚生労働省障害福祉課長通知)	内閣府・総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口各县の全市町村	大分県提案分	ひたちなか市、秩父市、豊田市、高砂市、宇美町	○やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税の所得割とし、マイナンバーの情報連携の対象とすることは、当市における効率的な事務につながることや認定を受ける者にとっても添付書類の削減により利便性が向上するため制度改正の必要性を感じる。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
58	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し(老人福祉法第十三条による措置)	【支障事例】 老人福祉法第十三条による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。 当該事務は、番号法第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	【効果】 当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第三の二の省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第33条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条 ・老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条、第28条 ・老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について(平成18年1月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方知事会、九州・山口・各县の全市町村	大分県提案分	旭川市、ひたちなか市、秩父市、川崎市、伊丹市、伊豆市、宇和島市、北九州市、朝倉市、熊本市	○本市において扶養義務者からの費用微収額を決定する際に、所得税額を基礎として費用微収額を決定しているケースがある。現在は扶養義務者から收入申告の際に源泉徴収票を添付資料として提出してもらい、そこから所得税額を把握しているが、今後は番号法の施行に伴って、そぞいづつ添付資料の提出を簡略化していくことを考えられる。 ○扶養義務者からの費用微収額を決定するために、現在は市町村民税や所得税の課税状況を把握することが必須である。それらを情報提供ネットワークを通じて取得し、費用微収額を決定できる法律別表第三の二の省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第33条、地方税法(昭和25年法律第226号)第22条、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条、第28条、老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について(平成18年1月24日老発第0124001号厚生労働省老健局長通知)		
249	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成申請におけるマイナンバーカード制度を活用した情報連携項目の追加	①保険情報 ・指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成の申請において、世帯全員の保険証提出の省略や、収入情報の書類が不要となり、申請者の負担が軽減される。 ②収入情報 ・公的年金等の収入金額(情報連携可能)に加え、国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付の把握が必要だが、情報連携の提供情報ではいため、書類提出を依頼しなければならない。確認する情報が多く、すべてを確認するには時間がかかる。	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成の申請において、世帯全員の保険証提出の省略や、収入情報の書類が不要となり、申請者の負担が軽減される。	児童福祉法第19条の3、5 難病の患者に対する医療等に関する法律 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の7号別表第二、9、119	内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省	千葉県	宮城県、福島県、川崎市、静岡県、豊橋市、滋賀県、高槻市、熊本県	○本県においても、次のとおり制度改正の必要性を考えている。 ①について ・マイナンバーによる情報連携で、世帯情報やその世帯の保険情報が容易に取得できるようになれば、添付書類の省略が可能となり、申請者の負担軽減につながる。 ②について ・現在の手続きは煩雑かつて、マイナンバーによる情報連携の早期実現が望ましい。 ○小児慢性特定疾病医療費助成制度においては、医療保険上の世帯により自己負担上限額を決めており、また、年収80万円以下の市民税非課税世帯には、障害基礎年金や特別児童扶養手当の収入額を証明する書類の提出が必要としている。そのため、番号制度による情報連携項目の追加が行われ、これらの保険情報や収入情報の連携が可能となれば、提出必要書類が省略され、申請者の負担軽減につながることが可能である。 ○本県においても収入情報を別途保険組合等に照会しての状況であり、一定の事務量が発生している。 マイナンバー制度により取得できる項目が追加されれば、世帯全員の保険証提出の省略や、収入情報の書類が不要となり、申請者の負担が軽減されることから提案に同意する。			
66	A 権限移譲	産業振興	経営力向上計画に係る認定権限の都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に定める中小企業等の事業計画の種類として、経営力向上計画と経営革新計画の窓口をワンストップ化することにより、申請者の利便性の向上及び両計画認定による一括支援につながる。 また、申請等窓口が県民により身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。 両計画は別個の計画であるが、「経営力の強化」という観点では共通しており、内容についても、密接に関連している計画と言える。 都道府県にとどまらず、経営力向上計画や経営革新計画に加えて、各都道府県独自の中小企業支援を行うことで、地域の実情に即した効果的な支援が期待できる。 また、都道府県に二元化してもよいではないかという経営革新等支援機関の意見もある。 また、経営力向上計画は国の出先機関に申請することになっていることから、地方議員にとっては、移動や申請手続きが負担となっている。 都道府県にとっても、経営力向上計画の認定権限がないことから、地域の中小企業に対して、経営革新計画を含めた他の中小企業支援策と一緒に支援が行えていない。	【権限移譲による効果】 経営力向上計画と経営革新計画の窓口をワンストップ化することにより、申請者の利便性の向上及び両計画認定による一括支援につながる。 また、申請等窓口が県民により身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。 都道府県にとどまらず、経営力向上計画や経営革新計画に加えて、各都道府県独自の中小企業支援を行うことで、地域の実情に即した効果的な支援が期待できる。  【参考】 ■認定件数(H28.7~H29.2) 全国 16,146件 (経産省12,738件、国交省1,225件、農水省1,127、厚労省566件、国税庁167等) うち広島県 419件 ■経営革新計画 事業者が新商品の開発や新たなサービスの提供等新たな取組によって事業活動を向上させるための計画	中小企業等経営強化法第13条、第14条	総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	広島県、鳥取県、島根県、山口県、宮城県	-	-			





管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野								団体名	支障事例	
70	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育対策総合支援事業費において、新規に補助事業を行う場合、当年度の国庫補助要綱を予算成立後速やかに周知・施行することで、県や市町の補助業務を円滑に実施する。	平成28年度に国においてスタートされた「保育補助者雇用強化事業」について、その交付要綱が平成28年12月に発出され、県の要綱改訂や市町、保育施設への周知は平成29年に至った。当初予算を要求する時点で、間接・直接の区分や政令市・中核市の扱いが示され、予算の積算は困難であった。その後、当該補助金は、年度当初からの保育補助者の雇上げ経費を補助するものの、年度末に近づいてのスタートでは、目的を果たすことができず、当初予算額(265百万円)の大半(202百万円)を減額補正する結果となつた。今後も新規事業の実施が見込まれるところであり、円滑な事務の執行を確保する必要がある。	予算成立後速やかに国庫補助要綱を周知・施行することにより、事務が円滑・適切に行われるとともに、保育サービスが向上される。	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	厚生労働省	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、愛媛県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	旭川市、山形県、福井県、富山県、岐阜県、静岡県、浜松市、伊丹市、神戸市、佐賀県、鹿児島県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	○保育対策総合支援事業費補助金等の国庫補助事業における新規・拡充事業については、区市町村の当初予算要求の時期が十分遅かっただけでなく、実施スケジュールを決定してもらいたい。当初予算で要求できない場合は、補正予算での対応となり、年度当初から実施することができない。 ○当該補助金について、事業者に対し申請意向の事前調査を行い、その結果に基づいて補正予算を組んだが、確定した要綱による申請要件が厳しかったため複数の事業者が申請を辞退し、執行率が20%程度となつた。 ○保育対策総合支援事業費補助金については、平成28年度において、平成27年度繰越分、平成28年度当初分及び二次補正分の3種類の事業があり、事務が繁雑な上に、国庫補助要綱等の周知が遅く、補助事業の実施に支障が生じた。(二次補正分の事業については、平成28年度中の実施ができなかった。) ○保育士等の確保が困難な状況下で、本補助事業を活用し、待機児童を解消していくためには、補助要綱等の連絡や周知・施行が必要であると考える。 ○平成28年度の要綱は平成28年12月に発出されたが、そのため予算の積算が遅れ、平成29年度に向けた事業の周知等に支障が出た。また、要綱内容に不明点があり問い合わせしたが、回答に時間がかかることが多くなっており、事業の周知等が遅れる結果となつた。保育士資格取得支援事業や保育士試験による資格取得支援事業においては、保育士試験や養成校への申込期限があるため、周知等が遅れる結果が生じた。そのため、補助金要綱の早期差し出しもそうであるが、あらゆるパートーンが想定される事業もあるため、FAOの作成は必要と考える。保育士資格取得支援事業について、対象者の条件を常勤職員としているが、常勤職員でない対象保育士が、常勤職員として勤務しながら本事業を実施するのは難しいと考える。代替上請においても、市町村の予算の関係上、対象日数が多く計上できない実態も考えると常勤職員に限定するのではなく事業実施が難しくなるため、せめて1ヶ月80時間勤務とするなど、対象者の範囲拡大が必要と考える。 ○平成28年度に国においてスタートされた「保育補助者雇用強化事業」について、その交付要綱が平成28年12月に発出され、県の要綱改訂や市町、保育施設への周知は平成29年に至った。当初予算を要求する時点で、間接・直接の区分や政令市・中核市の扱いが示されず、予算の積算に支障が生じた。 その上、当該補助金は、年度当初からの保育補助者の雇上げ経費を補助するもので、年度末に近づいてのスタートでは、目的を果たすことができず、当初予算額(265百万円)の大半(202百万円)を減額補正する結果となつた。今後も新規事業の実施が見込まれるところであり、円滑な事務の執行を確保する必要がある。 ○平成28年度保育対策総合支援事業費補助金の交付要綱の発出が遅かったため、小規模保育事業を行う事業者が施設改修を行いつつ他の市の補助業務において非常に苦慮した。補助要綱の発出が早ければ、事業所の開所時期を早められた可能性もあり、保育サービス向上に直結している。年度当初の速やかな国庫補助金の発出についての意見に賛同する。 ○厚生労働省の補助事業全般に言えることであり、市町の新規事業が当初ではなく補正対応となっていることから、改善を提案する必要がある。 ○「保育補助者雇用強化事業」に限らず、年度途中に国庫補助金の交付要綱が発出され、年度当初からの遅延適用となる場合にあります。補助要綱が前もって明示されていないため、施設側にて実施する意思があるのにもかかわらず着手できない例が多いです。 ○通常、国庫補助事業を行な場合は、国庫補助の交付決定を受け市町村が事業者へ交付決定を行なった日以降に事業着手するものであり、補助金交付の裏付けがない状態での事業着手は原則できないが、H28年度の当該補助事業に係る日の交付決定がH29.2.28とほぼ年度末であり、保育所等教育費等支援事業(小規模保育事業所開設のための改修事業)について、国の交付決定までに事業着手せざるを得ない状況となった。		
72	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業は、「卒園後の受け皿」「保育内容の支援」「代替保育の提供」を任意項目とする。	家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業は、「卒園後の受け皿」「保育内容の支援」「代替保育の提供」を任意項目として、地域型保育事業所と教育・保育施設の連携が進み、地域型保育事業所の参入促進に資する。 地域型保育事業所の対象年齢を考慮すれば「卒園後の受け皿」の確保は当然であり、定員規模を考慮すれば「代替保育の提供」が必要なことも理解でき、施設側の抵抗感も少ないとみて現実的問題と感じている。 教育・保育施設では、保育者確保に苦労しながら基準に達反しないよう運営しており、中には待機児童対策のため弾力運用で定員以上の預かりをしている施設もある。そのような状況で、教育・保育施設が他事業所の児童の受け入れや代替職員の派遣を行うことは困難であり、代替保育中の事故に係る責任の所在等についても懸念がある。 現在は、平成31年度末までの経過措置期間内であるため、可能な内容から連携するよう市から施設へ依頼しているが、連携施設との連携に係る費用の支給を受けるには、連携3要件全てを満たす連携施設の確保が必要であるため、「代替保育の提供」がなければ地域型保育給付費が清算されてしまう。また、このまま「代替保育の提供」の連携施設を確保できなければ、経過措置期間経過後は、地域型保育事業の認可の取消しに繋がりかねない。 ①地域型保育事業(家庭的保育事業所除く)による代替保育の提供を可能とする。 ②一時預かり事業(幼稚園型園児)、ファミリー・サポートセンター等の活用を可能とする。 などの方針を担保したうえで、「代替保育の提供」について任意項目化できない。	【制度改正による効果】 「代替保育の提供」を任意項目とすることで、地域型保育事業所と教育・保育施設の連携が進み、地域型保育事業所の参入促進に資する。 地域型保育事業所にとっては給付費の減算がなくなる。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条(平成26年厚生労働省令第61号) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準第42条第1項(平成26年内閣府令第39号)	内閣府、厚生労働省	越谷市	練馬区、逗子市、知多市、京都市、徳島県、宇美町、大村市	○代替保育の提供は、地域型保育事業施設側の突発的な事故や事件、感染症等による複数の次発によるものか想定される。 「代替保育の提供」としては、①地域型保育事業施設に代替職員を派遣してもらうケース、または②連携施設に児童の受け入れを依頼するケースのいずれかとなる。 ①においては、家庭的保育事業における代替保育の提供は現実的に極めて困難であると考える。家庭的保育事業の保育室(自宅)で代替保育を提供する場合は、他者(代替職員)が自宅等でり保育をすることになるため、家庭的保育のよびその同居者の抵抗感が非常に強いことが想定される。 ②連携施設に受け入れを依頼する場合は、越谷市の支障事例にあるとおり、連携施設において面積基準を満たせないなど、実質的な事業による場合は、施設の提供および午睡の寝具など、連携施設にて円滑に保育を実施する手段を整えることが難しい。一義的には、制度上の「代替保育の提供」は、児童および保護者への負担もることを予定により保育が提供できない場合については、あらかじめ当該事業者内で保育体制を整える運営責任があると考える。人材確保が困難な状況の中、突発的な事業に対して全ての連携施設が即応できるかどうかは想定される。 ○本県内での地域型保育事業においても同様であり、「卒園後の受け皿」としては一定の理解・協力を得ることは可能であるが、「代替保育の提供」については、保育士不足の中で協力を得られる連携施設の確保は確実である。 ○本市において、保育士の確保が難しい状況にあることや、強力運用で定員以上の預かりをしそうな施設もあるため、教育・保育施設が他事業所の児童の受け入れや代替職員の派遣を行うことは非常に困難である。 ○本市においても、公立施設が地域型保育事業の連携施設となる場合、「代替保育の提供」については、現実的に困難と感じている。家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業が確保すべき連携について、「代替保育の提供」を任意項目とする意見に賛同する。 ○待機児童対策のため弾力運用で定員以上の預かりをしている施設もあり、教育・保育施設が他施設で代替職員の派遣を行うことは困難である。 ○当面において、子ども子育て支援計画の中、保育必要量の確保について小規模保育事業の登録を促進するため、施設側に実質的に負担がかかるものと想定される。 ○本県内の地域型保育事業においても同様であり、「卒園後の受け皿」としては一定の理解・協力を得ることは可能であるが、「代替保育の提供」については、保育士不足の中で協力を得られる連携施設の確保は確実である。 ○本市において、保育士の確保が難しい状況にあることや、強力運用で定員以上の預かりをしそうな施設もあるため、教育・保育施設が他事業所の児童の受け入れや代替職員の派遣を行うことは非常に困難である。 ○代替保育の提供については、「職員が回す余裕がない」「事故が発生した場合の対応に不安」等の理由により、施設側の抵抗感が強い。一時保育実施園に對しては、「可能な範囲での受け入れでも可」との指針を示し、連携施設になってもらえるよう要請しているところであるが、仮に連携協約の締結に至った場合であっても、実質的に機動性がない。 ○当面においても、地域型保育事業所の「卒園後の受け皿」「保育内容の支援」「代替保育の提供」につき、現実的には対応が困難であり、経過措置期間後、認可取扱いに繋がりかねない問題と認識している。特に「代替保育の提供」については、同様な理由で非常に対応が難しいと思われる。経過措置期間内の現状においても、給付費の清算を行なっており、全国的な状況調査を行なって、「連携3要件」についても、見直しを行なっていただきたい。 ○認可係による協議の際、連携施設の設定において、保育士不足であるため、「代替保育の提供」について連携先から難色を示される事例があった。また、連携施設が幼稚園の場合、保育士は配置されていないため、「代替保育の提供」は無理があると思われる。これらのことから任意項目とすることに賛同する。		
78	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護支援専門員の登録消除における都道府県の裁量権の付与	本県において近年、介護保険法第69条の39第3項の規定により介護支援専門員の登録消除が件数発生したが、いずれも更新手続きを失念し、介護支援専門員が失効した状態で業務を行なってしまったことにによるものである。 現在の規定では、酌量の余地なく消除するという非常に厳しい区分となっているが、介護支援専門員は、利用者個人との信頼関係のもと、生活状況や身体状況を把握しケアプランを作成する専門職であるため、消除になると事業者及び利用者の負担が大きい。	介護支援専門員の登録消除という重い処分に当たって、個別の事情などを踏まえたうえでの判断が可能となる。	介護保険法第69条の39第3項第3号	厚生労働省	宮城県、岩手県、神奈川県、大坂府	○同様の支障事例は本県でも発生しうる。発生した場合、介護支援専門員の過失の程度に対し処分の程度が差し重く、均衡のとれた対応に苦慮すると思料。 ○登録消除に関する法規定を認識していないかったことは介護支援専門員として明らかに自覚不足はあるが、失効から1ヶ月以内に施設を通じて申し出があったケースもあり、一律に消除するには事業者及び利用者の負担が大きい。			

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	
	区分	分野									団体名	支障事例		
80	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護支援専門員の登録の緩和	介護保険法第69条の2第1項第6号及び第7号による介護支援専門員の登録の緩和期間を(社会福祉士の緩和期間と同様に)5年→2年に緩和する。	処分後の欠格期間が5年と、社会福祉士等の欠格期間2年と比較して長期であり、般に免責が復職するためのハードルが高くなっている。	介護支援専門員の復職の可能性を広げることで、事業者の人材の確保につながる。	介護保険法第69条の2第1項第6号・7号	厚生労働省	宮城県、山形県、広島県	岩手県、川崎市	○介護支援専門員の欠格期間を他資格に比べて長期とする合理的な理由がなく、実質的な復職の機会を過度に制限することは、本人及び介護サービス利用者の利益を損なうことになる。			
14	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	小規模多機能型居宅介護の員数の基準の緩和	小規模多機能型居宅介護の員数の基準の緩和	当市にある小規模多機能型居宅介護事業所において、事業開始当初より職員を募集しているが、1年以上経った現在でも職員が足りないため、事業所が開業当初に想定していた体制で事業を行うことができず、事業の実施に支障をきたしている。 また、現行の基準では採算性が良くないこともあり、利用したいという人のニーズに応えられないケースもある。 当市としても、住み慣れた地域でいまで安心して暮らせる仕組みの充実に向けて小規模多機能型居宅介護事業所の整備を進めていかないが、介護人材の不足等によって、サービスを必要とする人々へのサービス提供がなかなか進まない。	基準の緩和により、事業所において介護人材の不足を解消することができるとともに、事業所の経営も安定するため、小規模多機能型居宅介護事業所の整備が進む。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第63条	厚生労働省	柏江市	仙台市、北九州市	○当市においても、小規模多機能型居宅介護事業所にて基準以上の職員を採用できなかったため、開所時は利用定員数を少なくして運営を開始した事例がある。 ○小規模多機能型居宅介護事業所の開設に当たり、職員の不足により事業の実施に支障をきたしているとの話は聞いていないが、小規模多機能型居宅介護の通りサービスに係る介護従業者の人員配置基準は、同様のサービスを行なう通所介護に比べ、配置人数が多いことから、サービスの質の確保を前提に人員基準の緩和が行われれば、介護人材の不足の解消や小規模多機能型居宅介護の整備促進などの効果も期待できるものと考える。			
99	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修修了)を緩和する。	指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修修了)を緩和する。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)第65条(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別保護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の在宅訪問介護員として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経験に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を終了しているものでなければならない)と規定されており、運営法人の代表者の要件が規定されているが、該当する研修等の開催回数が少ない場合もあり、経験に係る要件を満たすことができない者の新規参入を妨げる一因となっている。また、代表者交代等による事業の継承時においても、当該要件を満たす者が準備できるまでの時間を要し、「事業者の代表者」の変更手続が行えないなど、スムーズな事業継承を妨げている。 当該要件は「従うべき基準」であるため、市町村等で定める事業運営基準条例等において、地域の実情を反映した独自の基準をもとに運営することができない状況である。	基準の緩和又は、参酌すべき基準として、各市町村等の実情に応じて事業者の代表者となるための要件を定めることができとなり、事業者の新規参入の促進及び円滑な業務の継承を図ることができる。 指定権者において、新規指定や変更手続に係る事務を保留することなく、速やかに行なうことが可能となる。 (例) ①研修終了時期に経過措置期間(指定から6ヶ月後までに研修修了を可能とするなど)を設けることで、新規に事業を開始する際の時期が制限されることがない。 ②事業者の代表者が交代する場合、急速、事業継承が必要となる場合など、研修終了要件を満たすまで事業継承を保留せざるを得ないが、経過措置期間を設けることで、事業継承が即時に行なうことが可能となる。 ※経過措置期間を設ける場合であっても、サービスの質を確保する観点から、研修受講は要件とし、県内に実施する直近の研修受講を担保するための措置を行なうとする。(確約書等の収容など)	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第63条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方針に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修に規定する研修について 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方針に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修に規定する研修について	厚生労働省	鳥取県、中国地方知事会、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山县、徳島県	酒田市	○代表者交代による手続の遅滞が見られるので、緩和が必要と考えます。			
15	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	訪問介護のサービス提供責任者の人員に関する基準の緩和	訪問介護のサービス提供責任者の人員に関する基準の緩和	訪問介護のサービス提供責任者(以下「責任者」という。)が訪問型サービスAの責任者等と業務できないため、訪問介護の責任者と訪問型サービスAとの兼務が可能となるよう基準を緩和する。 ※総合事業の現行の訪問介護相当のサービスについても同様に訪問型サービスとの兼務が可能となるよう基準を緩和する。	基準の緩和により、事業者として事業実施の体制を構築することができ、訪問型サービスへの移行が進むとともに、市としても社会保障費の抑制につながる。	指定訪問介護事業所が総合事業の訪問型サービスAを実施する場合、訪問介護のサービス提供責任者(以下「責任者」という。)が訪問型サービスAの責任者等と業務できないため、訪問介護の責任者と訪問型サービスAの責任者をそれぞれ配置する必要があるが、「介護人材の不足により、責任者の確保は難しい」との声が事業者からあらがっている。 また、それは、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援に向けて、訪問型サービスAについても推進を図っているが、人材確保の面から訪問型サービスAの実施に難色を示している事業所も多いため、対応に苦慮している。 ※総合事業の現行の訪問介護相当のサービスと通所型サービスAを同一事業所で実施する場合についても同様の支障がある。	指定訪問介護事業所が総合事業の訪問型サービスAを実施する場合、訪問介護のサービスの人員、設備及び運営に関する基準第5条第4項 介護保険法施行規則等一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなわちの効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方針に関する基準第5条第4項	厚生労働省	柏江市	酒田市、ひたちなか市、八王子市、八ヶ岳町、長崎市、熊本市	○サービス提供責任者が兼務できないことにより、総合事業で別の責任者をたてる必要があるため、人員不足の事業所では総合事業に参入しづらいの支障がある。 今年度は特に総合事業対象者と介護予防訪問介護の対象者が入り混じるため、利用者が認定期間の更新月から切れ目なくサービスを受けられることが重要となる。 責任者の兼務要件の緩和があれば、総合事業により多くの事業所が参入できると考える。 ○訪問介護事業所において配達必要がある人員のうち、サービス提供責任者は、資格要件(介護福祉士等)が求められることにより、人材確保が難しく、また、人件費が高い傾向にあるため、事業者の参入障壁の因となっているのが現状である。 今後、高齢者の増加に伴うニーズが多様化する中で、訪問型サービスAの実施主体の確保は必要不可欠なため、基準緩和の必要性がある。 また、訪問型サービスAを実施する事業者は、訪問介護と同一事業所で実施する場合が多数想定されるため、同一事業所内で提供されるそれぞのサービス(訪問介護・訪問型サービスA)ごとにサービス提供責任者を配置する必要性はないと思われる。 ○当市も同様に、サービス提供責任者と訪問型サービスAの責任者との兼務ができないため、人員の確保が難しく、参入できないという事業者の声が多くある。 現在は、サービス提供責任者として従事する時間と訪問型サービスAの責任者として従事する時間を分けて配置することで対応しているが、それにより、人員基準を満たさなくなるため、新たな人員を確保する必要がある。		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
207	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	訪問介護におけるサービス提供責任者の兼務対象事業について規制緩和を求める。	【提案の背景】 指定訪問介護事業者は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営にに関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)第5条第4項(「従うべき基準」)により、常勤かつ専従のサービス提供責任者を配置することとされている。このサービス提供責任者は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業所及び指定夜間対応型訪問介護事業所に限り兼務が認められている。事業所が訪問介護事業と「第一号訪問事業」の指定を併せて受け、一体的に運営している場合は、いわゆかの人員基準を満たしていれば、もう一方の事業も基準を満たしたものとされるが、ここでいう第一号訪問事業は、予防訪問介護相当のサービスを指し、訪問型サービスAは含まれない。  【支障事例】 指定訪問介護事業者は、訪問型サービスAの実施にあたり、別のサービス提供責任者が確保されなければならず、現層では慢性的な有資格者の人材不足が生じている中で、事業者の負担が極めて大きく、介護予防・日常生活支援総合事業を含める上で問題となる。訪問介護業におけるサービス提供責任者と、訪問型サービスにおけるサービス提供責任者の兼務不可要件が充障となり、訪問型サービスAを実施する介護事業所のない手が少ない現状があり、ひいては訪問型サービスAの対象となる事業者がサービスを受けられなくなっている。  本市における状況(平成29年4月1日現在) 訪問型サービスAの事業所/指定訪問介護事業所=39/130	訪問型サービスAにおけるサービス提供責任者の兼務が可能となることで、訪問型サービスAの事業所の増加が見込まれることにより、利用者に対して十分なサービスを提供することができます。訪問型サービスAの人材不足の解決策の一つになるとともに、事業者の負担軽減を図ることができます、いわゆかのサービス向上につながる。利用者は、訪問介護事業と訪問型サービスAのサービス提供責任者が兼務することで、症状の進度により、サービス内容が変更となった場合でも切れ目なく継続的に支援を受けることができる。	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)第5条第4項	厚生労働省	八王子市	酒田市、ひたちなか市、静岡県、熊本県、長崎市	○サービス提供責任者が兼務できないことにより、総合事業で別の責任者をたてる必要があるため、人員不足の事業所では総合事業に参入しづらいとの支障がある。 ○年度は特に総合事業対象者と介護予防訪問介護の対象者が入り混じるため、利用者が認定責任者の兼務条件の緩和があれば、総合事業によく多くの事業所が参入できると考える。 ○第1号に規定する訪問事業(現行相当)では認められているものの、同号口緩和基準サービスAにおいて規定する訪問介護事業所に限り認められない。 ○本市は、介護予防・日常生活支援総合事業における効果的な介護予防の推進の観点から、訪問型サービスAを設定している。 しかししながら、慢性的な介護人材の不足が生じている中で、訪問介護と別に訪問型サービスAのサービス提供責任者を配置しなければならないことに対する事業所の負担感は極めて大きく、訪問型サービスAの実施を阻む最大の要因となっている。 本市においては、小規模な事業所が比較的多く、小規模事業所にとって、訪問型サービスAの実施のために他のサービス提供責任者と譲り合おうとするには実際上困難であるため、訪問型サービスAへの実施事業所を増やすことが苦慮している。 また、このびらき会員登録料金の負担がかかるため、介護予防・日常生活支援総合事業の中から、サービス提供責任者の人材が確保できないことの理由に、訪問型サービスAを廃止する事業所が出た。このたびは訪問型サービスAの利用者がない時点での廃止であつたため、不利な影響を被った利用者はなかったが、サービス提供責任者を配置できないことによる廃止があれば、利用者は事業所を変更しなければならず、本人の意向に沿った効果的な支援を行うことができない状況を招く。 訪問介護と訪問型サービスAの一体的な実施において、同一敷地内の業務を認めているサービスと同様にサービス提供責任者の兼務が可能であれば、訪問型サービスAの実施事業所の増加が見込まれる。訪問型サービスAの対象となる利用者のサービスが確保される。訪問介護事業所が一括的に訪問型サービスAを実施していれば、利用者の状態変化に対しサービス内容が変更となした場合でも、同一事業者による継続的な支援ができ、利用者に対するサービス向上につながる。 ○本市も同様に、サービス提供責任者と訪問型サービスAの責任者の兼務ができないため、人員の確保が難しく、参入できないという事業者の声が多くある。 現在は、サービス提供責任者として従事する時間と訪問型サービスAの責任者として従事する時間を分けて配置することで対応しているが、それにより、人員基準を満たさなくなるため、新たな人員を確保する必要がある。			
232	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護福祉士試験受験資格に必要な「介護福祉士実務者研修」の受講時間を見直し	介護福祉士は介護職の中核的役割を担うことが期待されているところである重要な「介護福祉士実務者研修」の受講時間を短縮する。  平成28年度から実務経験者の受験資格に実務者研修450時間の受講が課せられた。平成27年度では「3年以上の介護職としての実務経験」のみで受験可能であったが、国は「介護職の資質向上」を打ち出し、平成28年度から「3年以下の実務経験」に加え、「実務者研修」の受講が必須化され、たんみ引など医療的なケガを含めた研修の受講が義務付けられた。さらに、受講料も自己負担となっている。 そういったこともあり、全国で平成27年度は受験者が16万919人であったが、平成28年度は7万9113人と半減した。 京都府としては、第7次京都府高齢者健康福祉計画(老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条の規定等により、定めたもの)に基づき、平成27～29年度の3年間で、新たに介護・福祉人材、1000人以上の確保目標に、人材の育成と改善も含めた総合的な取組を進めているが、介護職の人は、慢性的に不足している。 その解消のため、研修における受講時間の短縮化や実務経験での単位の読み替え等、受験者への配慮が必要と考える。	介護職が慢性的に不足している中、介護福祉士実務研修の受講時間を短縮することで、資格試験受験者の増加による介護人材の確保と質の向上を両立し、住民の地域福祉の充実を図ることに資する。	社会福祉士及び介護福祉士法第40条社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第7条の2	厚生労働省	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鹿児島県、京都府	酒田市、川崎市、高山区、鹿児島市	○小規模事業所においては、研修に出せるだけの人員がなく、質の向上ができない状況になるため、規制緩和が必要と考えます。 ○「介護福祉士実務研修」の受講時間が長いことや研修場所までの移動距離が遠いことで、市民の介護職員の慢性的に不足している中、受講時間の短縮及び受講場所を拡大することで、介護人材の確保と質の向上を両立し、住民の地域福祉の充実が図られる。			
182	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護福祉士国家試験受験資格の柔軟化	【提案の背景】 福祉系の学科・コースを持つ高等学校で取得した単位と卒業後、高等専門学校で取得した単位と卒業後、長野県では長野県高齢者プラン(老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条)に介護福祉士養成施設で取得した単位を通算することで、必要な指定科目を終了したことのみならぬ、介護福祉士国家試験受験資格を得られるようになります。	地域で必要な介護人材を地域で養成・育成することが可能となる。福祉系高等学校の生徒が充分な基礎知識・教養を獲得したうえで、将来の国家資格取得に繋がるキャリア形成を行なうことができ、もって介護分野への参入が促進される。高等専門学校卒業後養成施設において、さらに専門性を磨くことで、介護福祉士としての質の向上が図られる。 現在、介護福祉士の養成ルートは、①実務ルート、②福祉系高等学校ルートとしての質の向上が図られる。 多くの養成施設では定員割れの状態となっており、新たな学生の振り起こしにつながる。 ③養成施設ルートの2つがある。 多くの養成施設では定員割れの状態となっており、新たな学生の振り起こしにつながる。 【支障事項】 平成19年の法改正により、介護福祉士国家試験の受験資格を得るために指定科目単位数が1倍に増加し、普通科目単位を圧迫することで幅広い知識・教養の習得が難しくなったり、時間目や長期休業中等の授業・実習の実施により、生徒に負担がかかるといった課題が生じている。 このため、福祉系学科・コースを持つ高等学校であっても、指定校の要件を満たすことは難しく、指定校以外の福祉系学科・コースのある高等学校卒業者が、卒業後に養成施設で不足科目を履修する(養成施設の卒業は要件としない)ことで、合計1850時間以上履修すれば受験資格が得られるよう求めた。	社会福祉士及び介護福祉士法第40条社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第21条	文部科学省、厚生労働省	長野県	酒田市、埼玉県、神奈川県、川崎市、横浜市、千葉県、東京都、鹿児島市	○福祉系学科の教科内容が全国的に統一されているならば、単位の通算は勿論支障がないものであり、介護福祉士の確保に繋がりますので、緩和すべきとの考え方。 ○当県内の福祉系学科・コースを持つ高等学校であっても、指定校の要件を満たすことが可能な限りの指定科目を履修することが必要であり、その際、高等学校で履修済の科目についても改めて履修しなければならない。 ○当県内では、福祉系学科・コースのある高等学校卒業者が受験資格を得るには、養成施設で2年間1,850時間の指定科目を履修することが必要であり、その際、高等学校で履修済の科目についても改めて履修しなければならない。 ○介護従事者不足により、本提案のより受験資格が柔軟化され、資格を取得する者が増えることで介護従事者も増加すると考えられる。			

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
279	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	べき地診療所における管理者の常勤要件の緩和	診療所の管理者は医師であることが求められており、管理者が医療等により一定期間不在となった場合、他の医師が管理者となる。管理者には常勤要件があることとされている。原則、1人の医師が管理する診療所等は1カ所とされていても、代診医等と一緒に常勤要件があるため、診療時間内は当該診療所で勤務する必要があるが、当該診療所に勤務していない場合は、管理者と代診医等と共に常時連絡を取れる体制の整備を条件に、管理者の常勤要件を緩和すること。	【現状】医療法では、病院又は診療所の開設者は、臨床研修終了医師に病院又は診療所の管理者をさせなければならぬとしている。また、通知により管理者は当該病院又は診療所における管理の法律上の責任者であることから常勤であることをされている。原則、1人の医師が管理する診療所等は1カ所とされていても、代診医等と一緒に常勤要件があることとされている。原則、1人の医師が管理する診療所等は1カ所とされていても、代診医等と一緒に常勤要件があるため、診療時間内は当該診療所で勤務する必要があるが、当該診療所に勤務していない場合は、管理者と代診医等と共に常時連絡を取れる体制の整備を条件に、管理者の常勤要件を緩和すること。 【支障事例】本県の多くの他のべき地診療所では、1名の医師(管理者を兼任)が診療を行っているが、当該医師が3週間程度の療養休暇となつたため、近隣の市民病院(べき地支援病院)から代診医の派遣を要請することとなつた。しかし、代診医の派遣が可能であっても、3週間もの間管理者が不在では管理者が常勤であると言えないため休診すべくあると県から指導が入つたため、県から管理者兼任の許可を受け、町立の別の診療所の医師を管理者とすることで代診医の派遣を受入れることが可能となつたが、当該管理者である医師の休診日である水曜日にしか開院できなかつた。 【制度改正の必要性】医師不足の中、医師が1人のべき地診療所も多いことから、今後こうした問題が多く発生する事が懸念される。また、こうした場合、べき地においては、診療所以外の他の医療機関に行こうとしても、遠方にあり高齢者は受診をためらってしまうことも想定される。そのため代診医と常時連絡が取れる体制が確保できれば常勤ではなくても管理者となるよう要件を緩和していただきたい。	常勤の要件を緩和することでべき地診療所の休診を防ぐことができ、地域住民の医療の確保に資することである。	・医療法第10条、12条、医療法施行規則第9条、 ・平成5年2月3日厚生労働省健康政策局総務・指導課長連名通知 ・昭和29年10月19日厚生省医務局長通知	厚生労働省	兵庫県、多可町、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県	福島県、いわき市、魚沼市、静岡県、田原市、長崎県、熊本市	○難島を多く抱える本県においても、医師不足の中、管理者の常勤要件の確保に苦慮しており、常時連絡が取れる体制の確保を条件に常勤要件を緩和していただきたい。 ○【制度改正の必要性】本市に多くのべき地診療所が1箇所存在しているが、当該診療所においては現在まで支障事例は生じていない。しかし、県内の他の2次医療圏のべき地診療所では以前から常勤医師の確保が極めて困難といつており、本市のべき地診療所においても今後も継続的に常勤医師の確保が困難となる保証はないため、べき地地域の住民の医療の確保を図る観点から非常勤医師の支障事例を認める特例を設ける必要性を感じている。 ○本県の多くのべき地診療所においては、管理者の退職に伴う後任医師の確保や、避難地域の解禁に伴う診療所の再開に当たり、管理者の常勤要件が大きなハードルとなっている。 診療所専従の管理者を確保することは困難な状況にあるべき地診療所においては、管理者の兼務許可だけでは必要な診療日を確保することができない状況も生じている。 ○【支障事例】市内4公立医療機関(病院、診療所)は、指定診療所の医師の高齢化により、後任の医師確保が喫緊の課題となっているが、べき地等の診療所への勤務を希望する医師がなく開院の危機が迫っている。中核となる病院から代診医を交代で派遣することは可能であるが、管理者不在となる日に診療を行うことができず、開院日を縮小せざるを得なくなっている。 ○【制度改正の必要性】診療所医師の高齢化及び医師の退任により、後任の医師を確保することができず開院を迫られる公立診療所が増えてくることが危惧される。拠点となる医療機関から代診医を派遣し日々交代で診療を継続できる形が、今後の地方の医療を守ることとなる。そのため代診医と常時連絡が取れる体制が確保できれば常勤ではなくても管理者となるよう要件を緩和していただきたい。 具体的には、愛媛県西伊予市の医療機関で行われているような特例措置を全国の医師確保に幅広く存続の危機にある公立診療所に適用できるよう要件を緩和していただきたい。 ○平成30年度当初に、県無医地区にるべき地診療所の設置を目指しているが、医師1名(常勤管理者)で予定しているため、多可町同様の事例が生じた場合、べき地診療所の休診による地域住民の医療機関の利用に不便が生じることが懸念される。 そこで、代診医と常時連絡が取れる体制が確保できれば常勤ではなくても管理者となるよう要件を緩和していただきたい。 ○べき地診療所における常勤医の勤務条件については将来的に緩和することが必要であるとは考えているが、提案のように「代診医と常時連絡が取れる体制が確保できれば常勤ではなくても管理者となるようとしてしまう」と、他の診療所との兼任も考えられてしまい、管理者としての責務を果たせなくなってしまうことになってしまったため、その管理者が勤務時間に重複がない状況等が確認されたものに限定して条件の緩和をすべきと考える。		
81	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	同一時間帯での複数障害福祉サービスに関する報酬の算定に関する基準の見直し	常時在宅での介護を要する障害者が、在宅で就労支援サービスを利用する場合、その利用時間中に重度訪問介護等訪問系サービスを利用したときには、訪問系サービスを利用中に重度訪問介護等を利用するようにすることを求める。	常時在宅での介護を要する障害者が、在宅で就労支援サービスを利用する場合、その利用時間中に重度訪問介護等訪問系サービスを利用したときには、訪問系サービスを利用中に重度訪問介護等訪問系サービスを利用したときに、訪問系サービス事業者は通知(平成18年10月31日障免1031001号)により報酬を請求することができない。そのため、常時在宅での介護を要する障害者は就労支援サービスと訪問系サービスのどちらかを選択することとなり、就労支援サービスの利用を諦めざるを得ない。	訪問系サービスの利用時間中に在宅の就労支援サービスを利用できるようになること、常時在宅での介護を要する障害者の就労や社会参加の促進に資する。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項(平成18年10月31日障免1031001号)	厚生労働省	宮城県、三重県、広島県	-	-		

管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な障害事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)															
	区分	分野									団体名	支障事例																
101	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	准看護師試験実施方法の見直し	都道府県知事が行う准看護師試験の事務について、委託可能な機関を都道府県以外にも広げて委託実施できるよう見直しを行う。	「准看護師試験は、都道府県知事が、厚生労働大臣の定める基準に従い、毎年少なくとも一回を行いう、「准看護師試験の実施に関する事務をつかさどらせるために、都道府県に准看護師試験委員を置くこと」とされている。また、「准看護師免許の全国通用性を担保する観点及び問題作成事務の作業量を削減する観点から、複数の都道府県が共同で統一試験問題を作成することや、可能限り同一日時に試験を実施することが望ましい」とされており、現在、全國6ブロックに分かれて、各ブロックごとに同一日に統一試験問題で実施している。 都道府県知事が行う准看護師試験の事務は、他の都道府県に事務を委託することが可能となっているが、どの都道府県も准看護師教育に精通した専門職員が配置されているわけではなく、臨床経験のない行政保健師や事務職員が試験問題の確認や調整を行っている状況であり、8県が共同で問題作成を行っても事務負担は大きい。(当県の平成28年度の准看護師試験に係る時間外勤務実績は200時間を超えている。)	委託可能機関の対象を都道府県以外にも広げ、専門機関に委託できれば、准看護師試験問題作成に係る事務負担が軽減される。 (例)・公益財団法人社会福祉振興・試験センターは、「社会福祉士及び介護福祉士法」及び「精神保健福祉士法」により、3つの資格の指定試験機関として認定登録機関として、国家試験の実施と資格の登録事務を実施している。 ・歯科衛生士国家試験の実施に関する事務は、歯科衛生士法第12条の4第1項の規定により指定試験機関として指定された一般財団法人歯科医療振興財団が実施している。	保健師助産師看護師法	厚生労働省	鳥取県、関西広域連合、滋賀県、群馬県、埼玉県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県	北海道、福島県、長野県、静岡県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県	○准看護師免許及び試験は、保健師助産師看護師法第6条等により、都道府県知事の権限となっているが、准看護師に求められる知識、技能の水準については、地域ごとに異なるものではないため、試験に関して、専門の指定期験機関及び登録機関に委託することは、都道府県行政事務効率化に貢献する。 ○当県においても事務負担の実情は同様である。 ○当県においても、臨床経験のない行政保健師や事務職員が試験問題の確認や調整を行っている状況である。試験問題の精査については、秘密保持のため通常業務と平行しては行うこと難しく、時間外別室で行っている。このような中、試験精度を維持していくには無理があると考える。 しかし、仮に委託する場合、委託先・方法・内容・予算の問題など、ハードルは高い。いずれの場合においても、試験精度の維持の問題がある。 ○当県においても、中国・四国ブロック(8県)に加入し共同で問題作成を行っているが、提案県と同様に臨床経験のない行政保健師や事務職員が試験問題の確認や調整を行っている状況であり、担当職員の事務負担は大きい。 このことから、委託可能機関の対象を都道府県以外にも広げ、専門機関に委託できれば、准看護師試験問題作成に係る事務負担が軽減されるものと考える。 ○本県においても、准看護師教育に精通した専門職員が配置されているわけではなく、提案団体同様、専門的な知識を開設問題の確認や調整を、臨床経験のない行政保健師や事務職員が行っている状況であり、問題精査のため、毎年度九州地区8県で、全問題の確認・修正作業を繰り返し計3回行っており、また、8県が集まるまで3日間でわたり問題の精査を行う会議を実施しているところである。 このような精査を行っているが、試験結果から問題の良否を判別する識別指標では、能力についての識別が優れないと判断される問題が例年10問以上出ている状況であり、資格試験として適切な問題に合否を判断すべきであること、また、平均的な正解率が例年7割から8割と、平成15年4月3日付け医政第403003「准看護師試験の実施に係る留意事項等」において、「おける基本的な考え方で示されている問題の難易度(6割から7割)といつ離している状況が続いている。国民の生命、身体に関わる行為を行う准看護師の資格試験として適切な難易度を確保するべきであることから、准看護師教育の知識を有した専門機関に委託することが必要であると考える。 ○東北各県と7ヶ所を構成し、毎年調整を決め、試験問題の作成や実施に係る調整を行つたり、同一日に統一試験問題で実施している。 試験問題の調整については、ブロック内で担当科目を分担し、各道県での作成並びに担当科目に係る問題の審査・調整を行つたのち、調整県で全問を取りまとめ、再度、各道県での全問審査後、調整県での最終調整を行っている。 試験問題の作成にあたっては、行政職員が事務を担当しており、准看護師教育に精通した専門職員の配置はされていないことから、問題作成、内容確認・調整の事務負担は非常に大きい。更にブロック内での会議の際は、移動に相当の時間を要しているところ。 ○本県においても、当該事務については事務職員や臨床経験のない行政保健師が担当しており、准看護師教育に精通した専門の職員ではない。 准看護師試験事務は、准看護師としての必要な知識、考え方等の習得状況を確認するための大変重要な事務であり、本県においても、担当職員が当該事務の執行に多大な時間を要している。 専門の機関に對し試験問題の作成等の委託を可能することは、当該事務のレベルを担保するための、効果的かつ効率的な手法と考える。 ○本県においても准看護師試験の作成については近隣都県とともに統一試験問題の作成を行っている。 問題作成には、提案団体と同様に准看護師教育に精通した専門職員ではなく、行政保健師や事務職員が試験問題の確認や調整を行っているのが現状であり、事務負担が大きい。	○准看護師免許及び試験は、保健師助産師看護師法第6条等により、都道府県知事の権限となっているが、准看護師に求められる知識、技能の水準については、地域ごとに異なるものではないため、試験に関して、専門の指定期験機関及び登録機関に委託することは、都道府県行政事務効率化に貢献する。 ○当県においても事務負担の実情は同様である。 ○当県においても、臨床経験のない行政保健師や事務職員が試験問題の確認や調整を行っている状況である。試験問題の精査については、秘密保持のため通常業務と平行しては行うこと難しく、時間外別室で行っている。このような中、試験精度を維持していくには無理があると考える。 しかし、仮に委託する場合、委託先・方法・内容・予算の問題など、ハードルは高い。いずれの場合においても、試験精度の維持の問題がある。 ○当県においても、中国・四国ブロック(8県)に加入し共同で問題作成を行っているが、提案県と同様に臨床経験のない行政保健師や事務職員が試験問題の確認や調整を行っている状況であり、担当職員の事務負担は大きい。 このことから、委託可能機関の対象を都道府県以外にも広げ、専門機関に委託できれば、准看護師試験問題作成に係る事務負担が軽減されるものと考える。 ○本県においても、准看護師教育に精通した専門職員が配置されているわけではなく、提案団体同様、専門的な知識を開設問題の確認や調整を、臨床経験のない行政保健師や事務職員が行っている状況であり、問題精査のため、毎年度九州地区8県で、全問題の確認・修正作業を繰り返し計3回行っており、また、8県が集まるまで3日間でわたり問題の精査を行う会議を実施しているところである。 このような精査を行っているが、試験結果から問題の良否を判別する識別指標では、能力についての識別が優れていないと判断される問題が例年10問以上出ている状況であり、資格試験として適切な問題に合否を判断すべきであること、また、平均的な正解率が例年7割から8割と、平成15年4月3日付け医政第403003「准看護師試験の実施に係る留意事項等」において、「おける基本的な考え方で示されている問題の難易度(6割から7割)といつ離している状況が続いている。国民の生命、身体に関わる行為を行う准看護師の資格試験として適切な難易度を確保するべきであることから、准看護師教育の知識を有した専門機関に委託することが必要であると考える。 ○東北各県と7ヶ所を構成し、毎年調整を決め、試験問題の作成や実施に係る調整を行つたり、同一日に統一試験問題で実施している。 試験問題の調整については、ブロック内で担当科目を分担し、各道県での作成並びに担当科目に係る問題の審査・調整を行つたのち、調整県で全問を取りまとめ、再度、各道県での全問審査後、調整県での最終調整を行っている。 試験問題の作成にあたっては、行政職員が事務を担当しており、准看護師教育に精通した専門の職員ではない。 准看護師試験事務は、准看護師としての必要な知識、考え方等の習得状況を確認するための大変重要な事務であり、本県においても、担当職員が当該事務の執行に多大な時間を要している。 専門の機間に對し試験問題の作成等の委託を可能することは、当該事務のレベルを担保するための、効果的かつ効率的な手法と考える。 ○本県においても准看護師試験の作成については事務職員や臨床経験のない行政保健師が担当しており、准看護師教育に精通した専門の職員ではない。 准看護師試験事務は、准看護師としての必要な知識、考え方等の習得状況を確認するための大変重要な事務であり、本県においても、担当職員が当該事務の執行に多大な時間を要している。 専門の機間に對し試験問題の作成等の委託を可能することは、当該事務のレベルを担保するための、効果的かつ効率的な手法と考える。	○保護者負担金の算定ミスが発覚し、過年度分の保護者負担金に変更があった場合、認定こども園等の施設が微収事務を行うことは、施設側の負担が大きい。市が微収できるようにして施設側の負担を減らすことができ、お金の流れもスムーズになる。	福島県、小牧市	○保護者負担金の算定ミスが発覚し、過年度分の保護者負担金に変更があった場合、認定こども園等の施設が微収事務を行うことは、施設側の負担が大きい。市が微収できるようにして施設側の負担を減らすことができ、お金の流れもスムーズになる。	106	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化	認定こども園等において過年度分保育料を徴収して変更する場合の徴収方法に関する規制緩和	○行政側の事情(税の更正や事務誤り等)により、過年度の保育料を遅延して徴収する場合、保育所では保護者から過年度保育料を徴収することができる。その一方で、認定こども園等(幼稚園含む)については市町村による徴収が認められていない(幼保連携型・保育所型認定こども園は、保育に支障がある場合のみ代行徴収が可)ことから、施設が独自で徴収事務を行う必要があり、多大な事務負担が発生している。	認定こども園等(幼稚園含む)において、行政側の事情(税の更正や事務誤り等)により、過年度の保育料を遅延して徴収する場合、市町村が代行徴収を行うことで、利用者から平等に保育料を徴収することができるようになり、利用者間の不公平さをなくすことができる。保育料の徴収手段が確保されることで、施設の安定的な経営にも繋がり、特定の場合の徴収事務を市町村が代行することで施設側の事務負担を減らすことができる。	児童福祉法第24条及び第56条第8項FAQ(第7版)事業者向けFAQ(よくある質問) 応諾義務について(案)(平成26年9月11日 内閣府子ども子育て本部主催 子ども・子育て支援新制度説明会 配布資料)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪市	福島県、小牧市	○保護者負担金の算定ミスが発覚し、過年度分の保護者負担金に変更があった場合、認定こども園等の施設が微収事務を行うことは、施設側の負担が大きい。市が微収できるようにして施設側の負担を減らすことができ、お金の流れもスムーズになる。	
107	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園での障害児等支援にかかる補助体系の見直し	認定こども園における障害児等支援にかかる補助制度を一本化する。	○私立の認定こども園における障害児等支援については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助や、私学助成の「特別支援教育費補助金」による補助、一般財源措置があり、認定こども園の類型、施設の設置者及び子ども支給認定の区分によって、異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなっている。 ○例えば、幼稚園型認定こども園のうち、接続型の場合で幼稚園部分が学校法人立の場合、3号認定子どもには「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」が適用されるが、2号認定子どもには「特別支援教育費補助金」が適用される。また、幼保連携型認定こども園のうち、接続型の場合で学校法人の場合、2号認定子どもには私学助成が適用されるが、3号認定子どもには一般財源措置となっている。この場合、私学助成は補助金の交付を受けようとする年度の5/1現在に就園する子どもに対して補助がなされるため、例えば、次のような支障が生じる。 (例)5/3生まれの子どもは、5/2に2号認定になるとから、5/1時点では私学助成の対象となりず、当該子どもはどの制度からも補助金の交付を受けることができない。 ○手続きの面に關しても、私学助成部分については都道府県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については市町村へ補助申請を行わなければならず、施設に於て大きな事務負担となる。 ○手続の面に關しても、私学助成部分については市町村へ補助申請を行わなければならず、施設に於て大きな事務負担となる。	補助体系の見直しを図ることで、事務作業の負担軽減につながる。	多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要領 私立高等学校等経常費助成補助金「幼稚園等特別支援教育経費・通級高等学校特別経費・教育改革推進特別経費・授業料減免事業等支援特別経費」交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪市	旭川市、仙台市、福島県、新潟市、新潟県、新潟市、大阪府、北九州市、佐賀県、長崎市	○私立の認定こども園における障害児等支援については、「子ども・子育て支援交付金」「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助や、私学助成の「特別支援教育費補助金」による補助、一般財源措置があり、認定こども園の類型、施設の設置者及び子ども支給認定の区分によって、異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなっている。 ○手続きの面に關しても、私学助成部分については都道府県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については市町村へ補助申請を行わなければならず、施設に於て大きな事務負担となる。ついで、事業類型や子ども支給認定の区分を問わず、障害児へ統一した支援となるよう補助制度の一一本化を提案する。 ○認定こども園での障害児等支援については、私学助成部分については都道府県へ、それ以外については市へ補助申請を行わなければならず、施設に於て大きな事務負担となる。 ○認定こども園での障害児等支援に係る財源措置を一本化し、分かりやすい制度構築が必要であると考えている。さらに居宅訪問型を除く地域型保育事業では公定価格における加算項目として財政措置されており、子ども・子育て支援新制度の財政支援の仕組みを共通化するという趣旨に鑑み、障害児等支援に係る財政措置は、公定価格における加算項目に一本化することが望ましいと考えている。																	
108	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	感染症病床と結核病床の区分解消による補助体系の見直し	結核は、平成19年に感染症法に組み込まれ、2類感染症として整理されているが、患者、家族等関係者の負担が軽減される。 そのため、当県の二次医療圏内に結核病床を有する病院がなくなり、患者を別の医療圏へ長距離移送しなければならない。 近年、結核及び感染症病床の利用率が低下していることと踏まえ、当県または病棟ごとの隔離により管理されてきたが、現在は、医療環境が整備され、感染症病床において管理することができるようになり、結果、感染症対策が施されることから、病室単位での管理が可能である。	結核患者が、各二次医療圏で指定を受けている感染症指定医療機関に入院することができるため、患者、家族等関係者の負担が軽減される。 また、結核病床及び感染症病床の有効かつ効率的な活用により、病院の安定的な経営にも寄与できる。 なお、結核は空氣感染する疾患であるため、以前は、病院または病棟ごとの隔離により管理されてきたが、現在は、医療環境が整備され、感染症病床の制度からも運用することができるようになり、結果、感染症対策が施されることから、病室単位での管理が可能である。	医療法第七条	厚生労働省	山形県、青森県、宮城県	福島県、川崎市、新潟県、豊橋市、愛媛県、沖縄県	○本県も、結核による入院患者が減少傾向にあること、国の通知に基づき、県内の結核患者の入院病床施設を確保するが求められていること、結核病床施設に他の患者を入院することができないことから、結核入院病床施設の費用が負担となっている。 また、費用負担のため、結核病床を処理した医療機関、一部休業せざるを得ない医療機関があり、二次医療圏毎に病床を確保するには困難になってしまっている。 多剤耐性結核など治療が困難で長期入院が必要となる場合に对応する結核医療の拠点となる病院は不可欠だが、一般的な結核医療においては、一般病棟内の在室設備などを備えた個室病床で対応可能なことが求められることから、結核病床を有する医療機関への運営補助と、病床の有効活用等の支援策を拡充していくべきだ。 ○当県での結核病床の利用率が減少しており、現在、結核医療体制のあり方を検討しているところ、結核患者の長距離の移送の課題となっている。 第二次医療圏ごとに指定する第二種感染症指定医療機関において、感染症法に基づく結核患者の入院治療が可能となることにより、患者の移動距離が短縮され、患者及びその家族の負担軽減及び療養環境の向上につながるものと考える。 ○結核患者が年々減少する中、結核病床を保有している医療機関は、その保有自体が財政的負担となっている。 しかし、政策医療の確保、並びに沖縄県保健医療計画で定める結核医療に必要な基準病床を満たす必要がある。今後も、安定的に結核医療が提供されるよう、早期に、第二種指定医療機関(感染症)と同様に、結核病床を有する医療機関への運営補助と、病床の有効活用等の支援策を拡充していくべきだ。 ○感染症予防ができる設備が整い、結核の治療ができる医師などのスタッフがいるのであれば、結核病床及び感染症病床の区分解消による効率的な活用により、患者、家族の負担軽減や病院の安定的な経営につながることから、有意義と思われます。																		



管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)		根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)					
	区分	分野										支障事例							
195	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	精神医療審査会における開催・議決要件の緩和	精神医療審査会に当日出席できない委員について、医療委員2名を含む3名以上の委員が出席する場合には、事前に欠席する委員から意見を聽取ることで議事を開催し議決することができるよう、規制緩和を求める。	精神医療審査会での審査には、精神保健・精神障害者福祉法において3分野(医療、保健福祉及び法律)の委員名で構成する合議体で行い、各合議体は医療2名以上、保健福祉1名以上、法律1名以上の委員で構成することとしている。広島市では、委嘱している20名の委員(医療12名、保健福祉4名、法律4名)を4合議体に分け、年間の開催日程に基づいて各合議体を2ヶ月に一度開催している。この審査会は、同法施行令で各分野1名以上の委員の出席が開催、議決要件になつてゐるため、(名しかない)分野の委員に欠席がある場合は、代替委員の確保が日程の再調整が必要となる。欠席がある場合には代替委員の確保が求められるが、確保できなければ日程を再調整せざるを得ない。各委員は本来業務のため、多忙であり、年間の開催日程に基づいて、時間を確保してもらつており、日程の再調整は困難である。実際、平成27年度に、代替委員の都合がつづき審査会を延期し、各委員の日程を再調整した結果、14日遅れて審査会を開催することとなつた。(厚労省)精神医療審査会運営マニュアルでは、退院請求の審査結果通知は請求受理から概ね1ヶ月以内に通知されることとされているが、当初通知を予定していた日から14日遅れ、請求受理から42日後の通知となつてしまつた。また、平成28年度には、名しかない法律委員から審査会当日に急な欠席連絡が来たことがあった。この時は何とか代替委員を確保できたが、委員は極めて多忙なため毎回代替委員が確保できるとは限らず、審査会を延期せざるを得ないのが現状である。このように、通常の審査会支障があり、審査は主として患者本人の症状に応じた医学的判断に基づいてなされるものであるから、医療委員2名を含む3名以上の委員が出席することを条件に、審査会に当日出席できない委員について、やむを得ない場合には事前に意見聴取し、その意見を十分考慮し議決するものとすることで、議事を開催し議決することができるよう、規制緩和を求める。	委員の急な欠席があった時でも予定通りに審査会を開催・議決できるようになることで、迅速な審査に資する。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条～第15条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行第2条	厚生労働省	広島市	埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、相模原市、滋賀県、京都、熊本市	○【制度の必要性】委員の協力もあり、これまで予定通りに審査会を開催してきたが、委員の急な欠席はいつでも起きうるものである。提案市が述べている通り、代替委員の確保及び日程再調整による審査会の開催は本市でも困難で、結局は次回審査会までとめて審査といふ対応になると思われる。広島市では度々に欠席委員の負担にならないように事前聴取等の確認事項等も配慮していただきたい。○本市では委員の急な欠席は現在まで生じていないが、発生した場合、代替委員の確保は困難であり、開催が延期になる可能性が高い。退院請求の件数は年々増加しており、退院請求の審査結果通知までの期間が延びている。審査会の延期による、通知の遅延を防止するためにも、円滑な審査会の開催ができるよう規制緩和を求める。○本県においても、20名の委員(医療12名、保健福祉4名、法律4名)を4合議体に分け、各合議体を2ヶ月に一度開催している。委員の欠席時に応対するため、出席者は事前に資料を送付し、急遽欠席される場合に備えて意見を記載した結果、14日遅れて審査会を開催することができるよう、規制緩和を求める。○本県の審査会の委員は4合議体で20名の委員(医療分野12名、法律分野4名、保健福祉分野4名、合議体で2名の委員(医療分野12名、法律分野4名、保健福祉分野4名)を合計22名であつた。これまでに、3名以上の委員が出席しないことが法律又は精神保健・精神障害者福祉の分野の委員が出席しないまま開催してしまった場合には、開催要件を満たさず、會議開催しているところであるが、委員の調整がつづき会議開催を次回に迷つたケースが平成28年度に2回あつた。平成29年度は、法律分野、保健福祉分野の予備委員を各3名増やし、急な欠席にも可能な限り対応するよう心がけているところであるが、退院請求等の迅速に対応するためには、提案の趣旨に沿つた委員の確保が求められる。○精神医療審査会での審査は、精神保健・精神障害者福祉法において3分野(医療、保健福祉以上)の委員が出席することを条件に、審査会に当日出席できない委員について、やむを得ない場合には事前に意見聴取し、その意見を十分考慮し議決するものとすることで、議事を開催し議決することができるよう、規制緩和を求める。	○県内の介護事業所においても、介護職員等は不足している状況である。事業所からも「介護職員等に通学で50時間以上の研修を受講することは大変である」といった声があつたことから、通信課程を設けるなど、介護職員等が受講しやすい環境整備をお願いしたい。○基本研修が長時間であるため、介護職員を研修に参加させられないという声は多く聞かれる。また、実地研修の不足により実地研修が進まない現状があるため、介護職員が研修を受講しやすい環境整備をお願いしたい。○本市と関係団体との意見交換において、県の喀痰吸引等研修を受けさせるための体制を整えることが困難との意見は出ている。							
196	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	喀痰吸引等研修の見直し	喀痰吸引等研修について愛護しやすい環境の整備を求める。	喀痰吸引や経管栄養という医療行為は医師又は看護師であれば実施可能だが、介護現場では看護師が不足しており、医療的行为を必要とする高齢者への対応が難しくなっている。	喀痰吸引等の医療行為を行うことが可能な介護職員等が増えることによって、当該医療行為を必要とする高齢者への対応が容易となる。	社会福祉士及び介護福祉士法附則第10条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第13条	厚生労働省	広島市、広島県	岩手県、酒田市、福島県、川崎市、新潟市、府中町	○県内の介護事業所においても、介護職員等は不足している状況である。事業所からも「介護職員等に通学で50時間以上の研修を受講することは大変である」といった声があつたことから、通信課程を設けるなど、介護職員等が受講しやすい環境整備をお願いしたい。○基本研修が長時間であるため、介護職員を研修に参加させられないという声は多く聞かれる。また、実地研修の不足により実地研修が進まない現状があるため、介護職員が研修を受講しやすい環境整備をお願いしたい。○本市と関係団体との意見交換において、県の喀痰吸引等研修を受けさせるための体制を整えることが困難との意見は出ている。								
197	A 権限移譲	医療・福祉	喀痰吸引等業務に関する登録事務の指定都市への権限移譲	喀痰吸引等業務に関する登録事務について指定都市への権限移譲を求める。	広島市内の介護事業所では、平成28年に、喀痰吸引等を行つた際の研修を受けていない職員が、業として当該医療行為を行つた事案があつた。このケースでは、介護職員等、研修を終了し、都道府県による認定を受ければ、喀痰吸引等を実施することが可能となる。	情報が一元化されることによって、他の検査と併せて、喀痰吸引等業務がきちんと資格を持つ職員によって行われているか検査することで、業務の適正化に繋がる。	社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2～第48条の8	厚生労働省	広島市	川崎市、大阪府、沖縄県	○本県においても、中核市にある有料老人ホームにおいて、喀痰吸引等の研修を受けていない介護職員が、当該行為を実施していた事例があり、県と中核市で情報共有の上、指導を行つてはいるが、中核市より登録は都道府県の事務とされていて、登録情報が入らなくなっている。○介護保険法、指定都市には介護事業所への立入検査権限だけなく権限もあるが、事業所の職員のうち、誰が喀痰吸引を行えるのかという情報が都道府県から指定都市に入る仕組みとなっていないため、現状では、広島県と一緒に検査に入らざるを得ない。については、喀痰吸引等業務の登録に関する事務を都道府県から指定都市に移譲し、指定都市単独で対応できるようにしていただきたい。	○本県においても、中核市にある有料老人ホームにおいて、喀痰吸引等の研修を受けていない介護職員が、当該行為を実施していた事例があり、県と中核市で情報共有の上、指導を行つてはいるが、中核市より登録は都道府県の事務とされていて、登録情報が入らなくなっている。また、中核市の介護事業所への実地指導や立ち入り権限がないことから、登録喀痰吸引等事業者登録後、当該事業者の事後の運営実態を把握することが難しい状況にある。							
198	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険事業に係る調査結果の情報提供	厚生労働省における介護保険事業に係る介護サービス施設、事業所調査の結果について、情報の提供を求める。	市町村は、国が定める基本指針に即して、3年を1期とする市町村介護保険事業計画を定めることになっている。	事業所と市町村の事務処理の簡素化、事務負担の軽減につながる。	介護サービス施設・事業所調査	厚生労働省	広島市	酒田市、ひたちなか市、練馬区、各務原市、名古屋市、名古屋市、伊丹市、北九州市、熊本市、宮崎市	○「2025年に向けて介護人材に係る受給推計」(平成27年6月24日厚生労働省)によると、全国で37.7万人の需給ギャップが発生する見込みであるが、市区町村別の数値は公表されていない。本市では介護人材確保に向けた取組を進めようとしているが、市内の介護サービス施設・事業所の介護職員数等について公表されていないことから、提案のとおり情報提供を求める。	○本市においては、市内における介護保険事業に係るアンケート調査を行つたところ、調査対象事業者から、国調査項目と同様の回答を再度作成しなければならず、負担がかかるというご意見を複数頂いた。							
200	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険事業に係る調査結果の情報提供	厚生労働省における介護保険事業に係る介護サービス施設、事業所調査の結果について、情報の提供を求める。	市町村は、国が定める基本指針に即して、3年を1期とする市町村介護保険事業計画を定めることになっている。	事業所と市町村の事務処理の簡素化、事務負担の軽減につながる。	介護サービス施設・事業所調査	厚生労働省	指定都市市長会	酒田市、ひたちなか市、各務原市、名古屋市、北九州市、熊本市、宮崎市	○次期計画策定にあたっての事業所への調査が重複しているケースがあり、事業所担当者の負担が大きいため、取り計らいをお願いしたい。	○本市においては、市町村介護保険事業計画の策定にあたり地方公共団体内の事業所に対するアンケート調査を行つていただいた。同様の支障事例は少くないが、国が行った事業所アンケートについて地方公共団体別の情報が提供されれば計画策定期の参考になるものと考えられる。							

管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	
	区分	分野									団体名	支障事例		
199	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	市町村介護保険事業計画の変更に係る手続きの簡素化	特別養護老人ホームの定員について、老人福祉圏域の広域型と地域密着型を合った総数に変更が生じない場合において、当該圏域内の市町村との協議が整ったときは、都道府県へ事前の意見聴取等を行うことなく、市町村介護保険事業計画を変更し、広域型・地域密着型間で定員の振替ができるようすることを求める。	広島市は、経済面や生活面で深く結び付いている、山口県の7市町を含む近隣の23市町と広島広域都市圏を構成し、国の「連携中核都市圏」制度を活用しながら、連携して地域の資源を圏域全体でいかす様々な施策を展開を図っている。しかししながら、現在の法体系では、都道府県が広域的な立場から策定する都道府県介護保険事業支援計画(以下「都道府県計画」という)、及び市町村が策定する市町村介護保険事業計画(以下「市町村計画」という)において、特別養護老人ホームの定員等を定めることとされている。	市町村が広域型特養と地域密着型特養の定員の振替を柔軟に行うことができるようになることで、必要な定員総数の確保を円滑に行うことが可能となる。	介護保険法第117条第2項・第9項・第10項、第118条第2項	厚生労働省	広島市	ひたちなか市、群馬県、横浜市、海老名市、新潟市、長野県、静岡県、京都府、高松市、山陽小野田市、北九州市、長崎県、大分県	○広域型特養と地域密着型特養の定員の振替がスマーズに行えることで、必要な定員総数の確保に資することができるため、賛同する。			
200	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	全国ひとり親世帯等調査における調査方法の規制緩和	厚生労働省が行う全国ひとり親世帯等調査において、住民基本台帳データ等を利用した対象世帯の絞込みを可能として欲しい。	平成28年度に厚生労働省は、全国の母子世帯等の実態を把握して福祉対策の充実を図るために基礎資料を得る目的で、都道府県や指定都市等に委託して全国ひとり親世帯等調査を実施した。	国から指定された調査地区内約2,400世帯のうち、住民基本台帳の情報上対象世帯見込みとの乖離が大きく合理性にかかる。	平成28年度全国ひとり親世帯等調査の委託について(厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知)統計法第2条第7項、第19条、第20条	厚生労働省	広島県、広島市	ひたちなか市、群馬県、横浜市、海老名市、新潟市、長野県、静岡県、京都府、高松市、山陽小野田市、北九州市、長崎県、大分県	○当県内の福祉事務所の職員が調査をしているが、担当区域の全戸調査は、調査員の負担となりやすい。住民基本台帳の活用により、調査員の負担軽減につながると思われる。	○当市でも同様のケニアがあり、調査員の負担が大きかったようである。次回調査からの改善を望む。	○当市でも同様のケニアがあり、調査員の負担軽減につながることはかなり負担が大きかったようである。次回調査からの改善を望む。	
219	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	全国ひとり親世帯等調査における調査方法の規制緩和	厚生労働省が行う全国ひとり親世帯等調査において、住民基本台帳データ等を利用した対象世帯の絞込みを可能として欲しい。	平成28年度に厚生労働省は、全国の母子世帯等の実態を把握して福祉対策の充実を図るために基礎資料を得る目的で、都道府県や指定都市等に委託して全国ひとり親世帯等調査を実施した。	国から指定された調査地区内約2,400世帯のうち、住民基本台帳の情報上対象世帯見込みは約70世帯であることからすると、全数調査は調査対象世帯見込みとの乖離が大きく合理性にかかる。	平成28年度全国ひとり親世帯等調査の委託について(厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知)統計法第2条第7項、第19条、第20条	厚生労働省	指定都市市長会	ひたちなか市、群馬県、横浜市、海老名市、新潟市、長野県、静岡県、京都府、大津市、山陽小野田市、北九州市、大村市、長崎県、大分県	○当県は、県内の福祉事務所の職員が調査をしているが、担当区域の全戸調査は、調査員の負担となっている。住民基本台帳の活用により、調査員の負担軽減につながると思われる。	○当市でも同様のケニアがあり、調査員の負担軽減につながることはかなり負担が大きかったようである。次回調査からの改善を望む。	○当市でも同様のケニアがあり、調査員の負担軽減につながることはかなり負担が大きかったようである。次回調査からの改善を望む。	

管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
206	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子育て短期支援事業の実施に関する見直し又は明確化	介護施設等で子育て短期支援事業を実施できるよう見直し又は明確化	子育て短期支援事業実施要綱上、市町村は、①児童養護施設、②母子生活支援施設、③乳児院、④保育所、⑤ファミリー・ホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で、子育て短期支援事業を実施することとされている。しかししながら、栃木市内には①～③及び⑤の施設がない。④には、事業実施可能な宿泊ベースが多く、また、宿泊に対応できる人員が確保できなければ、栃木市内で本事業を実施できないから、近隣市町の乳児院・児童養護施設等に委託して、本事業を実施させるを得ない状況にある。近年、育児疲れや精神的障害を持つ保護者による虐待が増加しているが、子育て短期支援事業では、児童相談所が行う一時保護等と違い、強制的に保護者と見直しを引き受け努力はないため、それらの方々が利用する際の精神的なハードルも低く、虐待防止の効果も期待されている。	乳児院や児童養護施設以外の施設においても事業の実施が可能となり、市民の安心感や利便性が高まる。	児童福祉法第6条の3第3項、児童福祉法施行規則第1条の4、子育て短期支援事業実施要綱、子ども・子育て支援交付金交付要綱	厚生労働省	栃木市	いわき市、川崎市、焼津市、寝屋川市	○当市は児童養護施設とファミリー・ホーム(1か所)と子育て短期支援事業の委託契約を結んでいますが、2施設と少ないことから申請に対応できているのは半分程度である。定員や年齢等の理由で施設から受け入れを断られることが多い。出産や入院等の切迫した状況で、施設が使えない場合、児童相談所に一時保護を依頼したケースも複数あった。夜間勤務者がいる既存の介護施設と契約することで、実施施設が拡大して課題解決が図られる。 ○本市においても、市内に子育て短期支援事業を実施する施設がなく、他市の乳児院又は児童養護施設に委託して事業を実施している。事業を利用する際に保護者が送迎する必要があり負担があるため、市内に実施できる可能性のある施設が増えることは、市民サービスの向上に繋がる可能性がある。 ○地域によっては、対象施設が少ないと、施設はあっても受け入れ態勢が困難な場合は、児童の受け入れを断られる場合もあり、対象施設が拡充されれば、必要時に利用でき、利用者の利便性が向上されると考えられる。 ○本市においても、夜間保育を実施している認可外保育施設があり、実際トワイライトスタイルのニーズは一定数あるほか、実態の把握は難しいものの、ショートステイについても例えは、父が遠方に単身赴任で就労中の母の急病や急な親族介護等でショートステイを利用したいというニーズは生じる可能性があるものと思われる。このような際に当該事業に基づく施設を設置するとしても、公・民ともに適した施設がない状況である。本市の既存施設では、①立地的な点で、県設置の児童養護施設は市内に所在するものの、市街地からは遠い山間部に位置しており、仮に当該施設で事業を委託することによっても利便性が悪い。また、②賃の担保の点で、先の認可外施設については、認可外指導監査基準を満たす旨の証明は交付されていないため、本事業に適合できるかが微妙である。また、③既存の保育所等が参入する場合は開設準備経費(初期費用)が高く算入しにくい状況である。このような状況から、上記①②に対応するため、市街地の保育事業(企業主導型等含む)の実績がある社会福祉法人等が運営する介護施設等一部を、事業実施場所として転用可能としてその際介護施設整備補助の一部返還等は免除とする。実施する側の法人の手数料を下げる。利用者の利便性を高めるようにするなど、施設型の緩和・対象拡大や施設型の緩和・対象拡大等の施設が井戸田市にて示されています。自治体からの事業実施を柔軟とみなすよう検討することを望します。(上記③についても既存施設の形態や動向などを検討を行う場合の開設準備経費の補助(現行400万)についても、既存施設の形態や動向などを検討してみても、自治体から法人に実施を呼びかけるにしても上限額が低い手が出せない、といふことが考えられるため、上限額をさらに上げ、準備に係る実費ベースで補助ができるような制度にすべきと考える。		
225	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	特定教育施設・保育施設における定員減少時の市町村の関与強化	子ども・子育て支援法(平成24年9月22日法律第65号)第35条第2項で規定される特定教育・保育施設の設置者が定員を減少しようとするとき市町村長に対して行う届出を必要に応じて協議するよう求めること	認定こども園(特に、保育所から保育所型認定こども園に移行した施設)では、1号認定の利用定員を少人数に設定した際、子ども一人あたりの単価設定が高額となっていることから、サービス提供量に見合わない多額の施設設備費が受け取ることができると判断している。そのため、保育所から認定こども園へ移行し、2号認定の定員の一部を1号認定に切り替える施設があり、待機児童の多い自治体にとって、2号認定の保育の受け皿の安定的な確保ができ、国との待機児童解消加速化プラン及び一億総活躍の実現に繋がる。	・定員の引下げ時に市町村が関与することにより、幼稚園(1号認定)及び保育所(2号認定)の各定員の過不足を考慮したうえでの対応が可能となり、待機児童の多い自治体にとって、2号認定の保育の受け皿の安定的な確保ができ、国との待機児童解消加速化プラン及び一億総活躍の実現に繋がる。	子ども・子育て支援法	内閣府、文部科学省、厚生労働省	箕面市	福島県、横浜市、長野市、碧田市、磐田市、出雲市、北九州市	○利用定員の設定について、統一した基準を設けたうえで、市町村が関与する仕組が必要。 ○通常、特定教育・保育施設の設置者が利用定員を変更する際には、届出前に相談があることから、その中で設置者と協議を行い、児童の受け入れ等に支障が不出ないようにしている。利用定員を増加する際には、設置認可と同様の手続きを定めており、また、利用定員の変更は市町村の保育行政に及ぼす影響が大きいことから、定員を減少する際の市町村の関与強化は合理的である。 ○利用定員について、市町村による計画を踏まえる必要があると考えるため、届出のみではなく協議は必要。 ○当市の子ども・子育て支援事業計画において、既存施設の定員を増加することにより、保育の受け皿を確保することとしている。本提案による市町村の関与強化は当該計画の促進に寄与するものである。		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な障害事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
300	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	一時預かり事業に係る人員配置要件の見直し	一時預かり事業に係る人員配置要件の見直し	一時預かり事業の実施においては、現行でも保育所等と一緒に事業を実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合に、保育士1名で実施可能などとの緩和がされているが、当市では、保育士不足が深刻であり、国基準の一時預かり事業を実施できない。そのため、市の單獨で、保育士1名による独自の一時預かりを実施しているが市独自の一時預かりでさえ、市内の保育所14施設中1施設しか実施できていない状況にある。平成28年度の市独自の一時預かりの実施件数は延べ20件であり、「就職面接があり、他に預かりを行ってはいけない」等の理由で利用されており、実効的に需要が生じた際に需要に応える人員を確保することが重要であるが、現行の最低2人の人員配置要件を確保することに苦慮している。例えば、保育所等と一緒に事業を実施し、当該保育所等の職員の配置が加算式(配置基準より多く配置)されたり、その支援を受けられる場合で、利用児童数が少ない場合に、下記①又は②の人員配置で一時預かり事業を実施できるよう求めている。 ①保育士資格を有しないが当該施設で十分な業務経験を有する者1名 ②子育て支援研修修了者1名	保育士の確保が困難な地域において、小規模な一時預かり事業の実施が可能となり、地域の実情を踏まえた保育ニーズにきめ細かく対応することができる。	子ども・子育て支援法、児童福祉法、児童福祉法施行規則、一時預かり事業実施要綱	厚生労働省	直方市	資料・高次脳機能障害者支援の手引き(改訂第2版、平成20年1月)、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部立障害者リハビリテーションセンター	川崎市、熊本市	○現在、本市では国基準の一時預かり事業を実施している施設は12施設あるが、人員配置が困難なため国基準の一時預かり事業が実施困難であると申し出を受けるケースが増えている。実施方法の緩和については検討していただきたい。 ○本市における一時預かり事業の需要は年々高まっており、特に待機の方の利用が多い状況である。保育士の確保については、本市の教育・保育施設で人員確保が困難となっている中、一時預かり事業を実施している保育所は、さらに厳しい状況にあることから、一時預かりの受け入れ数を制限するなどしている。 ○専任保育士が確保できず、一時預かりを休止した施設がある。	
210	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	身体障害のない高次脳機能障害者に対しての自立訓練(機能訓練)実施のための対象者要件の緩和	身体障害のない高次脳機能障害者に対しての自立訓練(機能訓練)実施のための対象者要件の緩和	高次脳機能障害について、記憶障害や注意障害、遂行機能障害のように身体障害を伴わないが、就労や社会復帰に支障を来たす事例がある。そのような事例については、理学療法士や作業療法士の専門職種が、対象者の障害の個別性に応じて認知リハビリテーション等を実施するとともに、神経心理学的検査や行動評価等によるモニタリングを行い、さらにリハビリテーションにフィードバックすることが、機能改善や代償機能の獲得のために、有効である。このリハビリテーションは障害福祉サービスにおいては、自立訓練(機能訓練)が相当数あるが、その利用対象者は身体障害のある者に限られているため、身体障害のない高次脳機能障害者は適切な障害福祉サービスを受ける機会がない。	地域において専門職種による適切なリハビリテーションを受けることで、対象者の注意障害や遂行機能障害等が改善され、手段的日常生活動作の再獲得が可能になり、高次脳機能障害者の就労や社会復帰を支援することができる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律規則第6条の7	厚生労働省	特別区長会	資料・高次脳機能障害者支援の手引き(改訂第2版、平成20年11月)、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部立障害者リハビリテーションセンター	北海道、ひたちなか市、埼玉県、新潟県、高崎市、多治見市、大阪府、岡山県、長崎県、熊本市	○疾病や事故などのため脳が損傷されたとき、身体障害は生じないが、記憶障害や注意障害、遂行機能障害などの高次脳機能障害のみが後遺症として生じる例がある。 ○高次脳機能障害を併存する身体障害者手帳取得にはならない者についても適切な障害福祉サービス(自立訓練・機能訓練)として実施している。しかし、自立訓練(機能訓練)は、身体障害を要件としているため、身体障害を併存しない高次脳機能障害者は利用できない。 ○法令の規定では、高次脳機能障害者を対象とする生活訓練に理学療法、作業療法その他必要なり(リハビリテーションが含まれていないが、高次脳機能障害の方は、手帳等級に該当しない場合の場合は、理学療法士や作業療法士、言語訓練士等の専門職種が、障がいの個別性に応じて機能訓練とともに認知リハビリテーション等を実施できるよう機能訓練の対象者要件の緩和を求める。(基準省令による多機能型事業所における人員基準の緩和だけではなく。) ○高次脳機能障害者には、記憶障害や注意障害、遂行機能障害の症状で、身体障害を伴わないが、機能の改善や代償機能の獲得のため、継続した訓練が必要な事例がある。 しかし、自立訓練(機能訓練)の対象者は身体障害のある者に限られているため、身体障害のない高次脳機能障害者は適切な障害福祉サービスを受ける機会がない。 ○制度の必要性 身体障害のない高次脳機能障害者も、身体機能及び生活能力の維持、向上等のために支援が必要であり、高次脳機能障害者の就労や社会復帰等の効果が期待されたため、賛同する。 ○高次脳機能能不全にて、身体障害者手帳取得にはならない者についても適切な障害福祉サービス(自立訓練・機能訓練)を受ける場合が必要と考える。 ○同様の支障事例に対する数を確認しており、対象者の身体障害の有無にかかわらず、包括的なリハビリテーションが受けられることで、より早期の就労・社会復帰が望める。 ○自立訓練(機能訓練)の一環として行うTによる市街地訓練やOTによる事業訓練などは、身体障害者手帳の範囲に該当しない程度の麻痺がある高次脳機能障害者の社会復帰への効果であるので、対象者要件の緩和が必要である。 ○自立訓練(機能訓練)が利用できない場合においても、自立訓練(生活訓練)等の利用により対象者の家庭から高次脳機能障害が特に特化したサービスがなく、家族が疲弊している現状があるとの話しがあり、事務の支援苦によるサービス体制を早急に創出する必要がある。 ○回復期リハビリテーション病院等を退院時には、身体障害者手帳を取得できない場合があり、その場合には、身体障害者手帳の交付を受けるまでの間、自立訓練(機能訓練)を利用することができない。 社会復帰に向か、退院時からの継続したリハビリテーションは有効であるため、医師の診断書による利用を可能とするなど対象者の要件を緩和するよう求める。	
212	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	無料低額宿泊事業に係る届出制を許認可制に変更	無料低額宿泊事業に係る「届出制」を「許認可制」に見直すこと。	社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業は、同法第69条に基づき事業開始の日から1月以内に事業運営地の都道府県知事に届出を行わなければならぬこととされている。しかし、あくまでも届出であることから、形式要件を整えた届出であれば、不適切な事業であっても自治体は届出を受理せざるを得ない。また、施設の設備、運営等に関しては国から指針が示されているが、事業者に対する行政指導を行っても実効性の担保が十分とは言えない。	許認可制の導入により、事業開始前において不適切な運営が疑われる事業者の参入を排除することが可能になる。	社会福祉法第2条第3項第8号 同法第69条第72条 平成27年4月14日付 け支援第0414第7号 厚生労働省社会・援護局長通知 社会福祉法第2条第3項に規定する公的困窮者のために施設料金は低額な料金で施設所を利用する事業を行う施設の設備及び運営についての指針(平成27年4月14日付の指針の見直し及び施設設備・運営に関する基準並びに指導権限を明記した法整備がなされたおらず、実態の把握が困難な状況にある施設に対する調査・指導や、不当に營利を図るなどして事業者に対する經營の制限・停止の決定について、本市にとって過大な負担となる以上のことより、善良な事業者を排除することがないよう配慮しつつ、無料低額宿泊所及び法的位置付けのない施設への入所者の適正な待遇を確保し、質の向上を図るために、届出制の見直し及び施設設備・運営に関する基準並びに指導権限を明記した法整備を行うことが必要である。	厚生労働省	指定都市市長会	埼玉県、千葉県、新潟県、名古屋市、大阪府、福岡市、熊本市	○無料低額宿泊所事業は、第二種社会福祉事業として届出制となっており、形式的要件が整つていれば受理せざるを得ない。また、事業開始後においても社会福祉法第70条に基づく検査を独自に定め、事業者に対して指導を行っているが、法律に基づく指導権限がないため、指導には限界がある。また、この指針では、社会福祉法各法の法的位置付けのない施設に対する指導を行ってはいけない。実態の把握は困難である。國において平成21年度に指針の見直しが行われたが、届出制の見直し及び施設設備・運営に関する基準並びに指導権限を明記した法整備がなされたおらず、実態の把握が困難な状況にある施設に対する調査・指導や、不当に營利を図るなどして事業者に対する經營の制限・停止の決定について、本市にとって過大な負担となる以上のことより、善良な事業者を排除することがないよう配慮しつつ、無料低額宿泊所及び法的位置付けのない施設への入所者の適正な待遇を確保し、質の向上を図るために、届出制の見直し及び施設設備・運営に関する基準並びに指導権限を明記した法整備を行うことが必要である。		

管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
215 B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	施設型給付費等の算定方法に係る事務(処遇改善等加算に係る事務)の簡素化	施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が増大している状況。具体例は以下のとおり。  【相模原市の事例】 ○処遇改善等加算に係る事務 「基準年度の賃金水準」の考え方に対する理解が浸透していないこと、加算率のうち基礎分の算定に必要な事務作業が煩雑かつ膨大であること、加算額の積算方法が複雑で施設側での対応が困難であることなどの理由により、行政・施設双方に負担が増大している。 ○市システムによる請求事務の指導・助言 施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定・請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならず、多大な事務負担が生じている。	市町村及び各施設の事務量の軽減につながり、市町村においては地域の実情に応じた施策に、各施設においては保護者のニーズ等に応じたきめ細かな子育て環境の整備により一層注力できる。	・子ども・子育て支援交付金交付基綱・特定教育・保育・特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に関する費用の額の算定に関する基準(平成27年内閣府告示第49号) ・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日府政共生第349号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会	旭川市、仙台市、秋田市、山形市、ひたちなか市、川越市、海老名市、静岡県、城陽市、豊田市、大阪府、伊丹市、淡路市、山陽小野田市、徳島県、北九州市、新宮町、佐賀県、長崎市、大村市、熊本県、延岡市	O(処遇改善等加算に係る事務) 加算認定に係る考え方方が施設側に浸透していない中で、平成29年度は新たに「処遇改善Ⅱ」の項目が追加された。平成29年度は当該加算の認定にあたり、研修受講の要件は不問とされたが、当該要件の適用時期が不透明であり、施設側の不安をおぼえている。さらに、從来からの処遇改善Ⅰの加算も含め、額の積算方法が複雑で施設側での対応が困難があり、当該積算に助言するとともに、施設双方とも大きな負担がかかっている。 O(市システムによる請求事務の指導・助言) 施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。また、平成29年度からは新たに「処遇改善Ⅱ」の項目が新設され、当該加算項目による事務負担が増大した。 O(処遇改善等加算の実績報告書の作成に当たり、実績額を算出するための全国統一の様式やシステムファイルを提供してほしい) また、加算項目を簡素化し、請求事務の負担軽減を図っていただきたい。 O(制度が複雑かつ難解という点に関して) 施設型給付費について、分国のある保健所における加算の適否の判断が内閣府と厚労省とで異なる事例が生じたとのお問い合わせ詳細は以下のとおり。 ①年度当初は区の判断で加算をつけていたが、都を通じて内閣府に照会したところ「加算不可」との回答を得たため、過去に減額精算した。②事業者から、直接受けたところ「加算可」との回答を得たとの苦情があり、再度都を通じて内閣府に照会。③内閣府の回答が「加算可」に変わったため、再び年度当初に限り、加算を受け直した。 ※該当する加算項目は主任保育士専任加算、療育支援加算、施設機能強化推進費算等。 O(処遇改善等加算について、施設から、職員一人当たりの賃金改善額を対象人数分支弁する等事務を簡素化して欲しいとの声が寄せられている) O(処遇改善等加算の取扱いについては、平成27年8月26日付け事務連絡で考え方が示されているが、制度が複雑・難解であるため、市町村の説明や各施設での対応に苦慮しており、事務及び制度の簡素化が必要である。 O(制度が複雑・難解であり、処遇改善等加算に係る事務等において、制度の理解や算定に必要な事務作業が煩雑・膨大となっており、事務負担が増大している) 施設型給付費等算定の事務にあたっては、施設において給付費の算定・請求を行い、町で確認・支給事務を行っている。当月分の給付費は当月内に支給と定められていることから、短期間で給付額の算定・請求、支給事務を行わなければならず、施設側・行政側とともに大きな負担となっている。 施設型給付費等の算定方法に係る事務が簡素化されれば、施設側・行政側ともに負担軽減となり、よりよい子育て環境の整備が図られるものと考える。 O(本市でも同様に、処遇改善等加算に係る事務において、「基準年度の賃金水準」の考え方、加算額の積算方法等が複雑で施設側での対応が困難であることなどの理由により、行政・施設双方に負担が増大している) O(提案市からの事務改善方法に賛同。その他自治体及び事業者がデメリット無く行える改善策としては以下のとおり。  1. 職員配置が要件となっている加算に係る適用単位の見直し (理由) 「専用配置改善加算」等、加算には担当職員の配置が要件とされているものが多いが、現在は単位の認定であるため毎月配置状況を確認する必要があり、この報告及び審査が事業者及び自治体にとって負担となっている。 加算の適用単位が「6ヶ月」若しくは「3ヶ月」に変更すれば、事務負担の軽減に繋がる。 2. 特定加算部分における3月初日の利用子どもの負担に加算・要件の見直し (理由) 「施設機能強化推進費算」や「入所児童処遇特別加算」等、特定加算部分については、多くの算定が3月初日の利用子どもの単価に加算とされているが、3月の支給後、子どもの月途中入退所等があった場合、精算は翌年4月とならざるを得ない。 自治体及び施設の事業者によって3月～4月は決算を控えた年度末であり、業務繁忙及び決算期の遅れに繋がっていることから、加算の時期を「10月初日」とすれば、平準化による事務負担の軽減に繋がる。 3. 処遇改善等加算の賃金改善要件部分に係る加算見込額計算方法の簡素化 (理由) 賃金改善要件分については、各月初日の利用子どもの数により変動することから、3月を待たないと年間額が確定しないため、事業者側からは見込みが立てにくく運用しにくいとの苦情が多く寄せられている。 毎月の利用子どもの数により支給するのではなく、「4月初日」若しくは「10月初日」の利用子どもの数により1年分を1回で支給する方が、自治体の事務負担軽減及び事業者の見込みの明確化に繋がる。 4. 「主任保育士専任加算」等における「延長保育」「一時預かり」「病児保育」等を「複数実施する施設に加算」要件の撤廃 (理由) 「主任保育士等専任加算」をはじめ、上記のような事業を複数実施していることが要件となるいる加算が複数あるが、そもそも要件としての意味をあまり見い出せないにも関わらず、実施状況を毎月確認する必要があるため、報告及び審査が事業者及び自治体にとって負担となっている。 要件を廃止すれば、双方にとっても事務負担の軽減に繋がる。 5. 人事院勧告に基づく公定価格単価の遅延改定時期の見直し (理由) 平成27年度及び平成28年度と、人事院勧告に伴う公定価格の遅延改定が行われているが、何れも年度末に実施されており、自治体では事務対応に苦慮しているほか、事業者からも、この時期に人件費引上げ分として交付されても対応が困難である旨、苦情が寄せられている。 補正予算による対応であるためこの時期になってしまっていることは承知しているが、9月～10月頃などの早い時期に交付となれば、自治体及び事業者とともに、事務の大変な軽減に繋がるものと考える。 O(処遇改善加算については、「基準年度の賃金水準」についての考え方の理解が浸透していないばかりでなく、制度とそれらについて施設でいかに推定・計算できないため、実績報告を受ける市町村では、基準年度の賃金水準について正しく設定ができているかどうか、判断がかなり難しい。また、施設・市町村双方で確認する手間が膨大になる。 O(本市についても事業自治体と同様、施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市で請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定・請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている) O(本県における加算認定事務は、夏(8月頃)～冬(1月中旬)まで行っており、業務の負担が大きい。 O(処遇改善等加算に係る事務については、提案団体と同様特に、賃金改善要件分に係る加算額の算出については、毎月支給している当該加算の額を把握できていない施設がある。 賃金改善を適切に実施するためにも、現行の仕組みをシンプルな構造・方法に改めて欲しい。 O(処遇改善等加算に係る事務) 「基準年度の賃金水準」の考え方、加算額の積算方法等、制度が複雑で、行政・施設双方の負担が非常に増大している。 O(本市においても、施設型給付費等の算定については多大な事務負担が生じているため、簡素化することが必要であると考える。 O(計算方法が複雑なうえ、公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分を考慮するなど、単価改定ごとに給与規定を改定することを念頭に置かれたような制度設計であり、現実にそぐわない。 O(提案団体と同様に、施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が増大している状況である。 O(施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が増大し、担当者は極めて多くの時間を当該業務に費やしている。 O(制度が複雑・難解で行政・施設共に加算に係る事務及び要する時間も増加した。事務の簡素化を行うことで行政・施設共に業務効率化を図ることがができる。 O(本市においても処遇改善等加算に係る事務は煩雑かつ膨大であり、毎年変わる加算率等への対応も苦慮し、給付費の請求、支払い事務も多大な負担が生じている。 O(制度が複雑であるため、行政・施設ともに事務量が増大している。 提案市の具体的な実施例と同様に「基準年度の賃金水準」の考え方に対する理解が浸透していないこと、加算額の積算方法等が複雑であるため、施設から提出された書類に対し訂正を求めるケースが多く、行政・施設双方に負担が増大している。 O(施設改定について、加算額の算出方法も複雑なため施設側の対応が困難なうえ、行政側も顧員の勤続年数の算出等の確認作業に時間がかかり、負担となっている。さらに、現行の算出に加えて新たな加算が追加されていくため、施設・行政ともに新たな制度に対応しなければならず、事務処理負担が増大している。				



管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
233	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護福祉士修学資金等貸付制度の見直し	介護福祉士修学資金等貸付制度について、4つの事業区分に分けて配分されるため、特に推進を図っていきたい事業に対して重点的に配分する等の裁量がないため、地域のニーズにあった事業に重点を置いて実施できるようになることや介護人材の確保と質の向上が図られるため、住民の地域福祉の充実につながる。	地域の実情に応じて、各事業区分間の配分額を都道府県の裁量により、調整できようになることで、地域のニーズにあった事業に重点を置いて実施できるようになることや介護人材の確保と質の向上が図られるため、住民の地域福祉の充実につながる。	介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱	厚生労働省	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山县、鳥取県、徳島県、京都市	川崎市	一			
236	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	地方公共団体が食品ロス対策を推進できる環境の整備	食品ロス削減のための取組を進めることで、資源の有効利用による住民生活の向上に資する。 ○フランス法の例 売り場面積400m <sup>2</sup> 以上の食品小売店の福祉団体に対する食品寄贈の義務化 食中毒や食品安全事故の発生が現在よりも増加しないよう、現行制度よりもきめ細やかな規定を設け、食の安心・安全を担保した上で、制度を構築し、地方公共団体が食品ロス対策を推進できる環境を整備されたい。 (京都府でも、食品ロス削減のため食品寄贈を促進する条例等の制定を検討しているが、食品衛生法は寄贈についても適用されるため、例えば、寄贈責任を問わないというような内容の条例を制定しても無効である。)	消費者の安心・安全を損なわない範囲で食品客覧を促進し、各自治体で食品ロス削減のための取組を進めることで、資源の有効利用による住民生活の向上に資する。	食品衛生法	厚生労働省	京都府、徳島県	旭川市、三鷹市、宮崎県	一			
243	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療従事者免許に係る各種申請書様式記載事項の見直し	医療従事者免許の各種申請(新規申請、籍訂正・書換交付申請、再交付申請、未梢申請)は、住所地の都道府県知事に由り、厚生労働大臣に提出することとされている。 申請に使用する申請書様式は厚生労働省令で定められており、その宛名が「厚生労働大臣 ○○○○ 殿」と規定されているため、申請者は大臣名を記入しなければならない。 申請書の交付機関である厚生労働省では、厚生労働大臣名の記載がないまたは誤記を防止するため、受付窓口に大臣名を大きく記載した紙を掲示するなどして対応しているが、実際に厚生労働大臣名が空欄または誤記がある場合には、厚生労働省へ進達する際に正しい厚生労働大臣名を記載した箇所には、厚生労働省と申請の取扱いとなる。申請書の交付件数は年間約2,800件にのぼり、県保健福祉事務所と申請の取扱いとなる機関である県医療基盤課(薬剤師は業務課)のそれぞれで厚生労働大臣名をはじめとする記載内容を確認しており、事務負担が生じている。 ※医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士	医療従事者免許の各種申請書様式の厚生労働大臣名を廃止することで、申請者や申請書内容の確認を行う都道府県職員の事務負担を軽減することできる。	医師法第2条、医師法施行令第3条、医師法施行規則第1条の3等	厚生労働省	群馬県、福島県、新潟県	旭川市、岩手県、青森県、長野県、静岡県、愛媛県、京都府、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県	O【制度の必要性】本市においても、厚生労働大臣名が未記入又は誤記等による訂正の必要性が生じた場合には、提出団体と同様の方法により対応している。 O本府における免許の申請受け件数は年間約1700件(H28年度実績)であり、修正等の対応も多く生じているため、業務軽減の観点から大臣名の記載廃止の必要性を感じている。 O提案県の支障事例と同様に、業務軽減の観点から大臣名の記載廃止の必要性を感じている。 O多くの申請書において大臣名の記載が求められていないことからも、当該取扱いを廃止し、業務の効率化を図る必要性が認められる。 Oまた、各種免許申請書に厚生労働大臣名を記載する特段の理由が明示されていないこと、他の多くの申請書において大臣名の記載が求められていないことからも、当該取扱いを廃止し、業務の効率化を図る必要性が認められる。 O厚生労働大臣の任免があった場合、申請日と厚生労働大臣名との整合性の確認に伴う事務負担がさらに増大する。 O申請書の受け付け窓口である医療課及び保健所では、厚生労働大臣名の記載がない、または誤記を防止するため、記入例を作成して対応している。 しかし、実際に厚生労働大臣名が空欄または誤記がある場合が多く、訂正したことがわかる様に修正した上で、厚生労働省へ進達している。 O申請書の受け付け件数は年間約4,000件にのぼり、厚生労働大臣名をはじめとする記載内容を確認していることから、大きな事務負担が生じている。 O大量の申請時には確認を行うことが困難、かつ大臣が変更された場合に混乱をきたすと思われる。「厚生労働大臣 殿」であればそのようなこともないと考える。 O具体的な支障事例と同様、申請者は大臣名を記入しなければならないため、受付窓口において大臣名を掲示し、空欄・誤記の際には申請者に確認の後、大臣名をゴム印を押印する等の対応を行っている。また、県へ進達する場合には再度大臣名を含む記載内容を確認しており、事務負担が生じている。 O本県においても、医療従事者免許の各種申請の受付を保健所窓口で行っており、窓口に厚生労働大臣名を表示している。 O当該業務についても権限委譲に基づき、市町申請のみを受付しているため、県の取扱い件数に比べて少ない件数ではあるが、申請者の多数が申請書に大臣の氏名を記入しておらず、その都度、大臣の氏名を示し記入するよう対応しているところである。 O申請に使用する申請書様式は厚生労働省令で定められており、その宛名が「厚生労働大臣 ○○○○ 殿」と規定されているため、申請者は大臣名を記入しなければならないが、厚生労働大臣のみであれば記入漏れや確認事項の鞋蓋に繋がると考える。			
244	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	特定事業所集中減算の制度の見直し	居宅介護支援事業に係る特定事業所集中減算の制度について、平成27年度の介護報酬の改定において、減算対象となる集中割合が90%から80%に引き下がれるとともに、対象サービスについても3サービスから17サービスに拡大された。 この制度改定により、本県では、減算判定の対象事業所が約6倍と大幅に増えたことにより、地域の実情等も踏まえて正当な理由を判断するためのヒアリングをはじめ、事務処理に多大な労力を要しているが、結果的に減算相当と判定した事業所の数は、平成27年度後で大差がなかった。 また、県内の居宅介護支援事業所からも、判定に必要なとなる資料作成や指定権者のヒアリングへの対応などの事務負担が大きいこと、介護サービス事業所と医療機関との連携が必要であることや利用者から質が高いことを理由に特定の事業所を希望する場合には、一定、利用者の希望を勘案しなければならないことがあるなど、地域の実情からサービスが特定の事業所に集中することもあり、制度見直しの要望も寄せられている。	提案の実現によって判定に必要となる資料作成や指定権者のヒアリングへの対応などの事務負担を大幅に削減することができるため、自治体、介護サービス事業所の負担軽減につながるものと考えられる。	指定居宅介護支援に関する費用の額の算定に関する基準 別表注6 厚生労働大臣が定める基準83	厚生労働省	香川県	川崎市、新潟市、高崎市、大津市、大阪府、島根県、徳島県、高松市	O本市においても、制度改正後の減算の判定件数は20倍程度増加しているにも関わらず、結果は制度改正前と大差がない状態となっており、事務処理にのみ多大な労力を要しているため、制度の見直しを求めます。 O包括支援センターが開催する事例検討会に提出している事例については、減算判定の計算から外すことができることから、事例検討会に多くの事例が提出されるため、包括支援センター等の事務負担が増加している。 O本県においても、減算判定の対象は約3,6倍に増え、事務処理量は大幅に増加した一方、結果的に減算相手と判定した事業所の数は、制度改正前後で大差はないかった。 O区域内にいくつも事業所しか存在しないサービス種別によっては、利用者の選択も限られるという現状である。 O本市においても、減算判定の対象事業所が大幅に増えたことにより、地域の実情等も踏まえた正当な理由を総合的に判定するためのヒアリングをはじめ、事務処理に多大な労力を要している。 また、医療系サービスにおいては、利用者の必要な医療の特質に応じたサービス提供を図ることが重要であり、集中減算を意識しきりで、利用者の状態や医療連携を無視した不適切なサービス事業所への変更につながる虞れもある。 このようなことから、利用者に適したサービスの提供を図る上で、集中割合や集中減算に不適当なサービスについて精査するなど、制度を見直す必要性がある。			
262	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	就職準備金の貸付対象者要件が、現在「保育士登録後1年以上」かつ、「離職後1年未満」等の潜在保育士へも貸付できるよう制度改正する。	保育士修学資金貸付等制度における就職準備貸付について、「離職後1年未満」等の潜在保育士へも貸付できるよう制度改正する。	潜在保育士の復職を促し、保育士の確保につながる。	保育士修学資金貸付等制度実施要綱	厚生労働省	大阪府、兵庫県、和歌山县、徳島県、京都府、北九州市、大阪市、神戸市、沖縄県	川崎市、浜松市、島本町、北九州市、大阪市、神戸市、沖縄県	O本市においても、当該貸付事業を実施しているが、要件が厳しいために対象者が少ない状況であるため、要件緩和は必要であると考える。 O潜在保育士の復職を促し、保育士の確保につながる。			

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
263	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子育て短期支援事業の実施場所に関する規制緩和	子育て短期支援事業の実施場所は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設等の他保護を適切に行うことができる施設であるが、里親のリクルーティング・マッチング・支援を行なう里親支援機関を介して里親に委託した場合に、当事者の実施できるよう制度の見直しをさせたい。	府内の子育て短期支援事業市町村の割合は、戦災孤児の保護・収容を目的とした児童養護施設が他の府県と比べて高いことから、全国水準を大きく上回る88%となっている。その一方で、大阪府では児童虐待の相談対応件数が全国一多い。児童養護施設等では虐待を受けた児童の措置所等で常勤職員であり、子育て短期支援事業の利用者は受け入れることが困難となっているが、里親のリクルーティング・マッチング・支援を行なう里親支援機関を介して里親に委託した場合に、当事者の実施できるよう制度の見直しをさせたい。	里親支援機関から里親に委託を行うよう制度の見直しがなされることで、里親への委託が促進されるようになり、児童養護施設等が満員を受け入れができない場合にも利用者の受け皿を確保することができるようになる。また、施設に対する利用者の受け入れ等で、子育て短期支援事業が充実することで、児童虐待の発生予防に繋がる。	児童福祉法第6条の3第2項、第21条の9児童福祉法施行規則第1条の3第6条及び、第1条の4第21条の4第1条の4児童支援事業の実施について厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 平成26年 雇児発第040111号)	厚生労働省	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域圏	川崎市、大垣市、焼津市	○当内に児童養護施設や乳児院がなく、子育て短期支援事業を利用する場合は、保護者が市外にある施設へ送迎する必要があり、大きな負担となっている。 ○現在は児童養護施設ヒアリーホーム(1か所)と子育て短期支援事業の委託契約を結んでおりが、施設が少ないことから申請に対応できているのは半分程度である。定員や年齢等の理由で施設から受け入れを断られることが多い、出産・入院等の切迫した状況で、施設が使えない場合、児童相談所に一時保護を依頼したケースも複数あつた。ほかにも緊急時の受け入れや学校等の送迎など、里親家庭を利用することで課題解決が図られる。		
271	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童養護施設における看護師配置の基準緩和	【現状】 児童養護施設では、児童被虐など不適切な療養による被害の症状として、低体温、夜尿症等個別負担金における看護師配置を受ける要件は、「医療的ケアを必要とする児童が15人以上で据え置かれており、医療的ケアの実施に支障が生じていることから、医療的ケアを必要とする児童が15人以上という要件を児童養護施設等の小規模化に対応できるよう大幅に見直すこと。	医療的ケアが必要な児童や被虐待児童へのきめ細かい対応が可能となり、児童の安心・安全な養育に資することができる。	平成24年4月5日付 雇児発第0405号第11号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知第6	厚生労働省	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	長野県、大分県	○国は児童養護施設等の小規模化を進めおり、本県でも児童養護施設9カ所のうち大舍施設は1カ所で、定員も40名以下の施設がほとんどであるなど小規模化が全国に先駆けて進んでいる。こうした中、医療的ケアを必要とする児童が15人以上という基準は施設の実情に合っておらず、施設側から規制緩和の要望が出ており。 ○改正必要。運営する立場からすれば、人材確保の面で旅費・交通費の補助対象の特例を設けることは助かるとしているが、本県でも高齢化に伴う指導者不足・校区の広域化が進むなか、各市町村が運営することであります。 ○県内の施設では、平成27年度で100人の児童が医療的ケアを必要としている。通院等については看護師が対応しているが、施設によっては小規模化・地域分散化等を進めており、本県でも、「児童養護施設(1施設、地域小規模化施設)のうち、看護師がいる施設は1施設のみであり、看護師の配置が大きな課題となっています。 児童養護施設等の小規模化を国が進めるなか、医療的ケアを必要とする児童が急増していることから、当該基準は緩和されなければ看護師の配置が進まらず、多くの施設で支障が発生することを懸念しており、現場の実態に合わせた基準の見直し及び必要な支援を求みたい。 ※(一社)兵庫県児童養護連絡協議会からも同様の要望がある。			
307	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療型児童発達支援における医師の常勤要件の緩和	指定医療型児童発達支援事業における医師の常勤要件の明確化	現在兵庫県でも医師不足は否認できない状況の中、当該施設は北播磨圏域に所在し、88歳になる医師が常勤で勤務しており、後継者が居ない状況である。兵庫県や近隣の病院等が非常勤医も含めた医師を依頼をすると、見つからない。当該常勤医が欠けた後、現在のようなる勤務体制を確保することは極めて困難な事態であり、近い将来問題を抱える可能性があると考えている。その後は当園に通園する児童と保護者への影響は免れず、成長期の子供の発育が出来なくなる。また、福祉型へ移行すればドクターの指導の下の療育は受け入れられ、外来児の受け入れや訓練が出来なくなるとともに近隣での外來児の受け入れが難しくなっている。また、医療型の継続が不可能となるは、近隣での同じ施設ではなく、放課後等ディサービスの通所となるが、重度障害児等を受け入れる事業所は近隣においては受け入れを困難としている。その後、医療型から福音型への変更をした場合、保育・療育・診察・栄養介助等を一貫して行っている施設が近隣にはなく、同じサービスを受けようすれば2か所から3か所以上を保護者が児童を連れて走り回ることになり負担増はもとより不可能な状態となる。また児童の発達に関する療育が将来にわたり影響する。 従って、北播磨地域における障害児の医療的支援体制は崩壊の危機にあり、現行の医師配置の標準の規定について、当地域の実情を勘案し、標準を一定程度下回る場合であっても医療型児童発達支援事業が存続できるよう、特例措置や規定の明確化等をお願いしたい。	医療型児童発達支援事業における、設置基準について、要件(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第56条及び医療法施行規則第21条の2・児童発達支援事業所に置くべき医師の員数の標準は、一とする)を明確化することで、事業体制の継続について検討することができ、事業の継続が可能となる。 現在同様、18歳までの外來児の受け入れが継続できる。 北播磨圏域(三木市を除く4市1町)は約20万人の人口規模であるが、障害を持つ児童等は年々増加の傾向であり、保護者が強く継続を希望されている。 その上、医療型から福音型への変更をした場合、保育・療育・診察・栄養介助等を一貫して行っている施設が近隣にはなく、同じサービスを受けようすれば2か所から3か所以上を保護者が児童を連れて走り回ることになり負担増はもとより不可能な状態となる。また児童の発達に関する療育が将来にわたり影響する。 従って、北播磨地域における障害児の医療的支援体制は崩壊の危機にあり、現行の医師配置の標準の規定について、当地域の実情を勘案し、標準を一定程度下回る場合であっても医療型児童発達支援事業が存続できるよう、特例措置や規定の明確化等をお願いしたい。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第56条及び医療法施行規則第21条の2・医療法施行規則第21条の2	厚生労働省	北播磨ごども発達支援センター事務組合わかあゆ園	西脇市、小野市、加西市、加東市、多可町	・過去の新聞記事① ・過去の新聞記事②	○本年4月現在において、市内から17名の障がいのある児童が同施設に通園し、療育訓練を受けている。 近隣において医療型児童発達支援事業を行う施設がないため、常勤医師の不在により「わかあゆ園」が同事業を停止すれば、現在利用している障がい児は受け入れ先がない状態となり、医療型児童発達支援事業を受けることができなくなる。 ついで、障がい児が安心して療育を受けられるよう、地域の実情を勘案し、現行の医師配置の標準について、標準を一定程度下回る場合であっても医療型児童発達支援事業が継続できるよう規制緩和を求める。 ○北播磨ごども発達支援センター事務組合わかあゆ園を組織している市町においても状況は同じであり、北播磨地域における障害児の医療的支援体制が崩壊の危機にあり、現行の医師配置の標準の規定について、地域の実情を勘案し、標準を一定程度下回る場合であっても医療型児童発達支援事業が存続できるよう、特例措置や規定の明確化等をお願いしたい。	
308	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	障害児リハビリテーション料の施設基準における医師の常勤要件の緩和	当該施設では、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練及び治療を行うため、保育・経済・送迎等の支援サービスに加え、治療(診察・リハビリテーション)を行っている。上記の診療報酬の算定方法の規定により、常勤医師一名が必要となる。 地域には、当該施設以外の障害児リハビリテーション料を設けている施設があるが、継続的に施設を卒業した児童が、継続的にリハビリテーションのケアを受けるために、当該施設の継続は重要となる。 当該施設の事情により、施設の常勤医師の高齢化(現在88歳)と地域の医師不足による後任者不在により、施設の維持が困難となっている。 従って、北播磨地域における障害児の医療的支援体制(外来リハビリテーションに係る)は崩壊の危機にあり、現行の医師配置の規定について、当地域の実情を勘案し、障害児リハビリテーションの施設基準について、非常勤医師でも認められる等の、医療型児童発達支援事業が存続できるよう、特例措置を求める。	医療型児童発達支援事業における、障害児リハビリテーションの施設基準について、要件(障害児(者)リハビリテーションを行っている専門の医師が1名以上配置されていること)を非常勤医師でも可とすることで、事業体制の継続について検討することができ、市民が望む医療型セイコーの存続が可能となる。 地域には、当該施設を卒業した児童が、継続的にリハビリテーションのケアを受けるために、当該施設の継続は重要となる。 当該施設の事情により、施設の常勤医師の高齢化(現在88歳)と地域の医師不足による後任者不在により、施設の維持が困難となっている。 従って、北播磨地域における障害児の医療的支援体制(外来リハビリテーションに係る)は崩壊の危機にあり、現行の医師配置の規定について、当地域の実情を勘案し、障害児リハビリテーションの施設基準について、非常勤医師でも認められる等の、医療型児童発達支援事業が存続できるよう、特例措置を求める。	健康保険法第76条、高齢者の医療の確保に関する法律第71条、厚生労働省告示第63号	厚生労働省	北播磨ごども発達支援センター事務組合わかあゆ園	西脇市、小野市、加西市、加東市、多可町	○本年4月現在において、市内から17名の障がいのある児童が同施設に通園し、療育訓練を受けている。 近隣において医療型児童発達支援事業を行う施設がないため、常勤医師の不在により「わかあゆ園」が同事業を停止すれば、現在利用している障がい児は受け入れ先がない状態となり、医療型児童発達支援事業を受けることができなくなる。 ついで、障がい児が安心して療育を受けられるよう、地域の実情を勘案し、現行の医師配置の標準について、標準を一定程度下回る場合であっても医療型児童発達支援事業が継続できるよう規制緩和を求める。 ○北播磨ごども発達支援センター事務組合わかあゆ園を組織している市町においても状況は同じであり、北播磨地域における障害児の医療的支援体制(外来リハビリテーションに係る)は崩壊の危機にあり、現行の医師配置の規定について、地域の実情を勘案し、標準を一定程度下回る場合であっても医療型児童発達支援事業が存続できるよう、特例措置や規定の明確化等をお願いしたい。			
292	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険指定居宅サービス及び障害福祉サービス事業所の指定に係る有効期間について弾力的な運用	介護保険指定居宅サービス及び障害福祉サービス事業者においては、サービスに係る指定の更新を6年ごとに受けなければならない規定が存在していることから、複数のサービスの指定を受けている事業者において、サービスごとに指定の有効期間が異なっている場合には、それぞれのサービスごとに更新が必要となるため、その更新ごとに申請書類や添付書類の準備しなくてはならず、事業者にとって大きな事務負担となっている。 現在は、介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者においては、サービスに係る指定の更新を6年ごとに受けなければならない規定が存在していることから、複数のサービスの指定を受けている事業者において、サービスごとに更新が必要となるよう見直しを求める。	同一事業所で複数サービスを指定していくことで有効期限が異なる場合に、指定有効期限をあわせて更新することで、次回の更新に際して、事業者は、更新の申請手続きをまとめて行うことができるようになるため、事務負担の軽減を図ることができる。 また、自治体(都道府県(市))においても、更新に係る事務手続き(通知、連絡確認、審査、決裁)の効率化を図ができる。	介護保険法第七十条の2 ・他の ・社会生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四十一条	厚生労働省	船橋市	仙台市、千葉県、八王子市、横浜市、新潟市、高崎市、各務ヶ原市、名古屋市、日暮市、大津市、府中町、長崎市、熊本市、宮崎市	○提案市と同様に、複数のサービスの指定を受ける事業者において、サービスごとに指定の有効期限が異なっている場合には、その更新ごとに申請書類や添付書類の準備しなくてはならず、事業者から更新の手続きをまとめて行うことができるよう、事務負担となるため、更新の申請手続きをまとめて行うことができるよう、事務負担を軽減するため、複数のサービスごとに申請書類や添付書類の準備しなくてはならず、事業者にとって大きな事務負担となっている。 ○介護保険指定居宅サービス ○本件提案のとおり、複数のサービスの指定を受けている事業者において、サービスごとに指定の有効期限が異なっている場合には、それぞれのサービスごとに更新が必要となるため、その更新ごとに申請書類や添付書類の準備しなくてはならず、事業者にとって大きな事務負担となっている。 また、本件提案のとおり、複数のサービスの指定を受けている事業者において、サービスごとに指定の有効期限が異なっている場合には、それそれぞれのサービスごとに更新が必要となるため、その更新ごとに申請書類や添付書類の準備しなくてはならず、事業者にとって大きな事務負担となっている。 ○障害福祉指定サービス			

管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野								団体名	支障事例	
296	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園固有の「子育て支援事業」及び「地域子育て支援拠点事業」の重複解消	地域子育て支援拠点事業の委託を受けた保育所・幼稚園が認定こども園に移行した際に生じる、地域子育て支援拠点事業と子育て支援事業の実施の重複解消	認定こども園固有の「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」を地 域の実情に応じて、設置できることにより、限られた費用で地域全 ての保育所(又は幼稚園)時代に受託していた「地域子育て支援拠点事業」 と子育て支援事業の実施の重複解消	認定こども園固有の「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」を地 域の実情に応じて、設置できることにより、限られた費用で地域全 ての保育所(又は幼稚園)時代に受託していた「地域子育て支援拠点事業」 と子育て支援事業の実施の重複解消	子ども・子育て支援法、児童福祉法、就学 前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成29年3 月8日「自治体向けFAQ第15版」206	内閣府、文部科学省、厚生労働省	和歌山市	・生活保護費の費用返還及び費用微収決定の取り扱いについて(平成24年7 月23日社援保発0723第1号)(第一次改正平成26年4月25日社援保発0425第4 号)(第2次改正平成28年3月31日社援保発0331第3号)	○本県においては、幼保連携認定こども園に対し、認定こども園法に規定する子育て支援事 業のうち2つ以上を週3日以上実施しなければならない条例で定めており、認定こども園法に 規定のある「子育て支援事業」と地域子育て支援拠点事業の重複実施となる。	
298	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護法第78条の2による保護金品等との調整における上限額への弾力的運用	生活保護法第78条の2による保護金品等との調整においては、「生活保護費の費用返還及び費用微収における保護金品等との調整について(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局監修長通知)」により 定められている上限に数量を加えられるようにすることで、生活保護受給者 の身体的、時間的負担が大きくなることによる影響を考慮する上で納付書等によ つて保護受給者の同意と福祉事務所の判断があれば数量を加えられるようにな したもの。	生活保護法第78条の2による費用微収における保護金品等との調整の中で は、「生活保護費の費用返還及び費用微収における保護金品等との調整について(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局監修長通知)」により 定められているが、保護受給者が上限以上の額を返還する経 費節減につながり、他世帯のケースワーク等の充実につながる。 また、納付漏れ等が減ることにより計画的な微収が可能となる。 この場合、高齢世帯、障害世帯、傷病世帯等が8割を占める生活保護受給者が わざわざ無理をして毎月足を運ぶ金融機関へ納付書を持参する上での納付書等によ つて保護受給者とその扶養親族が負担する負担が増えることによる問題がある。 また、納付漏れ等の場合には、電話や訪問による催促や督促の送付など、 新たな業務が発生するほか、当初の計画通りに納付がされず、期間が長期化 することもある。 さらに複数世帯の場合、世帯員数によらず一律の上限が示されているため、多 人数世帯の場合であっても1万円を超える微収については納付書によらざるを得ない。	生活保護法第78条の2による費用微収における保護金品等との調整の制度は、納付漏れ防 止や、債務管理に係る債務負担の経減に繋がる有用な制度であると考えている。しかし、微収金 の総額が額が多額であり、障害者加算などの相殺可能な額が大きい場合などにおいて、微 収金の返済期間が長期化することから、実際適用するには課題が多い状況にある。本人の同 意を前提とした上で、月の上限額に彈力的運用を認めることで、微収金の絶対的納付に伴う債権 の負担軽減や保護費の窓口支給の減少、様々な事務が効率化、適正化などと考えられ る。	厚生労働省	郡山市	ひたちなか市、青梅市、多治見市、豊橋市、豊田市、北九州市、熊本市	○生活保護法第78条の2による費用微収における保護金品等との調整の制度は、納付漏れ防 止や、債務管理に係る債務負担の経減に繋がる有用な制度であると考えている。しかし、微収金 の総額が額が多額であり、障害者加算などの相殺可能な額が大きい場合などにおいて、微 収金の返済期間が長期化することから、実際適用するには課題が多い状況にある。本人の同 意を前提とした上で、月の上限額に弾力的運用を認めることで、微収金の絶対的納付に伴う債権 の負担軽減や保護費の窓口支給の減少、様々な事務が効率化、適正化などと考えられ る。		
305	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	障害児者の相談支援におけるアセスメント及びモニタリング実施場所の規制緩和	福祉サービス利用の際ににおけるアセスメント及びモニタリングについて、利用者が通所している事業所においても、相談支援におけるアセスメント及びモニタリングを実施することができるようになるため事業者の参入増が期待され、全ての利用者に対して適切な相談支援の実施を推進するようになることを求める。	障害児者の自立した生活を支援するために、中立、公正な第三者によるケアマネジメントが必要となるが、事業者の参入が少なく、全ての利用者に対して適切なケアマネジメントが実施できない。 また、相談支援におけるアセスメント及びモニタリングの実施について、利用者が通所している事業所においても、相談支援専門員が面接できるようになることを求める。	障害児者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計 画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第28号)第15条第2項第6号及び第3項第2号 ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第29号)第15条第2項第6号及び第3項第2号	厚生労働省	千葉市	旭川市、千葉県、新宿市、相模原市、多治見市、刈谷市、大阪府、伊丹市	○当市においても個々のケースによるが、本人や事業所等との都合のつきにくさ等の問題があ るため、相談支援専門員が直接事業所に出向き、実際の本人の様子を確認した上でアセスメント 等を実施した方が効率的である。 居宅や精神科病院及び障害者支援施設等以外に相談支援事業所や本人が通所する日中系 サービス事業所等における面接を含め、効率的・実施できるようになるため、アセスメント及びモニタリン グの実施場所の拡大をしていただきたい。 特に障害児に関しては、療育等の必要なサービスを利用している場合が多く、保護者の障 害受容が進んでいないケースや保護者の子どもの障害に対する理解が進んでいない場合もあ る。 障害児児童及び保護者や家族の希望によって、事業所での面接も可能ということになることで、 事業者の参入及び効率的・効率的な相談支援が実施できることが期待できる。 ○適切なアセスメントを行う上、利用者の日常生活全般の状況を把握することは非常に重 要なことであり、面接を行なうことは、居宅等では異なる利用者の状況を把握するためには 効果的であると考えられる。しかし、現行制度では、通所先で面接を行うことが効率的である利用 者であっても、居宅等で面接を行なわなければならない状況にある。このことなどから、より適切 なケアマネジメントを行なうためには、アセスメント及びモニタリングの実施場所に応じて、 また、実態として、通所をしている利用者は、自宅の帰宅時間が午後4時以降となる場合がほ んどよいため、この場合、相談支援専門員は通常の勤務時間内のモニタリングができる、 特に繁忙期には勤務時間外でのモニタリングが増え、アセスメントやモニタリングを効率的に行な うことができるといふ状況である。 ○相談支援事業所が伸びず全ての利用者に対して適切なケアマネジメントができない状況に あって、事業所での面接を可能とするににより、相談支援専門員が効率的にアセスメントやモニ タリングを実施することで、全ての利用者に対して適切な相談支援の実施が期待できる。 ○障害児者の利用者が通所している事業所での面接を可能とすることで、利用者及び相談支援 専門員の利便性が向上すると思われるのにこの意図に対しては賛成である。 ○通所サービスの利用者については、アセスメント、モニタリングを通所している事業所で行な うことを認めてほしい」というが、利用者、相談支援専門員双方より出ている。 ○相談支援におけるアセスメント及びモニタリングの実施については、居住市と同様、利用者の 居宅、精神科病院又は障害者支援施設、障害児相談支援にあつては居宅のみで面接を行うこ ととされている。現在、支障が出ている程の状況はないが、事業所での面接ができる選択肢が あることは、アセスメント及びモニタリングの効率的な実施において、望ましいことであると考え る。 ○生活環境や家庭との関係性、生活状況を把握した上で、サービスの必要性を総合的に判断 するために居宅等への訪問を原則としている旨は、実施できるものの、相談支援専門員が 利用者へ居宅訪問の趣旨を説明し、同意が得られるよう継続して働きかけを行なうにも関わ らず、どうしても居宅等の訪問受け入れ困難な利用者(例えば、①自己交換されるから、部屋 への利用自体を止めると可能性のある場合精神疾患があり、部屋は空疎されているか、部屋で の面接はやむをえない状況の場合、②GHI利用者でGHIに未だれる上他の利用者から、あの人 に誰かと間違われるのか苦痛だから訪問を拒む場合等)が多く、相談支援の継続やサービスの利 用に支障が生じている例がある。 利用者の関係性が弱れる又はサービスの継続した利用ができないなど計画相談支援等 の実施に支障が生じるような状況を得られない場合には、市町村の判断で通所している事業所での アセスメント及びモニタリングを可能とするよう緩和してもらいたい。 ○相談支援専門員の数が少ないと、利用者の保護者の都合により、自宅でのアセスメント及 びモニタリングを勤務時間外に行なざるを得ない状況が多数発生している。 アセスメントは自宅で行なうことが望ましいと考えるが、モニタリングについては規制を緩和し、通 所事業所での面接も可能となる効率的なアセスメント及びモニタリングが実施できると考える。 ○障害児者の相談支援については、利用者が増加傾向にある一方、事業所に対する報酬が必 ずしも2分でないため、相談支援専門員1人当たりの担当件数が増大しており、専門員の疲 やフラの気の低下など相談支援の質の確保が難しい状況となっている。このよう中、利用 者が通所している事業所においても相談支援専門員が面接できるようにすることは、専門員の負 担軽減に資するものである。		